

長岡市こども計画

～第3期長岡市子育て・育ち“あい”プラン～

令和●年●月



長岡市
長岡市教育委員会

目 次

第1部 総論	1
I. 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景・趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	6
3. 計画の期間.....	7
4. 計画の策定体制.....	7
5. こども・若者・子育て当事者の意見聴取.....	7
II. 長岡市のこども・若者を取り巻く現状.....	14
1. こども・若者に関する国の動向.....	14
2. 人口動態.....	19
3. こどもの状況.....	22
4. 若者の状況.....	26
5. 家庭・保護者の状況.....	31
6. 第2期あいプランでの取組と課題.....	39
7. こども大綱に示された事項に対する今後の方向性.....	44
III. 計画の考え方.....	46
1. 基本理念と基本目標.....	46
2. 施策体系.....	48
3. 計画の推進.....	49
4. 計画の成果指標.....	51
5. 進捗管理.....	52
第2部 施策の展開	53
長岡で育つ.....	54
I. ライフステージを通じた施策.....	56
施策 1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等.....	61
施策 1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり.....	63
施策 1-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	81
施策 1-4 こどもの貧困対策.....	86
施策 1-5 配慮が必要なこども・若者への支援.....	92
施策 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	99
施策 1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	104
II. ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）.....	110
施策 2-1 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	112
施策 2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.....	122
III. ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）.....	128
施策 3-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の確立等.....	130

施策 3-2	居場所づくり	132
施策 3-3	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	138
施策 3-4	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	140
施策 3-5	いじめ防止	143
施策 3-6	不登校のこどもへの支援	144
施策 3-7	校則の見直し	145
施策 3-8	体罰や不適切な指導の防止	146
施策 3-9	高校中退の予防、高校中退後の支援	147
IV.	ライフステージ別の施策③（青年期）	148
施策 4-1	高等教育の修学支援、高等教育の充実	149
施策 4-2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	150
施策 4-3	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	152
施策 4-4	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	153
V.	子育て当事者への支援施策	155
施策 5-1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	157
施策 5-2	地域子育て支援、家庭教育支援	161
施策 5-3	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	164
施策 5-4	ひとり親家庭への支援	168
第3部	子ども・子育て支援事業計画	171
I.	教育・保育提供区域の設定	172
1.	教育・保育提供区域とは	172
2.	長岡市の教育・保育提供区域	172
3.	児童数の推計	175
II.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	178
1.	施設の現状	178
2.	量の見込みと確保方策	178
III.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	189
1.	利用者支援事業	189
2.	延長保育事業（時間外保育事業）	191
3.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	192
4.	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	202
5.	養育支援訪問事業（育児支援事業、産後ケア訪問、産前産後寄り添い事業）	203
6.	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育ての駅）	204
7.	一時預かり事業	206
8.	病児保育事業	208
9.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	209
10.	妊婦健康診査	210
11.	実費徴収に係る補足給付を行う事業	211
12.	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	211

1 3. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.....	211
1 4. 子育て世帯訪問支援事業.....	211
1 5. 親子関係形成支援事業.....	212
1 6. 妊産婦包括相談支援事業.....	212
1 7. 産後ケア事業.....	213

付属資料.....214

1. こどもの意見と本計画の基本目標への反映.....	215
2. 長岡市子ども・若者の権利条例（案）.....	220
3. 長岡市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）.....	224
4. 長岡市子ども・子育て会議開催状況.....	225
5. 長岡市子ども・子育て会議条例.....	226
6. 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則.....	227

第1部 総論

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

平成元（1989）年、国連総会で児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）が採択され、こどもは権利の主体であり、保護の対象であることが示されました。

こどもの権利条約では次の4つの原則が示されました。

「差別の禁止」

すべてのこどもは、こども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「こどもの最善の利益」

こどもに関することが決められ、行われる時には、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

「生命、生存及び発達に対する権利」

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

「こどもの意見の尊重」

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

日本は、平成6（1994）年に批准し、こどもの権利の保障と促進に努めてきたところですが、いじめや虐待、貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は深刻であり、また、子育て当事者の負担感や孤立感による子育てに対する不安等も増大しています。

さらに、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない状況であることから、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっています。

こうした中、国においては、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足、「こども基本法」が施行され、12月には、こども施策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指すための基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を策定するように努めることとされており、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困と格差の解消を図り、こども・若者が幸せな状態で成長できる環境づくりを推し進めていくことが求められています。

長岡市（以下、「本市」という。）では、すべてのこどもたちの健やかな成長を支援するため、平成27年（2015年）3月に「第1期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」、令和2年（2020年）3月に「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第2期あいプラン」という。）を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

この第2期あいプランが令和6（2024）年度末で終了することから、これまでの子育て支援のさらなる充実を目指すとともに、「こどもまんなか社会」を実現するため、「第3期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」を包含する「長岡市こども計画」を策定します。

こどもまんなか社会とは、

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会です。

具体的に下記の社会を指します。

（1）全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら、次のことができる社会

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる

- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

(2) 20代、30代を中心とする若い世代が、以下のことができる社会

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

用語について

(1) こども・若者の定義

「こども」は、「心身の発達の過程にある者をいう。」とこども基本法で示されており、本計画でも同様とします。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しているものです。

また、「若者」は、こども大綱において、法令上の定義はありませんが、「思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者」と示されています。

なお、ポスト青年期については、こども大綱の策定によって、廃止された「子供・若者育成支援推進大綱」において、40歳未満の者と示されていました。

本計画における若者は、おおむね30歳未満の者としますが、施策によっては40歳未満の者も対象とするものとします。

(2) 「こども」と「子ども」の表記の使い分け

原則として、「こども」と表記することとします。

ただし、次のような場合などは、「子ども」と表記します。

- ・「子ども・子育て支援法」、「子ども・子育て会議」のように、例規等で決まっているもの
- ・「放課後子ども教室推進事業」のように、すでに本市で実施している取組で取組名が定着しているもの
- ・原則として18歳未満の方を対象とし、「子ども」と表記した方が伝わりやすいもの

2. 計画の位置づけ

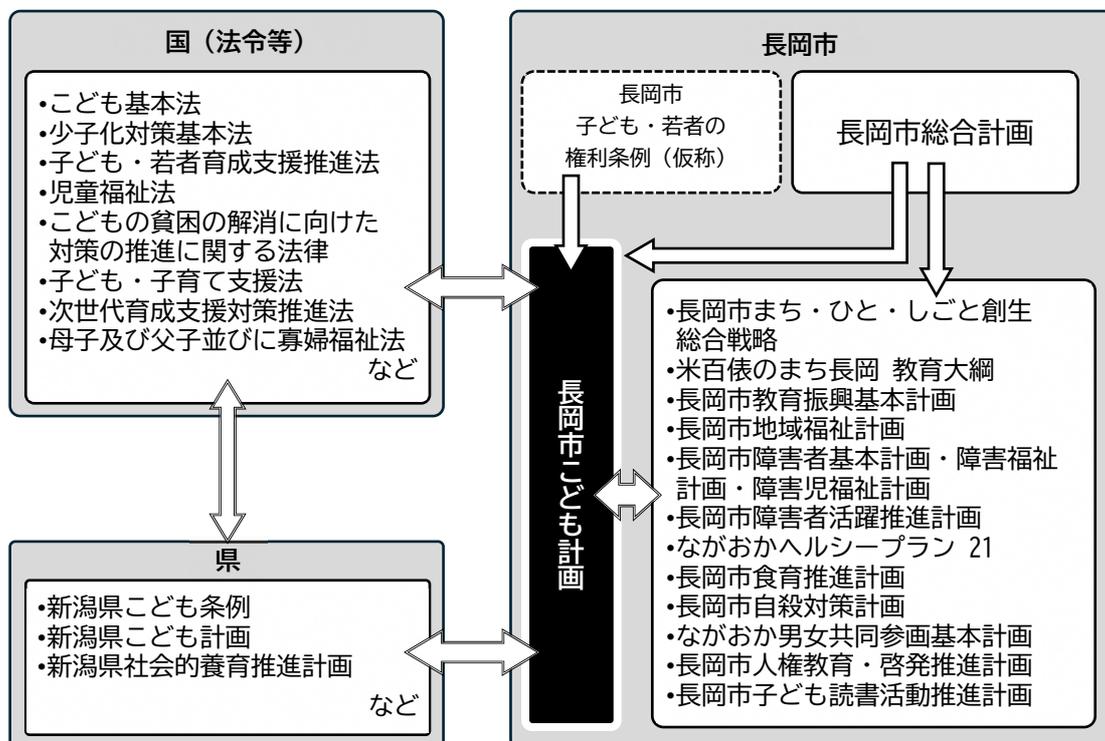
この計画は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の計画と一体のものとして策定します。

- (1) 「こども基本法」第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」（母子保健計画を兼ねる）
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」

また、この計画は、市の最上位計画である「長岡市総合計画」と整合を図るとともに、関連する本市の分野別計画との整合・連携を図りながら、こども・若者・子育て当事者支援の関連施策を推進していきます。

なお、この計画は、国・県の関連計画とも整合性を持ったものとしします。

図表 1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、柔軟に対応し、計画の実効性を高めるため、必要に応じて見直します。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、長岡市子ども・子育て会議条例第1条に基づき設置した「長岡市子ども・子育て会議」において、計画内容や本市の子ども・子育て支援施策に関する事項などについて、複数回にわたる審議を行いました。

また、こども、若者、子育て当事者の意見聴取をはじめ、長岡市教育委員会、長岡市議会、パブリックコメントを通じ長岡市民からも広く意見を聴取する機会を設けるとともに、意見の反映については、当該会議等において審議を重ね、本計画を策定しました。

5. こども・若者・子育て当事者の意見聴取

こども基本法では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。（第11条）

また、国が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、こども・若者の意見を聴き、反映する場面が次のように記載されています。

こども・若者の意見を聴き、反映する場面（例）

- ・現状の施策について、希望や課題・ニーズを聞く。
- ・どのように課題を解決するかアイデアを募る。
- ・こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする。
- ・施策や事業を評価してより良くする。

本計画の策定にあっては、幅広い分野にわたるこども・若者施策をニーズにあわせて展開していくために、様々な方法により意見を聴取しました。

(1) 調査・アンケートの実施

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の意向を確認するため、アンケート調査やヒアリングなどを実施しました。実施概要を以下にまとめます。

1) 長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査

(ア) 就学前児童、小学生のいる家庭の保護者に対する調査

本調査は、地域の子育て家庭の生活実態や意識、サービスの利用実態及び今後の利用意向等を把握し、実態に即した目標事業量の設定等を効果的かつ円滑に行うことを目的として実施しました。

図表 2 調査対象及び調査方法

調査対象者	就学前児童、小学生のいる家庭の保護者
調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月23日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、郵送配付、園・学校経由での配付 回収方法は、郵送、園・学校経由での回答及びWEB回答方式

図表 3 配付数、回収数

対象	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,499 票	1,147 票	1,147 票	76.5%
小学生	1,438 票	1,228 票	1,223 票	85.0%

(イ) 市内の中学校、高等学校に通学する中高生に対する調査

本調査は、普段の生活実態や将来に対する考えなどを把握するために実施しました。

図表 4 調査対象及び調査方法

調査対象者	市内の中学校、高等学校に通学する中高生
調査期間	令和6年1月13日～令和6年1月31日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、学校経由での配付 回収方法は、学校経由での回答、郵送及びWEB回答方式

図表 5 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
605 票	446 票	445 票	73.6%

2) 長岡市子育て世帯の生活に関する調査

本調査は、主に、こどもの貧困、ヤングケアラー¹支援策を検討するため、市内のこどものいる世帯の生活実態を把握することを目的として実施しました。

図表 6 調査対象及び調査方法

調査対象	18歳未満のこどもがいる世帯
調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月23日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、郵送配付 回収方法は、郵送方式及びWEB回答方式

図表 7 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
4,000票	2,964票	2,964票	74.1%

3) 長岡市若者意識調査

本調査は、市内の若者の生活スタイルや意識を把握することで、若者支援施策を検討するうえでの参考資料とすることを目的として実施しました。

図表 8 調査対象及び調査方法

調査対象	19歳から39歳の住民
調査期間	令和6年7月1日～令和6年7月16日
調査方法	配付方法は、郵送で回答依頼状を配付 回答方法は、WEB回答方式

図表 9 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
7,942票	2,129票	2,029票	25.5%

¹ ヤングケアラー・・・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

4) 将来の生活に対する考え方に関するアンケート

対象者	小学校5年生～中学校3年生（任意回答）
回答者数	2,097人（回答率 19.9%）
テーマ	・「みんながしあわせに生きていくために必要なことは、何だと思えますか。」 ・「みんながしあわせに生きていくために、今の生活に足りていない・将来の生活を考えたときに不安なことはありますか。」
意見反映	・こどもたちからの意見は本計画の基本目標（P.46）に反映しました。 ・詳細は、付属資料（P.215）に掲載しました。

(2) ワークショップの開催

1) 児童クラブでのワークショップ

「こどもの居場所づくりに関する指針（こども家庭庁）」における「こどもの居場所づくり推進の4つの視点」の一つである『みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～』を踏まえ、下記のテーマで意見聴取を実施しました。

テーマ

- ・児童クラブの楽しいところは？
- ・児童クラブでやってみたいことは？
- ・家、学校、児童クラブの他に楽しい場所は？
- ・みんながすんでいる長岡市に「あったらいいな」と思う場所は？

(ア) 意見聴取の様子

ファシリテーターの優しい声かけもあり、こどもたちはたくさんの意見を伝えてくれました。

図表 10 意見聴取の様子



(イ) 意見聴取を踏まえての対応

こどもたちの意見を整理したうえで、それぞれの意見への対応について、施設長・児童厚生員・子ども・子育て課職員で話し合い、方向性を決定しました。

例えば、紙ひこうき大会などの実現できそうなイベントは、今後できるように企画することにしました。一方で、ゲームやタブレットを児童クラブに持ってきてほしいという意見は、壊れたり、なくなったりするので、実現できなかったものもあります。

(ウ) フィードバック

あげられた意見は下図のように整理し、こどもたちへフィードバックしました。

図表 11 フィードバック例

じぶんたちのいばしょをよりよくしよう！ **8がつ16にち しろうまる じどうクラブ**

みんなにきいたこと、かいてもらったこと

じどうクラブでたのしいところ

- サッカー、バスケット、たっさやう、バドミントン
- なわとび、いちりんしゃ、たけうま
- けん・マンガをよむ
- めりえ、おえかき、パズル、こうさく、ビデオ
- ボードゲーム、トランプ、UNO、オセロ、しょうぎ
- レゴ、にんぎょうとおぼまご、あやとり、ピンゴ、ドミノ
- コースターづくり、クリスマスかい
- しゅくだい
- とちどちとおそゆる、とちどちとおべんどうをたべれる
- こうせいいんさんとはなせる

じどうクラブでやってみたいこと

- おにごっこ、かくれんぼ、とびごこ、100mそう、リレー
- ドッジボール、アスレチック、ボーリング、スケボー、やきやう、ダーツ
- ホールを1〜3ねんせいであつきたい
- スポーツをおしえてほしい
- こくばんにおえかき、めりえ100まい、おりがみ、マンガをかく
- かみひこうきたいかい、カラオケたいかい、なつまつり
- こうさく(ブラバン、スタンパほんこ、にんぎょう、おしろづくり)
- ごはんづくり、りかのごっけん、スーパーけんごく、テレビゲーム
- いまのじどうクラブがたのしい

たのしいいばしょ

- アオレ、ミライエ、ときメッセ、としよかん、こうえん
- たのしいかん、プール、テニスじょう、サッカーじょう
- ショッピングモール、スーパー、ゲームセンター
- パッケージセンター、ボーリングじょう
- ねこカフェ、ハンバーガーショップ
- えきででんしゃをみる、しんかんせんにのっておでかけ
- おばあちゃんのを、おうちやこうえんではなびがあえる
- ロックフェスティバルのギョウランド

おとどがほびしたけっか

おもいをかなえられそうなもの → **どのようにかなえるか**

- ① ボーリング
- ② ホールを1〜3ねんせいであつきたい、リレー
- ③ スポーツをおしえてほしい
- ④ こくばんにおえかき、じゆうにえがかけるところ
- ⑤ めりえ100まい、おりがみ
- ⑥ かみひこうきたいかい
- ⑦ ウォータースライダー
- ⑧ おおきいこうえん
- ⑨ すいごかん
- ⑩ きれいなじしゆうスペース
- ⑪ ボーリングができるようになります。
- ⑫ バッパつのおそびをするときけんなので、1つのおそび(リレーなど)ができるようにきかくします。
- ⑬ こどもスポーツクラブをまいしゆうすいようひにしろまるしょうがっこうのたのしいかんですていしている、パパ・ママにそうだんしてみてね。
- ⑭ うらがしろういのみをよういしている、じゆうにつかてね。
- ⑮ めりえ、おりがみをよういしています。(ひとり1にち3まいまで)
- ⑯ できるようにきかくします。
- ⑰ ながおかしでは、きぼうがおかプールにあるよ。
- ⑱ ながおかきゆうりょうこうえんがあるよ、12がつ〜3がつはむりょうだよ。
- ⑳ てらどまりにあるよ。
- ㉑ ミライエは、きれいなスペースでじしゆうができるよ。

おもいをかなえられなかったもの → **なぜかなえられなかったか**

- ① やきやう、スケボー
- ② ごはんづくり
- ③ テレビゲーム
- ④ しょうがくせいがあめるときもあそべるいばしょ
- ⑤ じどうクラブではスペースがないからむすかしいけれど、やきやうは、スポーツじょうねんだんできますよ。
- ⑥ スケボーは、たいけんかいもある、さんかしてみてね。
- ⑦ たくさんのこがあそびにきてい、むすかしいですが、さんこうします。
- ⑧ ねだんがたかく、なくなりやすいので、かうことがむすかしいです。
- ⑨ ねだんがとちどちのため、すぐにはできませんが、さんこうします。

こんかい、かなえられなかったいけんも、こんごのさんこうにします。たくさんのいけん、あいがどう！

子ども・子育て課
四郎丸児童クラブ

(エ) 当日参加できなかった子どもへの対応

意見聴取の当日に参加できなかった子どもや、みんなの前で意見を伝えにくかった子どものために、「わたしの思いBOX」を児童クラブに設置し、幅広く意見を聴きました。

図表 12 幅広く意見を聴くための対応



ガガク plus わたしの思い ～20周年記念クラブ～	
わたしの思いをここに書いてください	

2) ワークショップ

実施後に記載します。

(3) 審議会等の委員等へのこども・若者の登用

子ども・子育て会議の委員に、長岡青年会議所や子育て当事者を登用しています。

(4) 関係団体への意見聴取

次の子ども・子育て会議委員の所属団体に意見聴取を実施しました。

聴取内容については、関係者と情報共有を行い、今後の取組の参考にします。

意見聴取団体	<ul style="list-style-type: none">・長岡市子ども会連絡協議会 (ジュニアリーダーの中高生への意見聴取)・NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた (団体が講師を務める講座参加者へのアンケート)・障がいのある子どもの放課後活動を考える会・長岡 (団体会員へのアンケート)
--------	---

(5) パブリックコメント

募集期間：令和7年1月27日～2月25日

閲覧場所：子ども・子育て課、各支所、本市ホームページ

実施後に記載します。

Ⅱ 長岡市のこども・若者を取り巻く現状

1. こども・若者に関する国の動向

(1) こども家庭庁

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」が発足しました。

「こども家庭庁」は、こども政策の司令塔として、こども政策に関する総合調整機能を一元的に集約し、新規の課題や各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組への対応、こどもの福祉・保健分野を中心とする事業の実施や、様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援を実現することなどが役割となっています。

(2) こども基本法

令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、以下が定められています。

こども基本法の概要(こども大綱及び地方公共団体関連部分抜粋)

- ▷こども施策に関する大綱（こども大綱）の策定義務【第9条】
- ▷地方公共団体の責務【第5条】
- ▷都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）【第10条】
 - ・「こども・若者計画」「こども貧困対策計画」等の一体化に加え、その他一体化が考えられる計画として「次世代育成支援計画」「子ども・子育て支援事業計画」が挙げられている。
- ▷こども等の意見の反映【第11条】
 - ・こどもや子育て当事者等の意見聴取・反映（パブリックコメント、審議会・懇談会等への参画促進、SNS等を活用した意見聴取等の仕組み・場づくり）
 - ・こどもの意見が施策に反映されたかどうかについてこどもにフィードバック
- ▷関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）【第13条、第14条】

(3) こども大綱

令和5(2023)年12月に、こども基本法第9条に規定された、こども大綱が閣議決定されました。

こども大綱は、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つにまとめ、こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めたものです。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが示されています。

基本的な方針(6本の柱)

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
- ②学童期・思春期
- ③青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組

(4) こども未来戦略

令和5（2023）年12月12日には「こども未来戦略」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策のさらなる強化も進められています。

また、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進しています。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供とあわせて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図ることなどが示されています。

加えて、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進することが示されています。

(5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、初めて法律に明記しました。自治体などが支援に努めるべき対象に加えています。

(6) 児童福祉法の一部改正

令和2(2020)年度に、児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和4(2022)年6月に児童福祉法等の一部が改正されました。

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化のほか、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業が新設され、既存の3事業とともに「家庭支援事業」に位置付けられました。

【児童福祉法の一部改正の要点】

① こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

② 市区町村における子育て家庭への支援の充実

【新規】 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。

【新規】 児童育成支援拠点事業

虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う。

【新規】 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。

【拡充】 子育て短期支援事業

保護者がこどもとともに入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。

【拡充】 一時預かり事業

子育て負担を軽減する目的(レスパイト・リフレッシュ利用など)での利用が可能である旨を明確化する。

(7) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という。）は、子ども・子育て支援法、児童福祉法等の一部が改正されたことを受け、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る改正が実施されました。

今回の基本指針改正では「こどもの権利擁護」「事業の新設」「こども家庭センターや地域子育て相談機関の整備」が主なポイントとされています。

【基本指針改正の要点】

① こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県計画の基本的記載事項として、児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

② 事業の新設

子ども・子育て支援法改正による3事業（妊婦等包括相談支援事業・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・産後ケア事業）、児童福祉法改正による3事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）の計6つの事業を新設。

③ こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

2. 人口動態

(1) 人口の推移

本市の人口は減少が続いています。平成26(2014)年は279,507人でしたが、令和6(2024)年には256,731人と8.1%減少しています。

こども・若者は他の世代と比べると大きく減少しています。特に、0～4歳、5～9歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳の減少が大きくなっています。

図表 13 年代別人口の推移

年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	平成26年を 基準とした 変化率
0～4歳	11,103	10,857	10,531	10,285	10,044	9,708	9,377	8,911	8,600	8,285	7,872	-29.1%
5～9歳	11,903	11,763	11,761	11,546	11,306	11,063	10,865	10,607	10,331	10,079	9,748	-18.1%
10～14歳	12,821	12,517	12,232	12,088	11,953	11,850	11,717	11,741	11,507	11,275	11,042	-13.9%
15～19歳	13,362	13,260	13,121	13,059	12,851	12,589	12,300	12,013	11,736	11,609	11,573	-13.4%
20～24歳	12,815	12,513	12,364	12,367	12,367	12,354	12,219	12,074	11,933	11,830	11,382	-11.2%
25～29歳	13,693	13,261	12,659	12,402	12,002	11,866	11,619	11,410	11,181	11,080	10,940	-20.1%
30～34歳	16,016	15,459	14,988	14,486	14,138	13,560	13,050	12,547	12,171	11,882	11,705	-26.9%
35～39歳	18,544	18,020	17,400	16,826	16,346	15,893	15,400	14,963	14,553	14,119	13,569	-26.8%
40～64歳	93,117	91,631	90,547	89,763	89,050	88,460	87,947	87,467	86,947	86,436	85,826	-7.8%
65～74歳	35,483	37,234	38,376	39,018	39,514	39,550	40,082	40,912	40,608	38,923	37,463	5.6%
75歳以上	40,650	40,858	41,382	42,041	42,445	43,027	43,066	42,526	42,820	44,334	45,611	12.2%
合計	279,507	277,373	275,361	273,881	272,016	269,920	267,642	265,171	262,387	259,852	256,731	-8.1%
年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	
0～4歳	4.0%	3.9%	3.8%	3.8%	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%	3.3%	3.2%	3.1%	
5～9歳	4.3%	4.2%	4.3%	4.2%	4.2%	4.1%	4.1%	4.0%	3.9%	3.9%	3.8%	
10～14歳	4.6%	4.5%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	
15～19歳	4.8%	4.8%	4.8%	4.8%	4.7%	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	
20～24歳	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%	4.6%	4.6%	4.5%	4.6%	4.4%	
25～29歳	4.9%	4.8%	4.6%	4.5%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	
30～34歳	5.7%	5.6%	5.4%	5.3%	5.2%	5.0%	4.9%	4.7%	4.6%	4.6%	4.6%	
35～39歳	6.6%	6.5%	6.3%	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.6%	5.5%	5.4%	5.3%	
40～64歳	33.3%	33.0%	32.9%	32.8%	32.7%	32.8%	32.9%	33.0%	33.1%	33.3%	33.4%	
65～74歳	12.7%	13.4%	13.9%	14.2%	14.5%	14.7%	15.0%	15.4%	15.5%	15.0%	14.6%	
75歳以上	14.5%	14.7%	15.0%	15.4%	15.6%	15.9%	16.1%	16.0%	16.3%	17.1%	17.8%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

出典：長岡市市民課（各年4月1日）

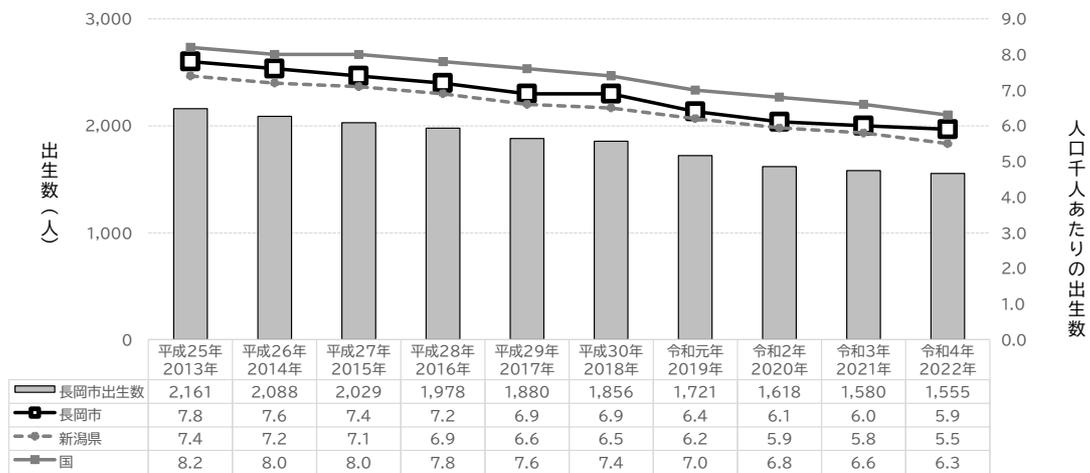
(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

1) 出生数の推移

出生数は減少が続いており、平成25(2013)年は2,161人でしたが、令和4(2022)年には1,555人となっています。

人口千人あたりの出生数を国、新潟県全体と比べると、本市は国を一貫して下回り、県を上回っています。

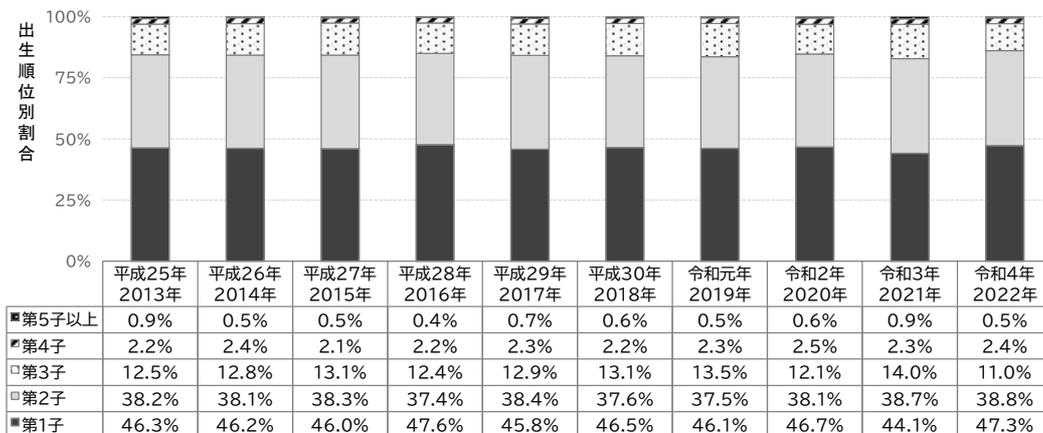
図表14 出生数の推移



資料：長岡市、新潟県 県福祉保健部「福祉保健年報」、国 人口動態統計月報年計（概数）の概況

出生数を出生順位別にわけてみると、平成25(2013)年から令和4(2022)年まで、ほぼ変わらずに推移しています。

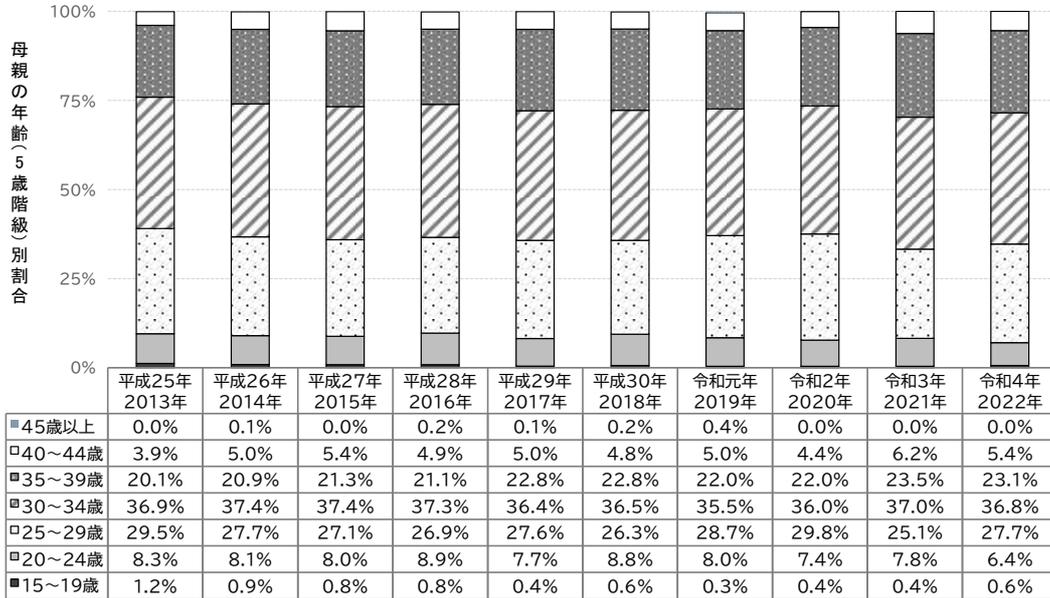
図表15 出生順位別割合の推移



資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

母親の年齢別割合をみると、平成 25（2013）年から令和 4（2022）年まで、ほぼ変わらずに推移しています。

図表 16 母親の年齢（5 差階級）別割合の推移

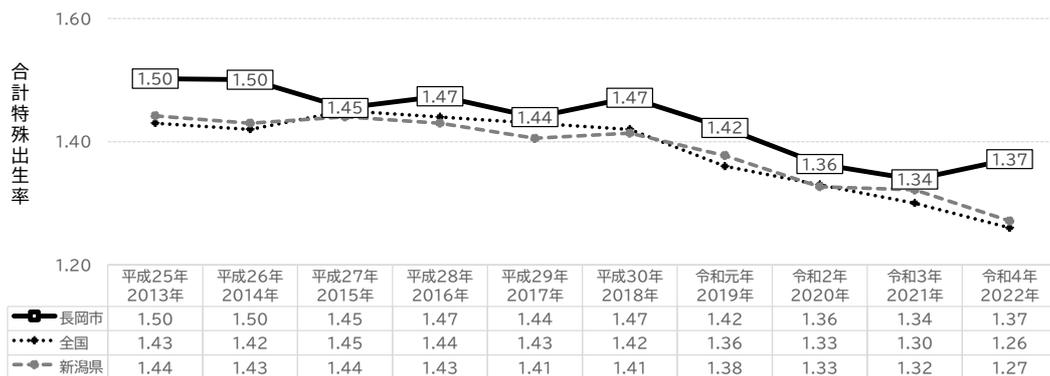


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 25（2013）年の 1.50 から令和 4（2022）年には 1.37 と低下しています。国、新潟県と比較すると、一貫して上回っています。

図表 17 合計特殊出生率の推移



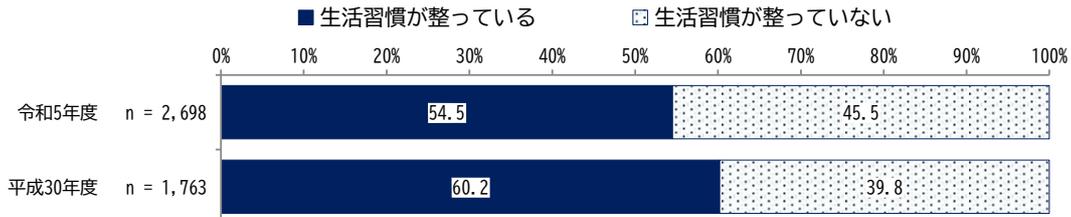
資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

3. こどもの状況

(1) 生活習慣

平成30年度調査と比較して、「生活習慣が整っていない」こどもの割合が高くなっています。

図表 18 こどもの生活習慣



資料：令和5年度子育て世帯の生活実態調査結果

※「朝食を毎食バランスよく食べ」、「起床・就寝時間が概ね決まっている」と回答したこどもを「生活習慣が整っている」としました。

(2) 居場所

放課後や土日祝日を過ごす場所は、平成30年度調査と比べると、いずれも「自宅で過ごす」割合が高くなっています。中高生は、幼少期からSNSを身近に使うことができる環境に育った「ソーシャルネイティブ世代」と呼ばれ、自宅で過ごしなが、SNSを通じて他者とのつながりを構築していく傾向がより進んでいることがうかがえます。

図表 19 放課後・土日祝日を過ごす場所

	調査数	自宅	学校 (部活動を含む)	学習塾・予備校	友だちの家	アルバイト先	かの公共施設	アオーレ、ミライエ、まちなかキャン、トモシアなど	ゲームセンター・カラオケ店	駅前等のショッピングセンター	学習塾以外の習い事	ファミリーレストラン・ファーストフード店	図書館	児童館	体育館	公園・広場	その他	無回答
放課後	令和5年度	445	90.8	45.6	13.5	6.3	5.6	4.9	4.9	4.7	4.3	1.6	1.1	0.0	4.0	0.9	2.2	0.7
	平成30年度	428	85.7	59.6	22.2	9.6	0.7	3.5	0.9	3.5	4.7	0.5		1.2		2.3	1.6	0.0
土日祝	令和5年度	445	91.0	26.7	8.1	12.6	5.6	4.9	8.8	31.5	4.7	4.5	2.2	0.0	3.4	0.7	2.5	1.8
	平成30年度	428	89.5	38.8	12.1	20.6	1.4	4.9	6.1	28.7	4.0	2.3		2.3		1.9	3.3	0.0

資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

(3) 困りごとや不安

困りごとや不安は、「勉強、成績、受験」が48.8%で最も多く、次いで「将来(進路)」が38.0%、「特にない」が24.9%となっています。

図表 20 困っていることや悩み

	調査数	勉強、成績、受験	将来(進路)	友人(異性)関係	お金	部活動	人生、生活	遊び	学校、先生	社会の出来事	家族、きょうだいのケア	性	インターネット上の人間関係	その他	特にない	無回答
令和5年度	445	48.8	38.0	16.4	14.8	14.2	8.1	4.5	3.4	3.4	1.8	1.1	0.9	1.1	24.9	1.8
平成30年度	428	54.7	40.2	19.4	10.0	20.1	8.4	4.4	5.1	2.6	3.3	1.6	2.1	2.1	18.2	1.2

資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

相談相手は、「友人」が56.9%で最も多く、次いで「母親」が56.6%、「父親」が26.1%となっています。

図表 21 困っていることや悩みの相談先

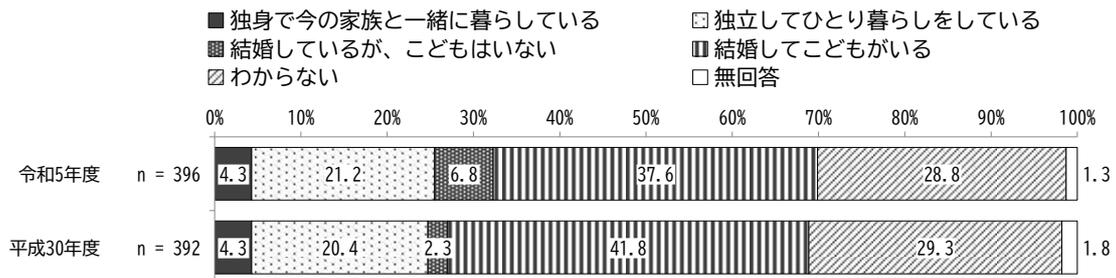
	調査数	友人	母親	父親	学校の先生	兄弟姉妹	祖父母	親戚	習い事や塾の先生	インターネットを利用した相談サービス	教育センター	健康センター	青少年育成センター	民間の電話相談	その他	相談しない	無回答
令和5年度	445	56.9	56.6	26.1	15.7	14.6	7.2	2.7	2.7	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0	1.6	19.1	0.2
平成30年度	428	57.7	50.2	17.5	12.1	14.0	6.8	1.2	5.8	0.7	0.0	0.2	0.0	0.2	1.4	18.7	0.7

資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

(4) 将来の生活のイメージ

中高生の将来の生活イメージは、「結婚して子どもがいる」が37.6%で最も多く、次いで「わからない」が28.8%、「独立してひとり暮らしをしている」が21.2%となっています。平成30年度調査と比べると「結婚して子どもがいる」が低下し、「結婚しているが子どもはいない」が約3倍上昇しています。

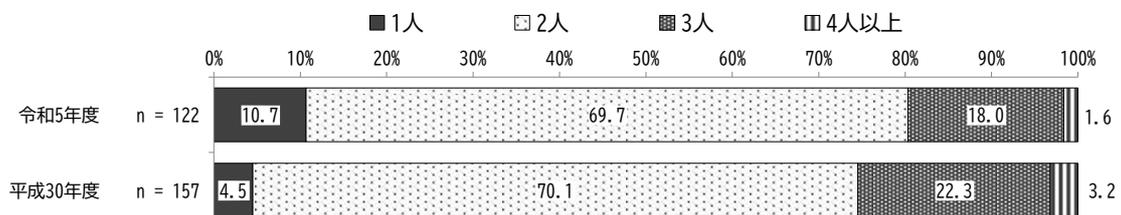
図表 22 将来の生活イメージ



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

「結婚して子どもがいる」と回答した方に対して、ほしい子どもの人数をうかがったところ、平成30年度調査と比べて「1人」の割合が上昇しています。

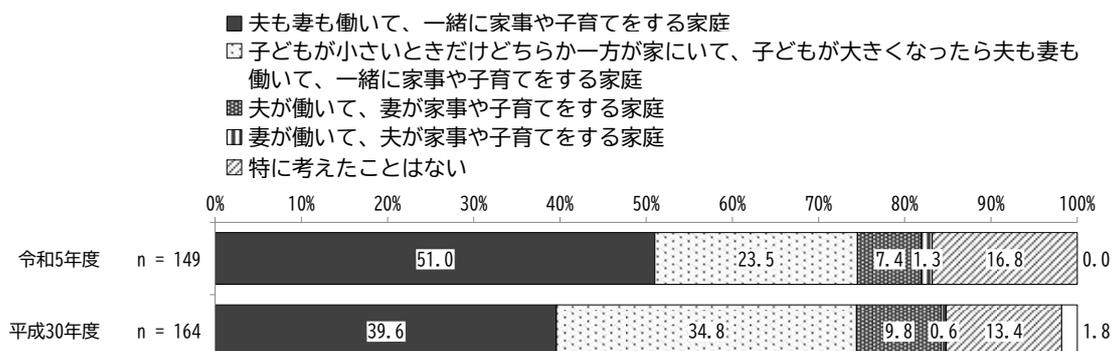
図表 23 将来、ほしい子どもの人数（「結婚して子どもがいる」と回答した方のみ）



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

将来作りたい家庭像については、「夫も妻も働いて、一緒に家事や子育てをする家庭」が51.0%で最も多く、「子どもが小さいときだけどちらか一方が家にいて、子どもが大きくなったら夫も妻も働いて、一緒に家事や子育てをする家庭」が続いています。

図表 24 将来作りたい家庭像

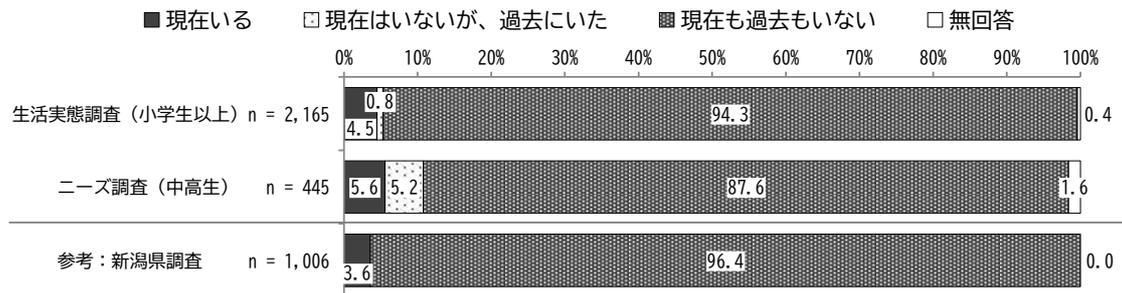


(5) 家族のお世話

お手伝いの範囲に含まれることを回答している場合も含まれると考えられますが、家族の中に子どもがお世話をしている人が「現在いる」割合は、生活実態調査で4.5%、ニーズ調査（中学生・高校生票）で5.6%となっています。

令和4年度に新潟県が実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」(※)では、「お世話をしている家族がいる」の割合は3.6%です。

図表 25 お世話をしている家族の有無



※新潟県の調査では、対象者が中学2年生、全日制高校2年生であり、選択肢が「いる」「いない」の2つであるなど、実施方法が異なることに留意を要します。

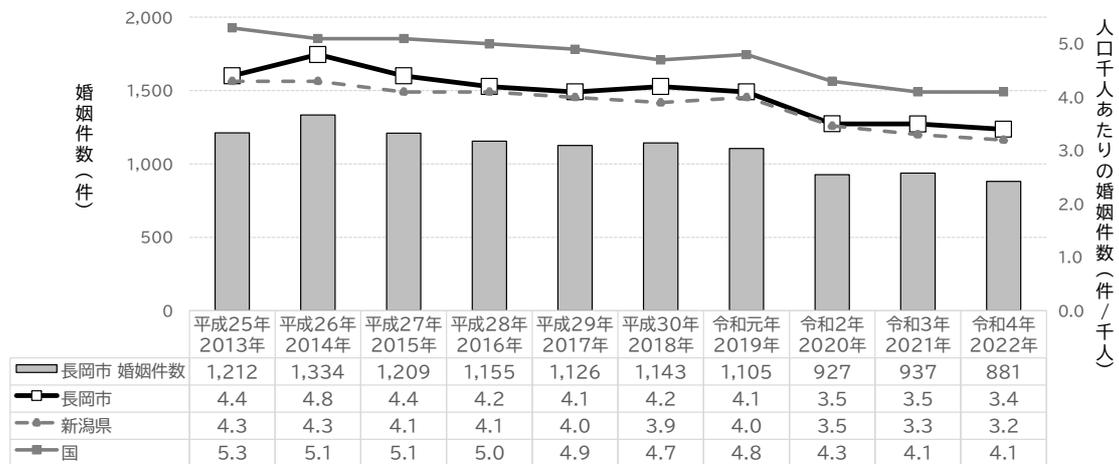
4. 若者の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は減少が続いており、平成25(2013)年の1,212件から令和4(2022)年の881件となっています。

人口千人あたりの婚姻件数を国、新潟県全体と比べると、本市は国を一貫して下回り、県をやや上回っています。

図表 26 婚姻件数の推移

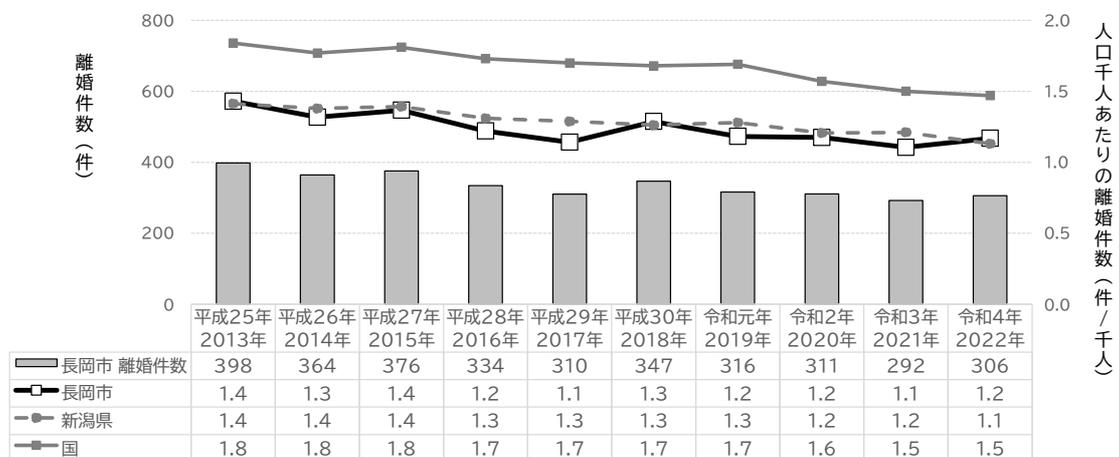


資料：長岡市、新潟県 県福祉保健部「福祉保健年報」、国 人口動態統計月報年計（概数）の概況

離婚件数は、平成25(2013)年の398件から令和4(2022)年の306件と減少しています。

人口千人あたりの離婚件数を国、新潟県全体と比べると、本市は国を一貫して下回り、県を概ね下回っています。

図表 27 離婚件数の推移

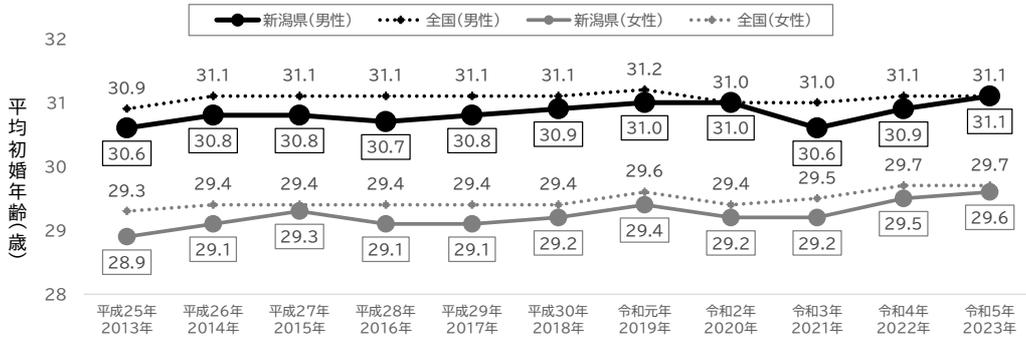


資料：長岡市、新潟県 県福祉保健部「福祉保健年報」、国 人口動態統計月報年計（概数）の概況

新潟県全体の値となりますが、平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向です。

国と比べると、概ね下回っていましたが、令和 5（2023）年には、男性は同じに、女性もほぼ同じとなっています。

図表 28 平均初婚年齢の推移（国、新潟県）

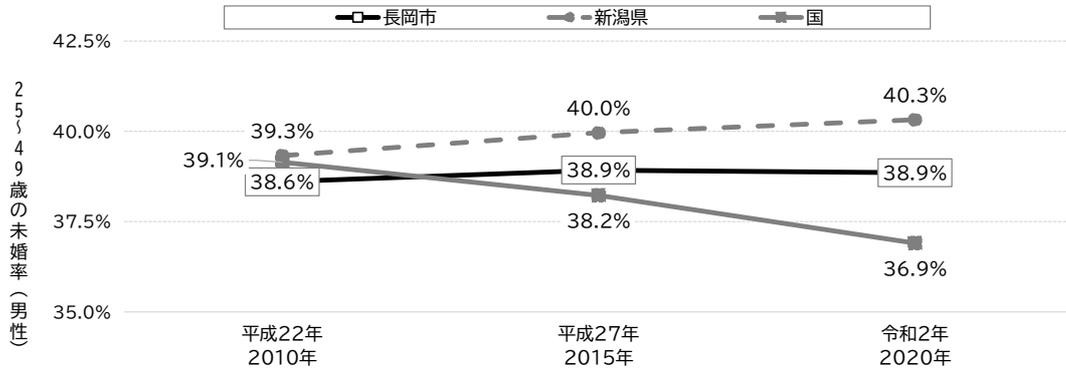


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

25～49歳の未婚率をみると、男女ともに平成 22（2010）年から若干上昇しています。

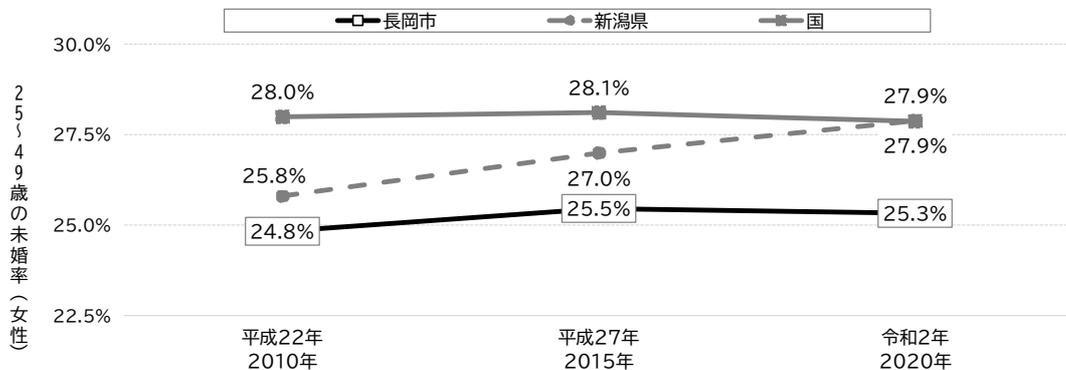
国と比べると、令和 2（2020）年では男性は本市が高く、女性は低くなっています。

図表 29 25～49歳の未婚率の推移（男性）



出典：総務省「国勢調査」

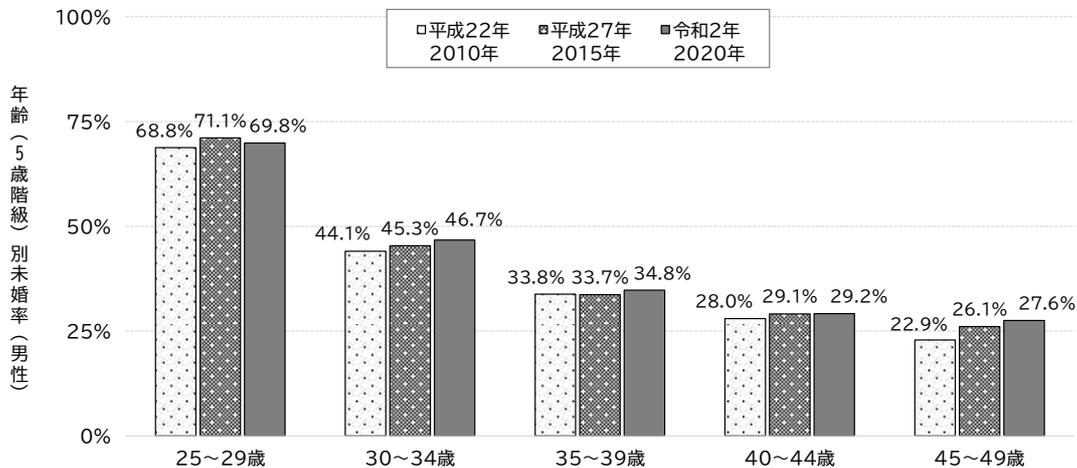
図表 30 25～49歳の未婚率の推移（女性）



出典：総務省「国勢調査」

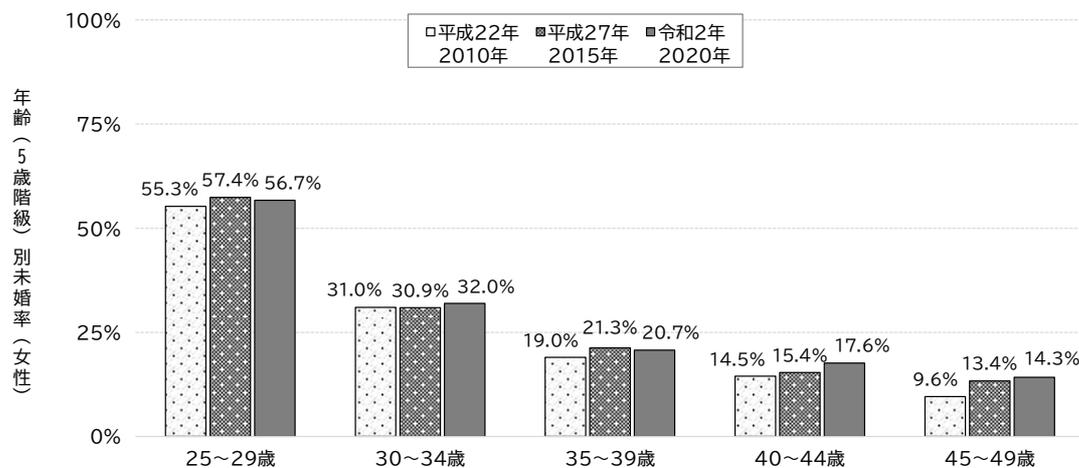
未婚率を年齢5歳階級別にみると、男性は30歳以上で、女性は30～34歳と40歳以上で上昇しています。

図表 31 年齢（5歳階級）別未婚率（男性）



出典：総務省「国勢調査」

図表 32 年齢（5歳階級）別未婚率（女性）

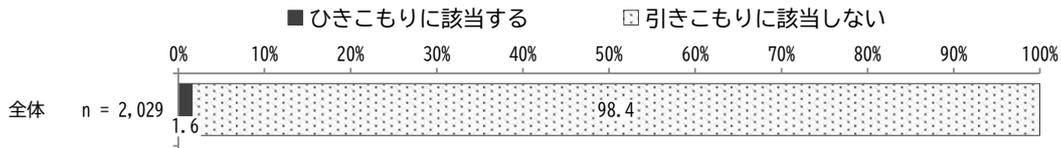


出典：総務省「国勢調査」

(2) 外出頻度

普段の外出頻度、現在の外出頻度になってからの期間やきっかけの回答からひきこもりに該当するかを判定した結果、「ひきこもりに該当する」が1.6%となっています。

図表 33 ひきこもりと考えられる人の割合

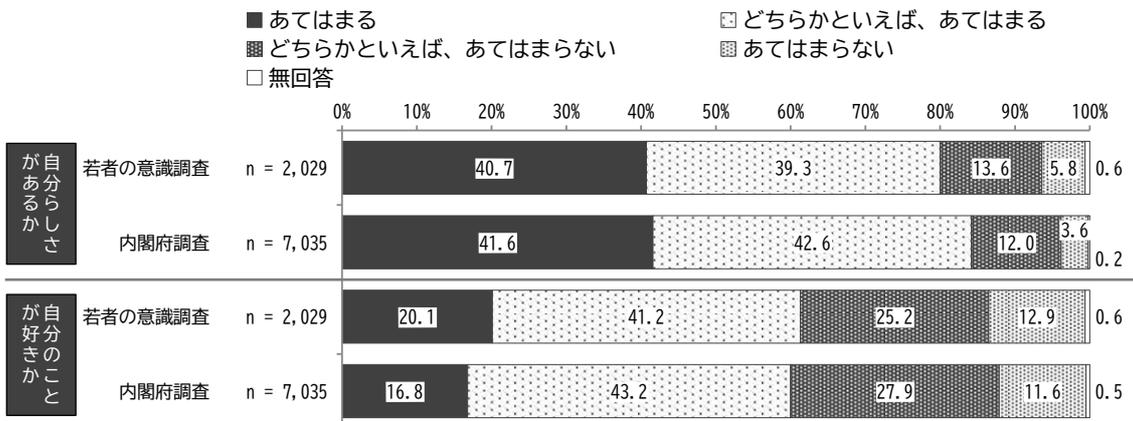


※上図は、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年調査実施)に示された定義を一律にあてはめた結果であり、実際にはひきこもり状態ではない人も含まれている可能性があることに留意が必要です。

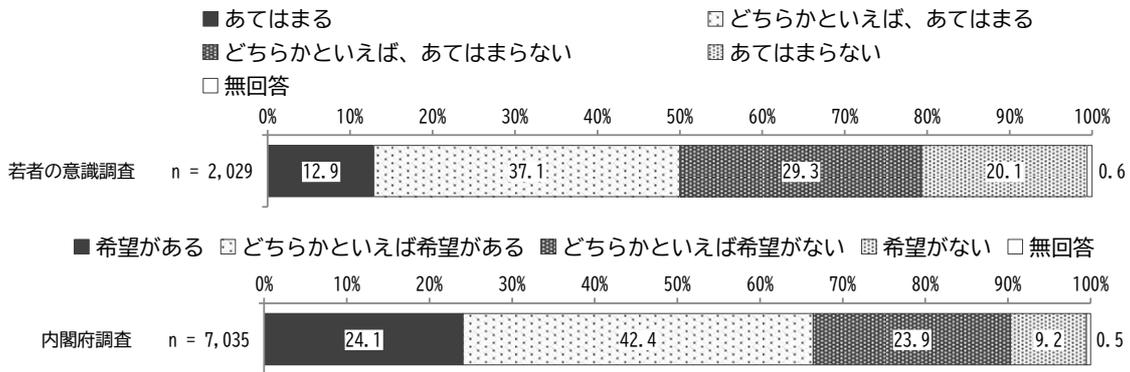
(3) 自己肯定感、将来に対する考え

自己肯定感や将来に対する考えを内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年調査実施)の結果と比較すると、自分らしさがあると思うかにおいて、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の回答の合計が80.0%に対して、国は84.2%となっています。同様に、今の自分が好きだについては、長岡市が61.3%に対して、国は60.0%となっています。また、将来に明るい希望があるかについては、長岡市が50.0%に対して国は66.5%となっています。

図表 34 自分に対する思い (内閣府調査との比較)



図表 35 将来に明るい希望があるか(内閣府調査との比較)

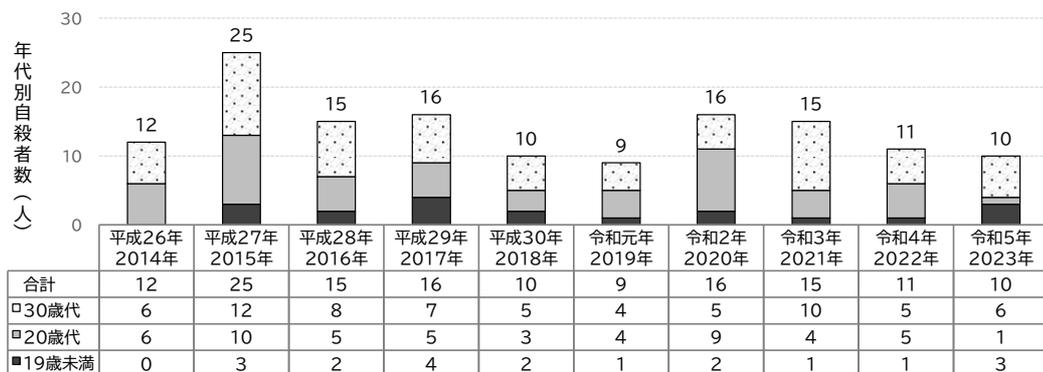


※若者の意識調査と内閣府調査の選択肢は異なります。

(4) 自殺

自殺者数は平成 27 (2015) 年の 25 人から減少し、令和 5 (2023) 年には 10 人となっています。

図表 36 年代別自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地基準)

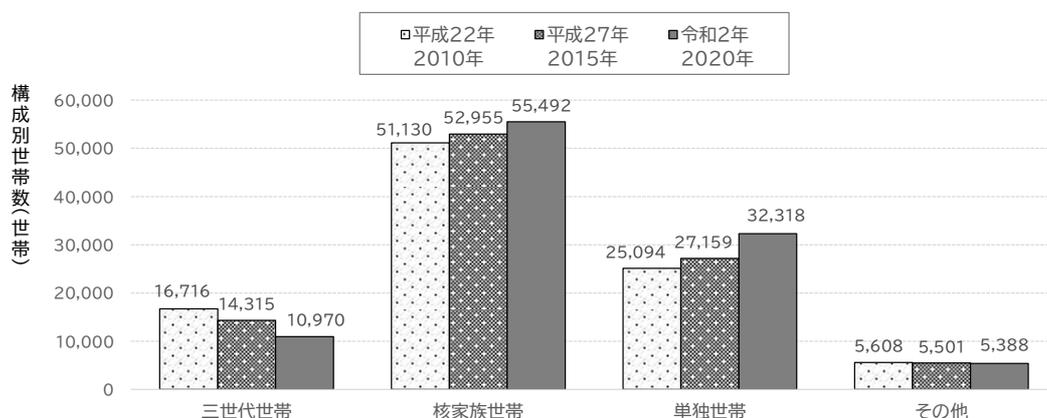
5. 家庭・保護者の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は平成 22（2010）年には 98,548 世帯でしたが、令和 2（2020）年には 104,168 世帯に増加しています。

世帯構成別にみると、三世帯世帯とその他世帯は減少、核家族世帯と単独世帯は増加が続いています。特に単独世帯が大きく増加しています。

図表 37 構成別世帯数の推移

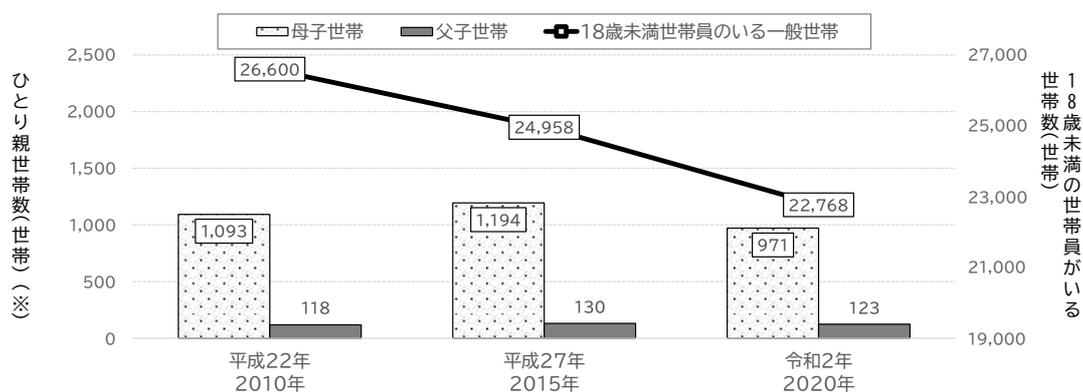


出典：総務省「国勢調査」

こどもがいる世帯（18歳未満の世帯員がいる世帯）は減少が続いています。

母子家庭、父子家庭ともに平成 22（2010）年から平成 27（2015）年に増加しましたが、令和 2（2020）年には、減少に転じています。

図表 38 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

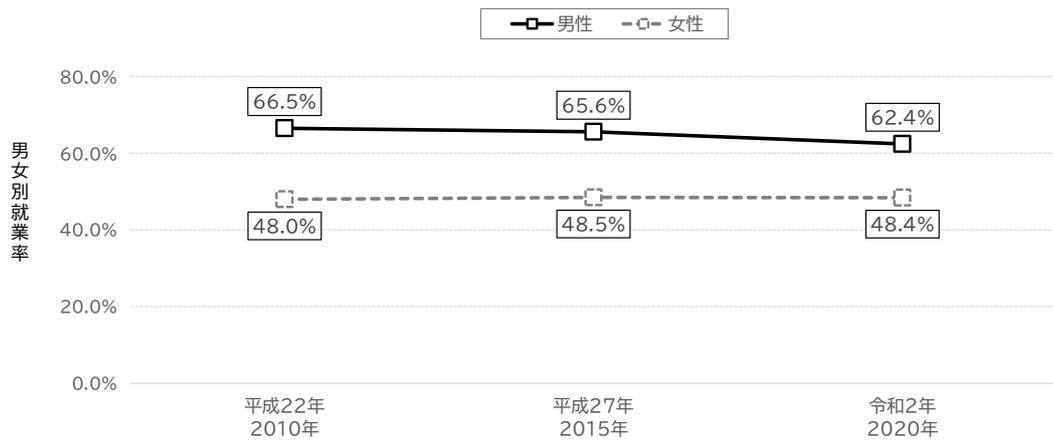
※ひとり親世帯は 20 歳未満の世帯員がいる世帯

(2) 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

1) 就業率の推移

令和2(2020)年の本市の就業率は、男性で62.4%、女性は48.4%となっています。平成22(2010)年と比べると、男性は4.1ポイント低下、女性は0.4ポイント上昇しています。

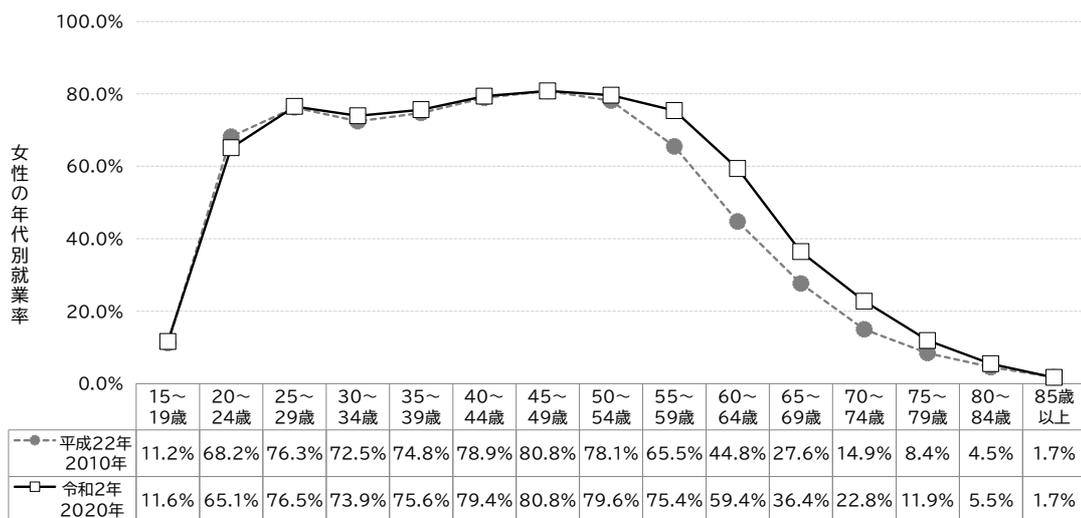
図表 39 男女別15歳以上人口の就業率の推移



出典：総務省「国勢調査」

平成22(2010)年と令和2(2020)年の本市の女性の年齢別就業率をみると、20~24以外で上昇もしくは同じとなっています。特に、50歳から84歳までで就業率が上昇しています。

図表 40 女性の年齢別就業率

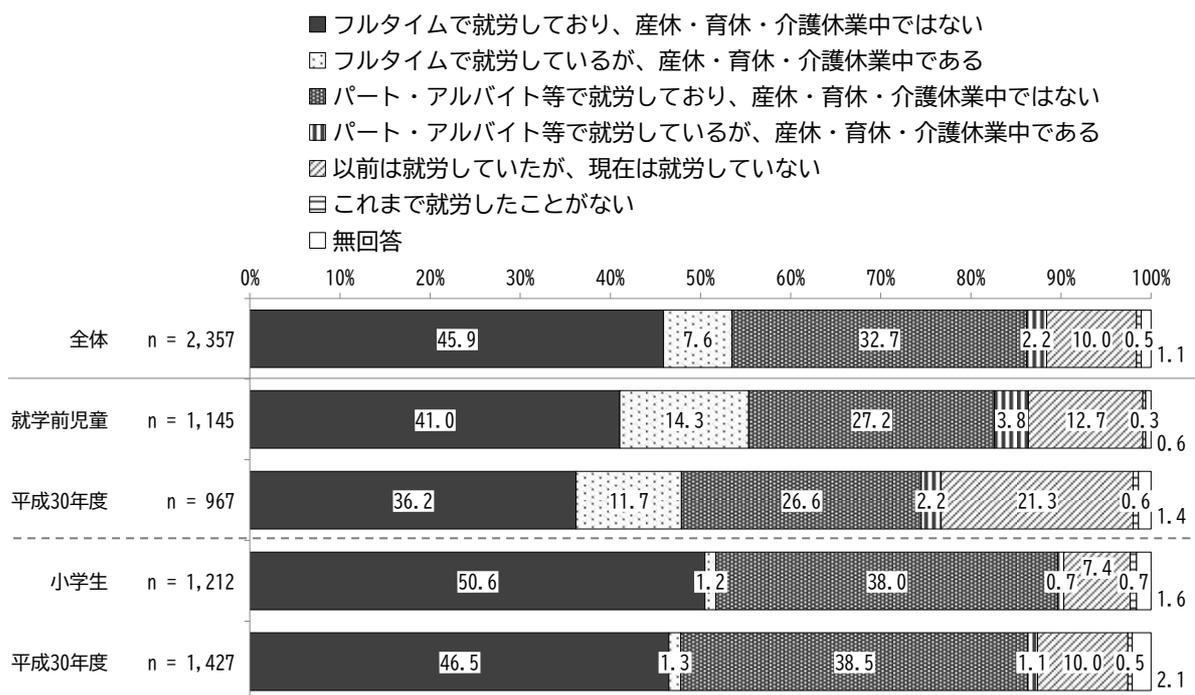


出典：総務省「国勢調査」

2) 母親の就労状況

母親の就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.0%となっています。平成30年度調査と比べると、就学前児童の母親において、就労していない方が減少し、フルタイムで就労している方が増加しています。

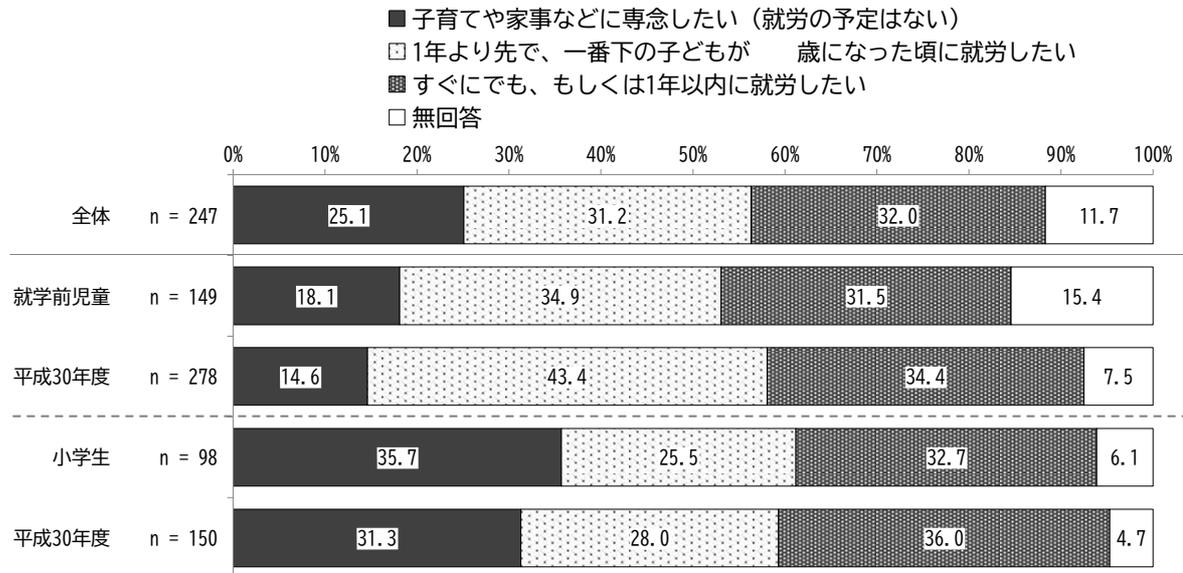
図表 41 母親の就労状況



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就労していない母親の今後の希望としては、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が25.1%、「1年より先で、一番下の子どもが●歳になった頃に就労したい」が31.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.0%となっています。

図表 42 母親の今後の就労意向

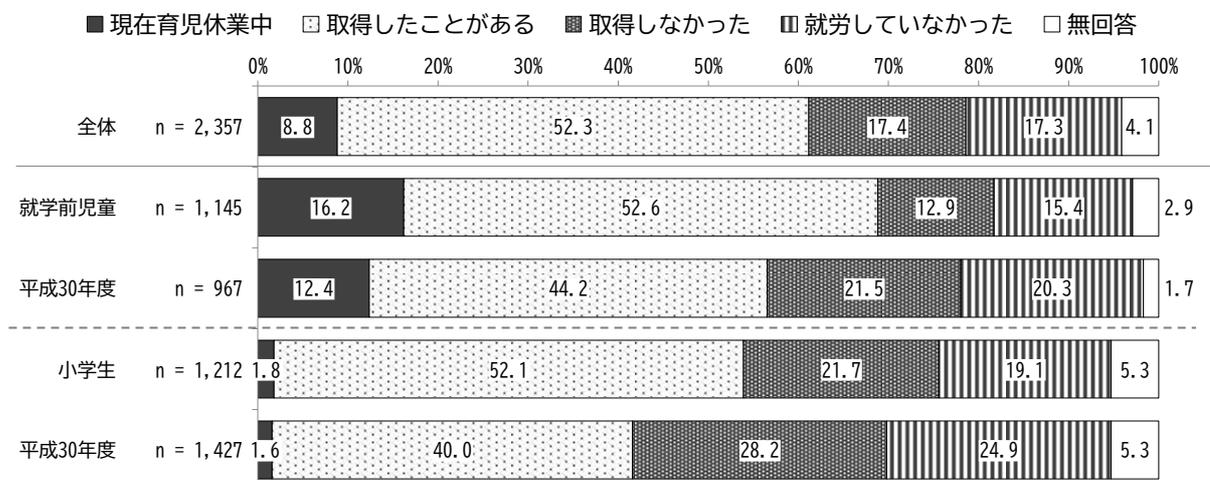


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3) 育児休業制度の利用状況

母親の育児休業については、「現在育児休業中」が8.8%、「取得したことがある」が52.3%で、合わせて61.1%となっています。「取得しなかった」が17.4%となっています。

図表 43 育休の取得経験（母親）

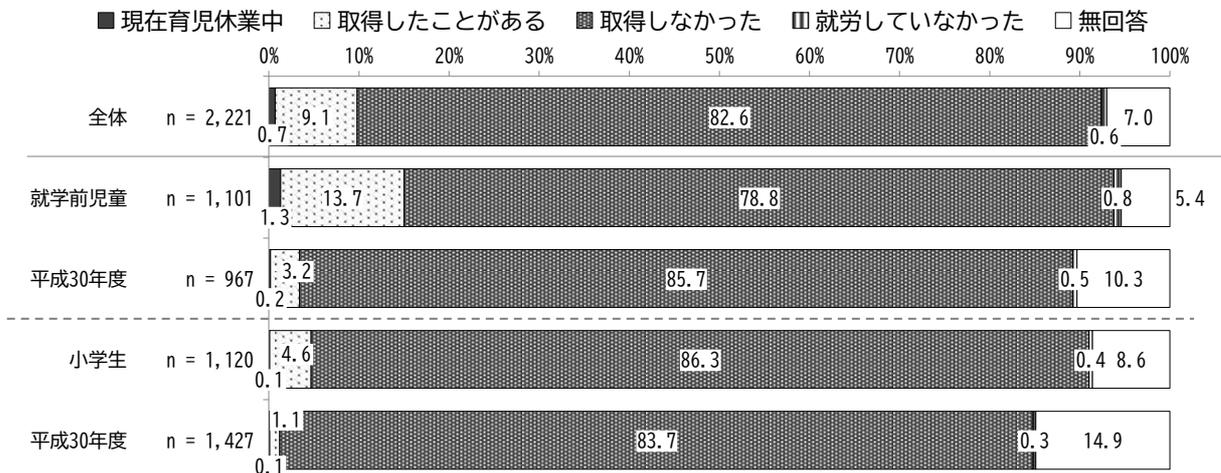


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

父親の育児休業については、「現在育児休業中」が0.7%、「取得したことがある」が9.1%で合わせて9.8%です。「取得しなかった」が82.6%となっています。

平成30年度に比べ、男女とも育児休業取得率が上昇していることがうかがえます。

図表 44 育休の取得経験（父親）

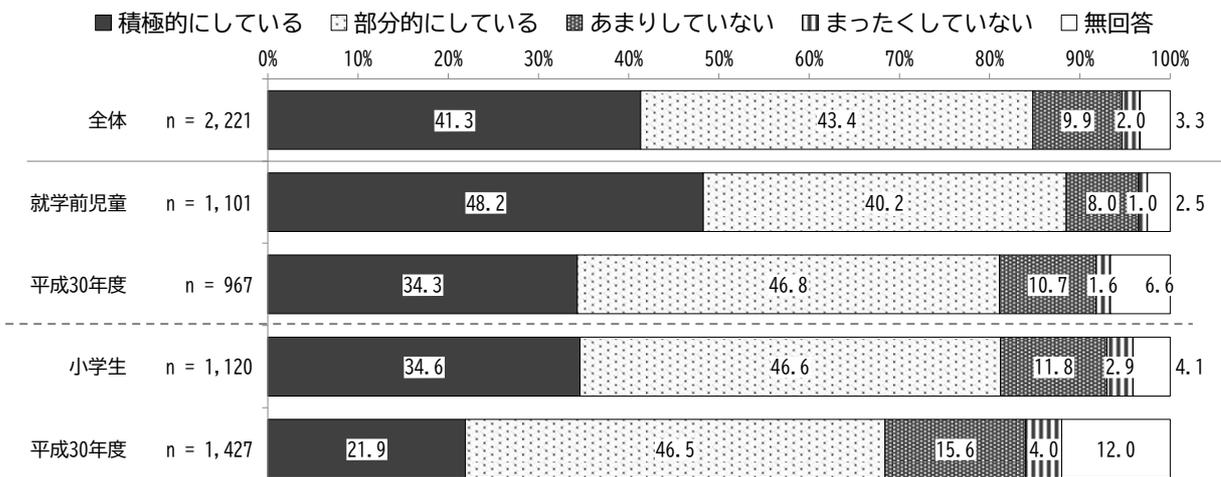


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4) 父親の子育て・家事

父親の子育て・家事については、「積極的にしている」が41.3%、「部分的にしている」が43.4%となっています。

図表 45 父親の子育て・家事の状況



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5) 保育施設の利用

認可外保育施設、認定こども園は増加し、その他の施設は就学前児童数の減少や保護者のニーズの変化により減少しています。入所（園）率は上昇が続いており、令和6（2024）年は82.7%となっています。

図表 46 保育施設数、入所（園）児童数の推移

			令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度
就学前児童数			11,895人	11,410人	10,979人	10,543人	10,129人	9,713人
保育所 (園)	公立	定員	2,540人	2,014人	1,925人	1,815人	1,575人	1,555人
		施設数	38か所	33か所	31か所	31か所	29か所	28か所
		入所児童数	2,299人	1,890人	1,778人	1,698人	1,476人	1,441人
	私立	定員	2,555人	1,346人	1,307人	1,252人	1,192人	1,149人
		施設数	23か所	15か所	15か所	14か所	14か所	14か所
		入所児童数	2,517人	1,249人	1,220人	1,170人	1,125人	1,080人
認可外 保育施設	定員	322人	352人	342人	351人	316人	316人	
	施設数	11か所	14か所	14か所	14か所	14か所	15か所	
	入所児童数	138人	181人	192人	200人	187人	169人	
地域型 保育事業	定員	268人	245人	221人	210人	210人	199人	
	小規模 施設数	9か所	9か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
	事業所 施設数	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
入園児童数			200人	188人	141人	143人	148人	135人
認定 こども園	定員	3,753人	5,392人	5,530人	5,429人	5,584人	5,597人	
	施設数	25か所	37か所	38か所	38か所	40か所	40か所	
	入園児童数	3,616人	5,209人	5,274人	5,119人	5,250人	5,154人	
幼稚園	公立	施設数	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		入所児童数	119人	94人	80人	81人	67人	55人
	私立	施設数	2か所	2か所	1か所	1か所	1か所	-
		入所児童数	150人	135人	27人	16人	11人	-
入所（園）児童数			9,039人	8,946人	8,712人	8,427人	8,264人	8,034人
入所（園）率			76.0%	78.4%	79.4%	79.9%	81.6%	82.7%
未入所（園）児童数			2,856人	2,464人	2,267人	2,116人	1,865人	1,679人

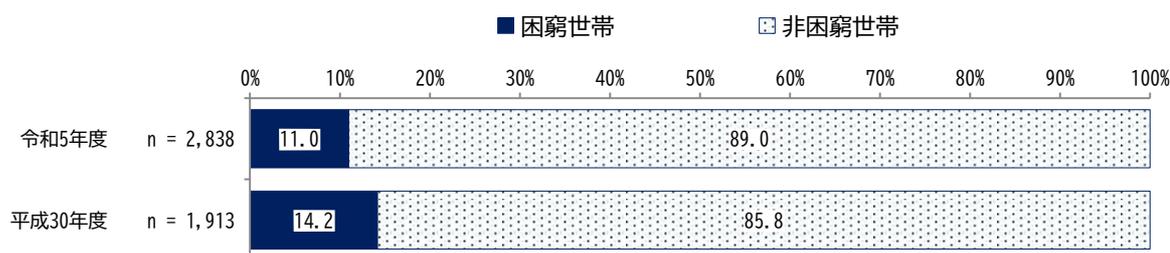
資料：長岡市

(3) 貧困の状況

子どもがいる世帯の貧困率は、11.0%（およそ9人に1人の割合）となります。調査方法などが異なるため参考となりますが、国民生活基礎調査における子どもの貧困率11.5%（令和3（2021）年）とほぼ同程度です。

また、平成30（2018）年度調査時の貧困率14.2%（国民生活基礎調査13.9%（平成27（2015）年））から、改善していることがうかがえます。

図表 47 経済的状況による区分（貧困率）（判定不能世帯を除く）

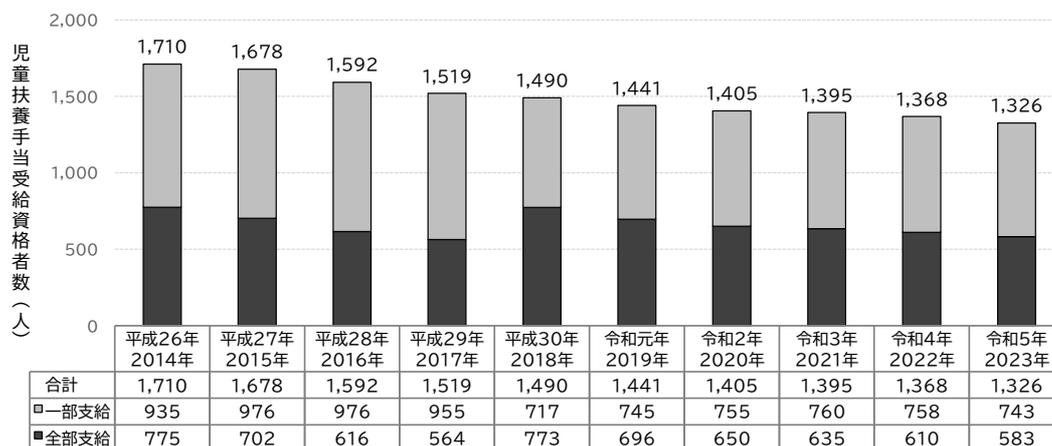


資料：令和5年度 長岡市子育て世帯の生活実態調査

※無回答などにより「判定不能」となった世帯を除いて算出しています

児童扶養手当受給者は、平成26(2014)年の1,710人から減少し、令和5(2023)年には1,326人となっています。

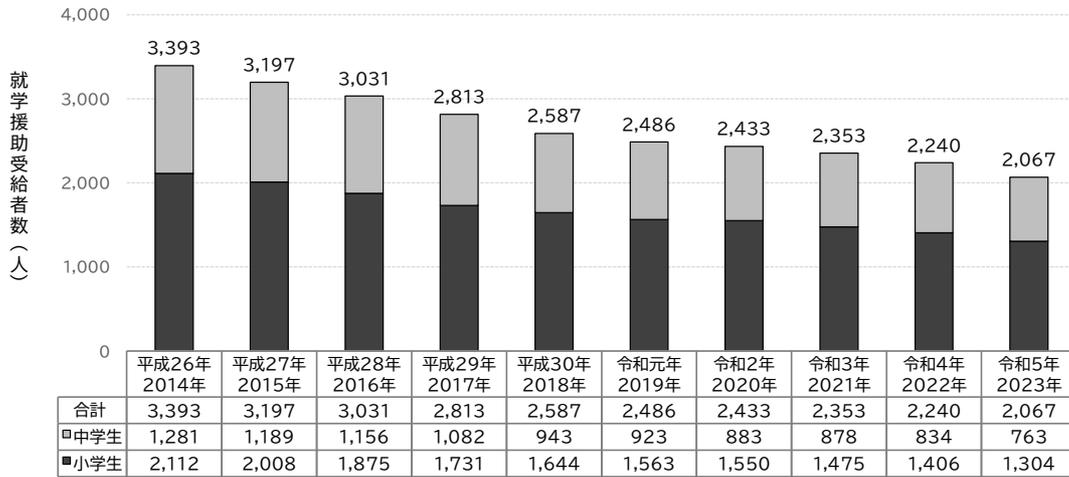
図表 48 児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：長岡市

就学援助受給者数は、平成26(2014)年の3,393人から減少し、令和5(2023)年には2,067人となっています。小学生、中学生ともに減少しています。

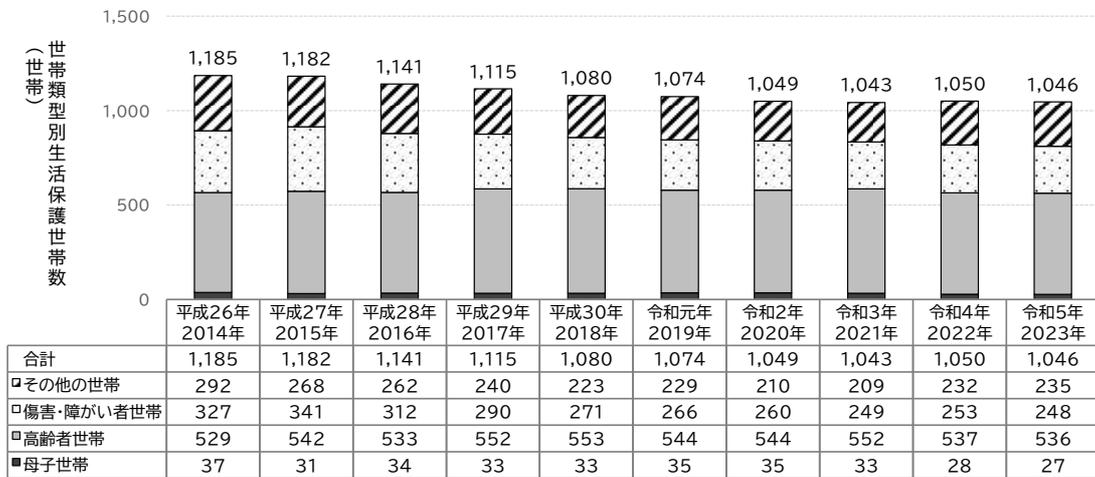
図表 49 就学援助受給者数の推移



資料：長岡市

生活保護世帯数は、平成26(2014)年の1,185世帯から減少し、令和5(2023)年には1,046世帯となっています。

図表 50 世帯類型別生活保護世帯数



資料：長岡市

6. 第2期あいプランでの取組と課題

子育ての環境や支援に対する満足度（「とても満足」「まあまあ満足」の合計）は、ニーズ調査で65.1%、生活実態調査で57.5%となっており、第2期あいプランでの取組によって、長岡市の子育て環境には一定の評価が得られていることがうかがえます。

ここでは、第2期あいプランの基本目標ごとにその取組を振り返るとともに、社会環境の変化や各種調査結果を踏まえた課題をまとめます。

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ

1) これまでの取組

ニーズに対応した幼児教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、保幼小中連携を推進し、発達の連続性を踏まえ、幼児期の保育と教育及び小中学校教育の円滑な接続を図っています。小中学校では「生きる力」を育むことができるよう、長岡版コミュニティ・スクール²を設置し、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育を推進しています。

こどもの養育については、家庭を基本として、親や保護者が第一義的な責任を有するとの認識のもと、親や保護者に対する支援を行っています。

また、こども、子育て世帯が抱える生活困窮などの課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげており、困窮していると考えられる世帯の割合は、前回調査より改善していることがうかがえます。

加えて、発達に特性があるなど、配慮が必要なこどもの支援として、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かで、一貫した支援を提供できる体制づくりに取り組んでいます。

2) 課題

各アンケート調査結果から、こどもがいる世帯の貧困率は改善されているものの、ヤングケアラーの存在が明らかになりました。生活実態調査の「暮らしの状況」についての設問では、全体の半数近くが「普通」と回答していますが、「ひとり親世帯」「困窮世帯」においては、「大変苦しい」が高くなっています。

こどもがこどもらしく、その成長や発達段階、一人ひとりの特性に応じて、自らが経験したい・体験したいことができる環境を整備していくことが必要です。また、学

² コミュニティ・スクール・・・コミュニティ・スクールとは、地域住民や保護者が学校運営に積極的に関与し、学校と地域社会が連携して教育を進める仕組みです。長岡版コミュニティ・スクールでは、「育てたいこどもの姿」を共有し、地域の課題や実情に即した教育活動に、学校と保護者・地域住民が協働して取り組むことを目指しています。

校をはじめとしたこどもにかかわる機関や地域が、こどもの状況を必要に応じて共有し、連携することを通じて、適切な支援につなげる体制づくりが必要です。

基本目標2 これから親になる世代を育てる

1) これまでの取組

こどもたちが結婚や子育てを含む将来のイメージや希望を持つことができ、幼いこどもへの愛着や男女が協力して子育てをしていくことへの意識の醸成を図るため、中学生を対象とした「次代の親育成事業」を実施しています。乳幼児とその母親と触れ合うことで、命の大切さを感じ、自分も愛情を注がれて成長してきたことを実感するとともに、母親にとっても自分の子育てを客観的に振り返ることでこどもへの愛情を再確認し、双方の自己肯定感を高めることにつながっています。

また、性に関する正しい知識の普及、飲酒・喫煙等防止教育、食育の推進により、思春期の心身の健康づくりに取り組んでいます。

2) 課題

生活実態調査結果をみると、家庭の経済的状況によりこどもの経験や生活習慣に差がみられるため、家庭環境に関わらずこどもが様々な体験・経験をすることができ、現在及び将来に夢や希望を持って成長できる環境づくりをさらに進めていくことが求められます。

また、中高生へのニーズ調査において、将来、「結婚して子どもがいる」生活を想定した学生が4割弱という結果になりました。結婚・出産は個人の選択を尊重することが前提ですが、結婚・出産を消極的にとらえる世代・社会にならないような取組が求められます。

基本目標3 親と子が共に学び育つ

1) これまでの取組

「長岡版ネウボラ³」を展開し、妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援するため、切れ目のない相談体制の充実を図っています。また、不安や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続した支援を行うことができる体制の強化に努めています。

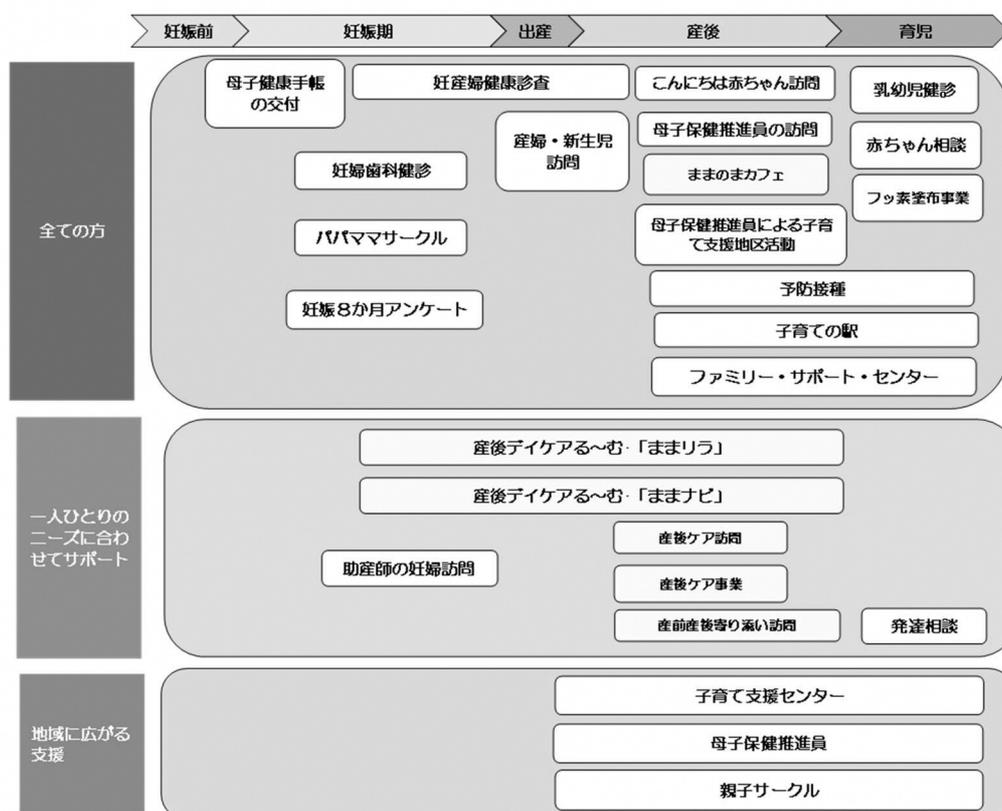
子育ての駅などを「地域子育て支援センター」と位置づけ、子育てに関する様々な悩

³ ネウボラ・・・フィンランド語で「アドバイス（neuvo）する場所」を意味します。妊娠・出産から子育て期を切れ目なく支援する仕組みのことです。

みや不安等について気軽に相談できる体制及び支援の充実を図るとともに、子育て中の親同士や中・高校生などとの多様な交流の場を創出し、子育て当事者の孤立化を防ぎ、地域で支え合う環境づくりを促進しています。

また、育児負担の軽減を図るため、ストレスとの向き合い方やこどもとの効果的な接し方に関する講座などを開催しているほか、子育て当事者の育児力・教育力の向上を図るため、パパママサークル事業者、幼児・就学時家庭教育講座などの機会を通じて、こどもの成長や子育てに関する正しい知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等をするための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発しています。

図表 51 長岡版ネウボラ



2) 課題

生活実態調査結果では、子育てに関する悩みとして、「子どもに対して大声で叱ったり、思わず手を挙げてしまうことがある」の割合が 23.0%から 15.1%に7.9%減少しましたが、「しつけや教育に自信が持てない」の割合は 26.0%から 24.0%と2%減に留まっており、子育てに関する知識や技術に対する不安を抱いていることがわかります。様々な機会を通じて子育てに関する技術等の普及・習得支援を図るとともに、多様な関わりや支え合いの中で親子がともに成長していくための支援を引き続き進めて

いく必要があります。

基本目標4 地域の子育ての輪がつながる

1) これまでの取組

こどもたちが地域の中で健やかに成長し、子育て当事者を地域全体で支えていくことができるよう、地域における専門的人材との連携及び活動支援を行っています。

子育ての駅に子育てコンシェルジュを配置するなど、相談への対応、子育てに関する情報を効果的に発信するとともに、アウトリーチ等により支援につながりにくいこども・世帯の把握に努め、必要な支援につないでいます。また、各課が連携し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の構築を進めます。

さらに、交通安全・防犯意識の向上、自ら安全を守るための対策の促進を図りつつ、地域全体でこどもたちを見守るための活動に取り組んでいます。

2) 課題

ニーズ調査結果より、新型コロナウイルス感染症対策として実施した学校の一斉休校、母子保健や地域子育て支援事業等の閉鎖がもたらした影響により、家族内で困りごとを解決しようとする傾向があることがうかがえます。社会全体で人とつながることに制限がかけられていることで、これまで長岡市が取り組んできた他者とのつながりのなかでこどもを育てる基盤づくりが弱くなっています。社会福祉法に基づく重層的支援体制の整備の視点も含めて、改めて、地域でこどもを育てる基盤づくりが求められます。

基本目標5 子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

1) これまでの取組

妊娠・子育て中の従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者及び従業員に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりを促進しています。

子育てと仕事の両立を実現するため、預かり保育や一時保育、病児・病後児保育など、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスを実施しています。また、放課後や長期休みにこどもを安全・安心に預けられるサービスの充実に取り組んでいます。

2) 課題

本市では、フルタイムで働く母親が増え、子育て・家事に積極的に参加する父親も増えていきます。一方、父親の育児休業の取得率は、3.4%から15.0%に向上していますが、母親の取得率に比べると低い状況です。

ニーズ調査結果より、ライフ（生活、人生、生命）のなかにワーク（仕事）を位置づけるという考え方を選択する傾向が見られます。ライフにおけるワークのバランスに対する考え方は、父親と母親でも異なるなど、個人間や世帯間でも多様です。この多様化への対応が、多くの場合、世帯に委ねられ、特に母親が就労の調整をすることで成立しています。父親に加えて、事業者や社会全体で分担することで、子育て当事者の生活と仕事の調和を実現することが求められます。

また、子育て当事者が安心して就労できる環境整備として、各種保育サービスの量だけでなく、こども一人ひとりの特性や発達段階に応じた育ちを支援するための保育の質の向上も図るとともに、地域ごとの保育ニーズに対応していく必要があります。

7. こども大綱に示された事項に対する今後の方向性

こども大綱に示されたこども施策に関する重要事項ごとに今後の方向性を整理します。

(1) ライフステージを通じた視点

1) 切れ目のない支援

- こどもが権利の主体であることを周知し、その多様な人格・個性を尊重、権利を保障し、こどもの最善の利益を図ることが求められます。
- 子育てに対する不安感、負担感を軽減できるように、こどもの成長や発達段階に応じた支援が求められます。また、支援は入園・入学（卒園・卒業）、年齢などの成長過程で途切れることがないようにしていくことが必要です。

2) 配慮を必要とするこども・若者への支援

- こどもや若者が虐待、いじめ、経済的搾取、犯罪・暴力などから守られ、困難な状況に陥った場合でも、差別や孤立、貧困に陥ることなく、安心して暮らすことができるように、支援を行うことが求められます。
- こどもの人口は減少していますが、療育手帳所持者や外国人市民は増加傾向です。障害の種別や国籍にかかわらず、健やかに育つように、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられる環境を整え、切れ目のない一貫した支援を提供することが求められています。

3) 居場所

- 若者の意識調査結果では「自分らしくいられる居場所」について「自分の部屋」「自宅」「趣味の活動をする場所」などがあげられています。一方で「特にない」と回答した若者もいます。
- すべてのこども・若者がそれぞれのニーズや特性にあわせて、身近な地域において、成長過程に応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境づくりや居場所に関する情報提供が必要です。

(2) ライフステージ別の視点

1) こどもの誕生前から幼児期まで

- 乳幼児期は、将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う最重要な時期であり、一人ひとりの育ちに応じて、その時期にふさわしい育ちの保障をしていくことが求められます。

2) 学童期・思春期

- こどもの発達段階に応じた学びが積み重なり、自分の良さや可能性に気づき、自己肯定感を高めながら、内在する力を育てていくことが求められます。
- 中高生調査を前回調査と比べると、自分の将来イメージについて「結婚してこどもがいる」割合が低下し、「結婚しているがこどもはいない」が上昇しています。将来「こどもがいる」生活をイメージしていない（できない、したくない）ことがうかがえます。

3) 青年期

- 若者が経済的な不安なく、自らの可能性を広げ生きていけるように、就学・就労支援等を行い、夢や希望の実現と社会的な自立を推進していくことが必要です。
- 結婚・出産は個人の選択を尊重することが前提ですが、結婚・出産を消極的にとらえる世代・社会にならないような取組を実施するとともに、結婚や出産を希望する若者が、その希望を叶えられる環境づくりが求められます。
- 若者の意識調査結果から、ひきこもり、無就業が続いているなど生きづらさを抱える若者がいることがうかがえます。自らの意思で社会に踏み出せるように、当事者だけでなくその家族も含めて、関係機関・団体が重層的に支援できる体制の構築が求められます。

(3) 子育て当事者の視点

- 前回調査時と比べると、就学前児童、小学生の母親のフルタイム就労者が増加していることや、育児休業を取得した割合が増加していることから、本市の子育てと仕事の調和がとれた生活ができる環境は、改善されつつあります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により希薄している地域とのつながりの再構築を図り、過度に負担を抱え込まないようにすることで、子育て当事者もこどもも幸せな状態で過ごせる環境づくりが求められます。

Ⅲ 計画の考え方

1. 基本理念と基本目標

第1期長岡市子育て・育ち“あい”プランにおいて、「子ども・子育て支援法」及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の理念やこどもの権利条約の意義を踏まえ、基本理念を「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」としました。本計画においても、この基本理念を踏襲します。

【基本理念】

育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡

【基本理念を実現するための基本目標】

基本目標1 すべての子ども・若者が健やかに育つ

子ども自身が、「こどもが権利の主体」であることを認識するとともに、本市で生まれ、育っていくことが喜びになるように、親・家族・社会・自治体などが、子どもたち一人ひとりに権利があることを理解し、その権利を守るために、それぞれの役割を果たすための取組を進めます。

また、将来を担う、すべての子ども・若者が、家庭の状況に関わらず、安心して学び、夢と希望をもち、健やかに成長できるよう促すとともに、必要な人に必要な支援を届ける取組を進めます。

さらに、発達等による配慮が必要な子ども・若者に早期に気づき、関係機関が連携して、多様なニーズに対応し、適切な支援につなげる取組を実施します。

基本目標2 これから親になる世代を育てる

子ども・若者が、他者の多様な価値観を尊重しながら、やがて親の世代になり自立して生きていくために、自己肯定感を高め、コミュニケーション能力や「人として生きるための力」を育む取組を進めます。

基本目標3 親と子が共に学び育つ

妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を実施するとともに、子育て支援を利用することが当たり前に受け入れられる社会になるための取組を進めます。

こどもは自分に関係のあることについて、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を十分に考慮して、様々な場面に反映するという意識を醸成する取組を進めます。

また、親が子育てやこどもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じられるよう、親のウェルビーイング（幸せな状態）と成長を支援する取組を進めます。

基本目標4 地域の輪がつながる

一人ひとりがお互いを思いやり、認め支え合う社会を目指す取組を進めます。

また、子育て・若者支援に関わる人材育成やネットワークづくりを進めるとともに、親だけでなく、地域社会や企業など、すべての人や環境を活かし、オール長岡でこどもの育ちを支える取組を進めます。

基本目標5 結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

結婚・妊娠・出産しても希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、男女がともに働き、ともに子育てできるよう働き方を見直す取組を進めます。

また、仕事への価値観の変化により、仕事中心の生活ではなく、ライフ（生活・人生）の中にワークを位置づけるという考え方を選択する若者が増えている状況を踏まえ、若者が働きやすい就労環境となるための取組を進めます。

2. 施策体系

下表に本計画の施策体系及び施策と基本目標の対応を示します。

図表 52 施策体系

	基本目標				
	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5
<p>【基本理念】</p> <p style="text-align: center;">育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡</p>	健全な子育てのこども・若者が	育てるこれからの親になる世代を	親と子が共に学び育つ	地域の輪が つながる	結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる
施策体系					
I. ライフステージを通じた施策					
施策1-1 こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等	○				
施策1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり	○				
施策1-3 こどもや若者の切れ目のない保健・医療の提供			○		
施策1-4 こどもの貧困対策	○				
施策1-5 配慮が必要なこども・若者への支援	○		○		
施策1-6 児童虐待防止対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○				
施策1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	○			○	
II. ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）					
施策2-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○		○	○	○
施策2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と学びの充実	○		○	○	
III. ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）					
施策3-1 こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の確立等	○				
施策3-2 居場所づくり	○			○	○
施策3-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実			○		
施策3-4 成年年齢を迎える前に必要な知識に関する情報提供や教育	○	○			○
施策3-5 いじめ防止	○		○		
施策3-6 不登校のこどもへの支援	○				
施策3-7 校則の見直し	○				
施策3-8 体罰や不適切な指導の防止	○				
施策3-9 高校中退の予防、高校中退後の支援	○				
IV. ライフステージ別の施策③（青年期）					
施策4-1 高等教育の修学支援、高等教育の充実	○				
施策4-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組					○
施策4-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		○			○
施策4-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	○	○			○
V. 子育て当事者への支援施策					
施策5-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○				
施策5-2 地域子育て支援、家庭教育支援	○		○	○	○
施策5-3 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大					○
施策5-4 ひとり親家庭への支援	○		○		

3. 計画の推進

(1) 当事者への意見聴取と意見の尊重

こどもの権利条約では、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを基本的な考え方の1つに掲げています。

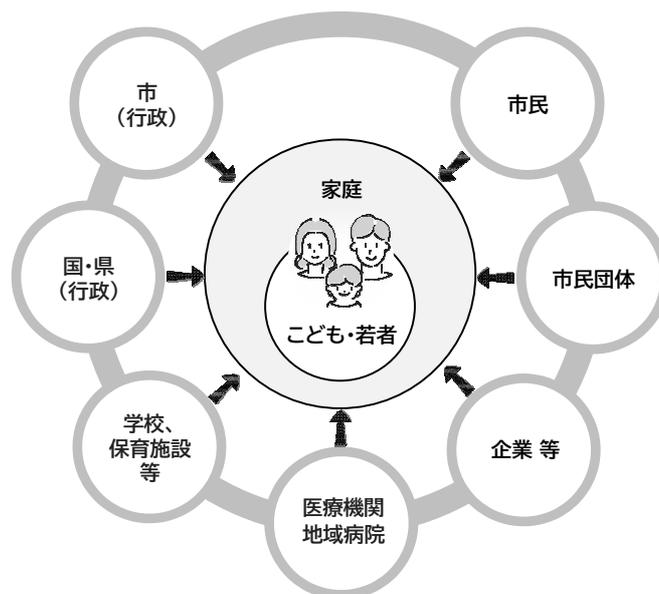
こども基本法においても、こどもの意見表明機会の確保とその意見の尊重は基本理念となっており、市町村は、こどもに関する施策を策定する際のみならず、実施・評価する際にも、こども・若者や子育て当事者等の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

本計画の推進においても、この考え方に基づき、当事者への意見聴取とその意見の尊重に取り組みます。

(2) 推進体制

すべてのこどもが健やかに成長し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育て当事者がこどもと向き合うことができ、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、多様な主体がそれぞれの役割を担いつつ、地域社会全体が一つとなって、こども・若者・子育て当事者への支援を進めていく必要があります。

図表 53 こども・若者・子育て当事者を支える地域社会



1) 多様な市民や団体の連携・協力による地域ぐるみでの取組の推進

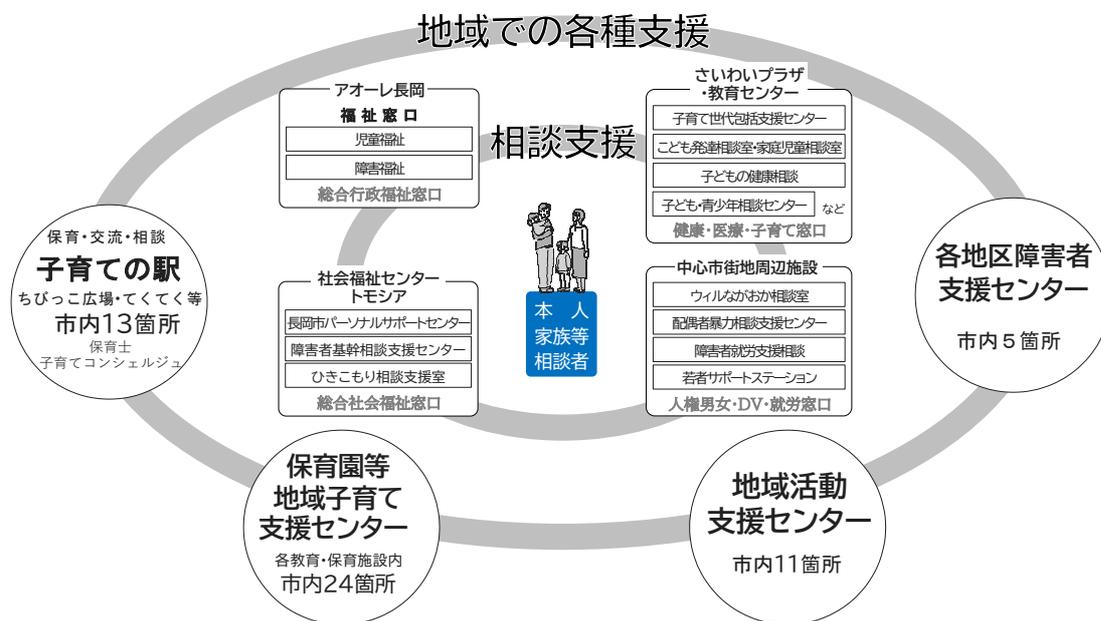
本市には、「対等の立場で、一つの目的や目標に向かって、それぞれの特性や能力を活かしながら、協力して取り組む」という「協働」の精神がしっかりと育まれています。第2期あいプランでは協働の精神にのっとり、地域ぐるみで助け合いながら子育てに取り組んできました。

本計画でも、地域ぐるみで子ども・若者を見守り、育てていくため、基本理念及び推進すべき施策を地域社会で共有しながら、様々な団体・人材の参画の裾野を広げ、主体的な活動を促進するとともに、連携・協力による取組を推進します。

2) 庁内関係分野の連携による総合的な取組の推進

本計画は、保育・教育・福祉・保健・人権・男女共同など様々な分野が関連しています。本市では、関係機関が有機的な連携を行い一体的かつ計画的に解決に向けた包括的支援体制を目指し、庁内の関係課・機関での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

図表 54 長岡市（全域）の包括的支援体制イメージ



3) 県・関係機関との連携

子ども、若者や子育て当事者支援を総合的に推進していくためには、県や関係機関との連携・協力が重要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

4. 計画の成果指標

基本理念の達成度を評価するため、成果指標を下記のとおり定めます。

図表 55 本計画の成果指標

対象	成果指標	区分	基準値 (R5又はR6)	目標値 (R10)	出典	基本目標
こども	「今の自分が幸せだ」と思う割合※	中高生	92.8%	95%	ニーズ調査	1
	「自分にはよいところがある」と思う割合※	小学生	84.0%	89%	全国学力・ 学習状況調査	1, 2
		中学生	83.4%	88%		
	将来の夢や目標を持っている割合	小学生	82.4%	87%	全国学力・ 学習状況調査	1
		中学生	66.3%	76%		
	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と思う割合※	小学生	67.1%	77%	全国学力・ 学習状況調査	1, 3
中学生		67.4%	77%			
若者	「今の自分が好きだ」と思う割合※	若者	61.3%	71%	若者意識調査	1
	「今の生活に満足している」と思う割合※	若者	64.5%	74%	若者意識調査	1, 4
	「自分の将来について明るい希望がある」と思う割合※	若者	50.0%	65%	若者意識調査	1
	「孤独である」と感じる割合	若者	44.1%	29%	若者意識調査	4
子育て当事者	長岡市の子育て環境や支援に対する満足度	未就学児保護者	67.0%	77%	ニーズ調査	3, 4
		小学生保護者	63.4%	73%		
	「育児が楽しい」と感じる割合	1.6歳児健診時	85.4%	90%	健診時	3, 4, 5
		3歳児健診時	78.2%	83%	アンケート	
	「自分には良いところがある」と思う割合	子育て当事者	79.7%	84%	生活実態調査	2
	「世帯の暮らしが苦しい」と感じる割合	子育て当事者	39.5%	29%	生活実態調査	3, 5

※こども大綱における『「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標』と類似の成果指標

基本目標 1 すべてのこども・若者が健やかに育つ
 基本目標 2 これから親になる世代を育てる
 基本目標 3 親と子が共に学び育つ

基本目標 4 地域の輪がつながる
 基本目標 5 結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

5. 進捗管理

計画を着実に推進し、かつ実効性の高い取組を推進するため、毎年度、事業の進捗状況を長岡市子ども・子育て会議に報告するとともに、委員による計画の点検・評価を実施し、取組の改善・見直しを行います。

その中で、計画時に算出した各事業の需要量（量の見込み）と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画を推進します。

第2部 施策の展開

指標等の見方

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
団体貸出実施団体数	57 団体	維持・継続

実績見込み（令和6年度）

- ・令和6年度末の実績見込みの数値を記載しています。
- ・数値で表すことのできない取組については「実施」と記載しています。

目標（令和11年度）

- ・令和11年度末の目標を記載しています。
- ・数値で表すことのできる取組は数値で、数値で表すことのできない取組は、下記のとおり記載しています。

「維持・継続」：今までと同様に、一定の水準（令和6年度の実績見込みの数値）を保って続けていくことが望ましいもの。

または、今までと同様に、本取組を続けることが課題解決につながるもの

「拡大・充実」：主にソフト事業の実施に際し、必要な内容、設備を整え、事業内容を発展させたり、規模を大きくしたりするもの

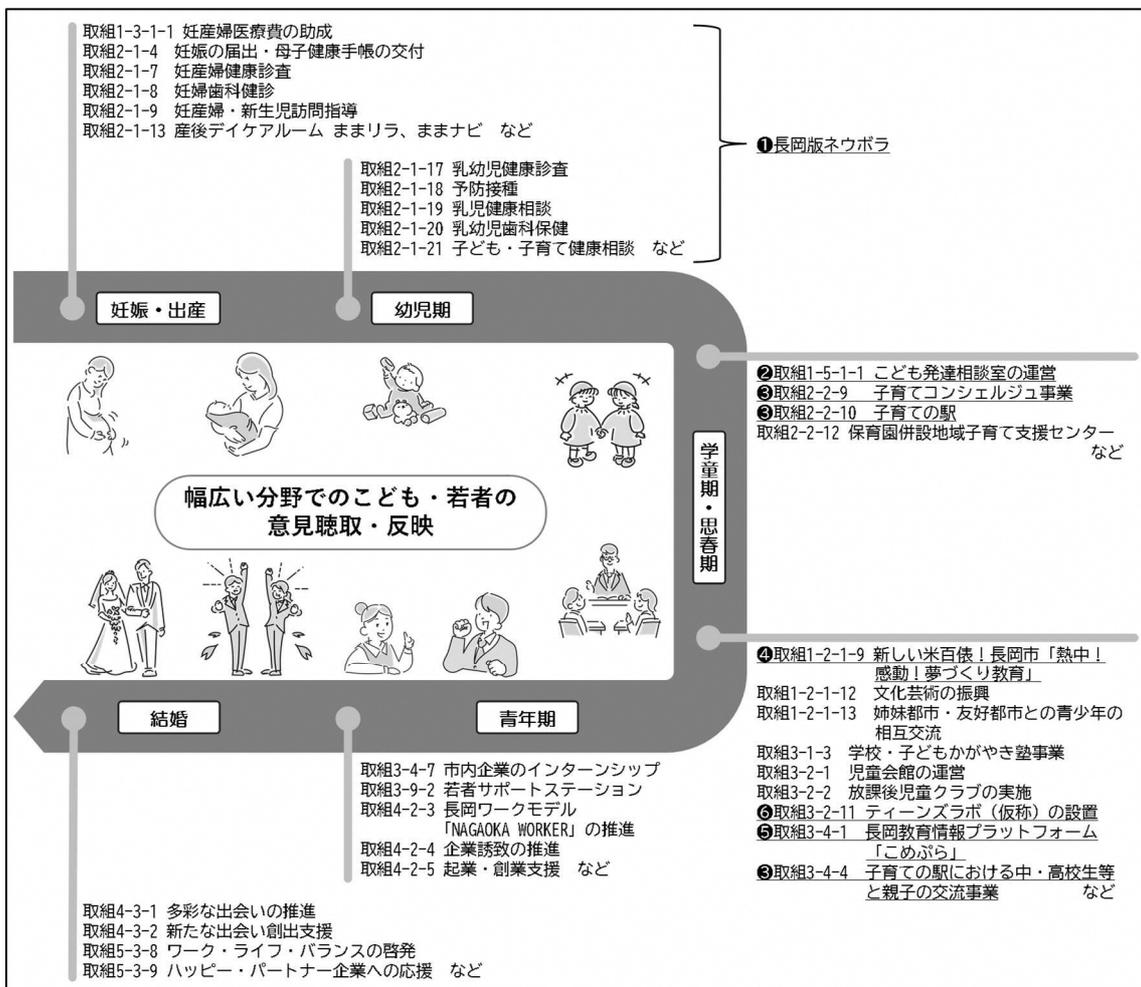
「実施」：目標設定段階で未実施だが、今後の事業実施に向けた準備を進めていくもの

長岡で育つ

本計画では、妊娠・出産、子育て、教育、就職、結婚といったライフステージに応じた切れ目のない支援を展開することを通じて、こども大綱が掲げている少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策に取り組みます。下図に、当市の主な取組をまとめます。

また、幅広い分野での意見聴取を実施することを通じて、こども・若者のニーズをより的確に把握するとともに、こども・若者施策がより実効性のあるものになるよう取り組みます。

図表 56 ライフステージに応じた切れ目のない支援（主な取組）



①～⑥の取組は次ページに概要を記します。

①長岡版ネウボラ

妊娠・出産・育児を切れ目なく支援しています。保健師や助産師、保育士などの専門職員が、子育てコンシェルジュや母子保健推進員などと連携して、地域一体となって、きめ細やかに子育てをサポートしています。



②発達支援体制の「長岡モデル」

「心理士、教員経験者等の専門的知見を活かした園や学校へのアウトリーチ支援」「医療・保健・保育・教育・福祉など様々な分野の多職種連携」等、こどもの発達支援体制を構築し、個性・特性を大切にされた多様な育ちを切れ目なくサポートします。



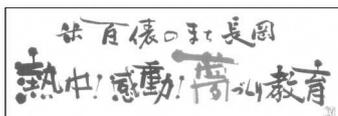
③子育ての駅

長岡オリジナルの「保育士や子育てコンシェルジュのいる屋根付き公園」です。保育・交流・相談・情報提供機能を有しており、中高生と親子の交流事業など世代・分野・文化を越えた人々が集い、交流できる場にもなっていて、地域全体でこどもを育む力を高めています。



④新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」

「まちづくりの基本は人づくりである」と説いた「米百俵の精神」を受け継ぎ、「人材教育のまち長岡」として、オール長岡でこどものやる気や学ぶ意欲を引き出し、夢を描き、志を立てて生き抜く力を育てています。



⑤長岡教育情報プラットフォーム「こめぷら」

こどもたちの未来のために、「米百俵の精神」の下、オール長岡が創る市独自の教育情報プラットフォームを構築・運用をしています。

このプラットフォームを通じて、こどもたち一人ひとりの興味、関心を追究できる学びや体験活動を提供しています。



⑥ティーンズラボ（ミライエ長岡）

米百俵プレイス ミライエ長岡において、中高生が自由に過ごせたり、個性や才能を発揮できたりする居場所を設置します。

（令和8年度から実施予定）



I ライフステージを通じた施策

施策 1-1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	61
(1)	こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等	61
取組 1-1-1-1	こどもの権利に関する理解促進	61
取組 1-1-1-2	こども・若者の意見聴取	62
取組 1-1-1-3	大人に対する人権啓発活動の推進	62
施策 1-2	多様な学びや体験、活躍できる機会づくり	63
(1)	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着	64
取組 1-2-1-1	図書館による保育園、幼稚園、こども園、小学校の読書推進事業	64
取組 1-2-1-2	ブックスタート事業	65
取組 1-2-1-3	赤ちゃん向け絵本セット「ベビーパック」の貸出	65
取組 1-2-1-4	こどもの読書週間関連行事等の実施	65
取組 1-2-1-5	図書館における読み聞かせ事業等	65
取組 1-2-1-6	まちなか絵本館の運営	66
取組 1-2-1-7	乳幼児期の遊びと体験の推進	66
取組 1-2-1-8	質の高い幼児教育・保育の推進	67
取組 1-2-1-9	新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」	67
取組 1-2-1-10	食育の推進	67
取組 1-2-1-11	青少年の交流・体験活動の機会の提供	68
取組 1-2-1-12	文化芸術の振興	69
取組 1-2-1-13	姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流	69
取組 1-2-1-14	グリーン・ツーリズム推進事業	69
(2)	こどもまんなかまちづくり	70
取組 1-2-2-1	親子サークル活動への支援	70
取組 1-2-2-2	母子保健推進員の活動	70
取組 1-2-2-3	子育ての駅サポーターとの連携	70
取組 1-2-2-4	子育てに携わる人材の育成	71
取組 1-2-2-5	青少年育成団体等への支援	71
取組 1-2-2-6	放課後子ども教室推進事業	72
取組 1-2-2-7	スポーツ・レクリエーション団体の育成	72

取組 1-2-2-8	子ども会等のネットワークづくり	72
取組 1-2-2-9	公園等の子育て関連施設の環境改善	73
取組 1-2-2-10	通学路等の安全性の確保	73
取組 1-2-2-11	ノンステップバス等導入補助	73
取組 1-2-2-12	まちなか居住区域定住促進事業	74
(3) こども・若者が活躍できる機会づくり		75
取組 1-2-3-1	授業イノベーション推進	75
取組 1-2-3-2	小学生向け人材育成事業	75
取組 1-2-3-3	中高生向け人材育成事業	75
取組 1-2-3-4	「世界が先生」－国際人育成事業	76
取組 1-2-3-5	英語力向上推進事業	76
取組 1-2-3-6	中学生海外体験フォートワース訪問事業	76
取組 1-2-3-7	中学生海外体験ホノルル訪問事業	76
取組 1-2-3-8	外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援	77
取組 1-2-3-9	日本語講座等運営事業	77
取組 1-2-3-10	外国人市民への子育て相談窓口	77
取組 1-2-3-11	外国人登録者データ集計表の作成	78
(4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		79
取組 1-2-4-1	男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営	79
取組 1-2-4-2	性的指向・性自認への理解促進と支援	79
取組 1-2-4-3	性の健康の理解促進	79
取組 1-2-4-4	固定的な性別役割分担意識の解消のための情報収集・情報発信	80
取組 1-2-4-5	ライフデザインに関する情報提供	80
施策 1-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		81
(1) プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等		81
取組 1-3-1-1	妊産婦医療費の助成	81
取組 1-3-1-2	子どもの医療費の助成	81
取組 1-3-1-3	未熟児養育医療の実施	82
取組 1-3-1-4	こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進	82
取組 1-3-1-5	子育てアプリの活用	82
取組 1-3-1-6	学校健康診断情報の電子化	82
取組 1-3-1-7	青壮年期向け健康増進推進事業の実施	83

(2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	84
取組 1-3-2-1 相談支援体制	84
取組 1-3-2-2 障害福祉サービス	84
取組 1-3-2-3 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	84
取組 1-3-2-4 市内企業への障害者雇用の働きかけ	85
施策 1-4 こどもの貧困対策	86
(1) 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援	86
取組 1-4-1-1 子どもの医療費の助成【再掲】	86
取組 1-4-1-2 未熟児養育医療の実施【再掲】	86
取組 1-4-1-3 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給	86
取組 1-4-1-4 児童手当の支給	87
取組 1-4-1-5 保育園等の保育料等の無償化及び軽減	87
取組 1-4-1-6 虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援の充実	87
取組 1-4-1-7 教育相談体制の充実	87
取組 1-4-1-8 就学援助制度の実施	88
取組 1-4-1-9 子どもの学習支援事業	88
取組 1-4-1-10 子どもの学力アップ応援事業補助金	88
取組 1-4-1-11 高校生等遠距離通学費補助金	88
取組 1-4-1-12 進学・就職準備給付金の支給	89
取組 1-4-1-13 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置の実施	89
取組 1-4-1-14 子ども食堂運営費補助金	89
取組 1-4-1-15 フードバンク活動応援補助金	89
取組 1-4-1-16 生活困窮者自立相談支援事業	90
取組 1-4-1-17 生活保護受給者の就労支援・自立促進事業	90
取組 1-4-1-18 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居	90
取組 1-4-1-19 養育費確保支援事業	91
取組 1-4-1-20 相談支援体制の強化	91
取組 1-4-1-21 子どもの貧困対策連絡会議	91
取組 1-4-1-22 正規雇用を希望する非正規雇用労働者の支援	91

施策 1-5 配慮が必要なこども・若者への支援	92
(1) 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育	92
取組 1-5-1-1 こども発達相談室の運営	92
取組 1-5-1-2 ながおか子どもの発達ガイドブックの作成	93
取組 1-5-1-3 特別支援教育・保育事業	93
取組 1-5-1-4 保育園等における医療的ケア児の受け入れ	93
取組 1-5-1-5 特別支援学級等の教育環境の整備	94
取組 1-5-1-6 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業	94
取組 1-5-1-7 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実	94
取組 1-5-1-8 障害児通所支援事業	95
取組 1-5-1-9 特別児童扶養手当の支給	96
取組 1-5-1-10 障害児福祉手当の支給	96
取組 1-5-1-11 自立支援医療（育成医療）の充実	96
取組 1-5-1-12 重度障害児の医療費助成	97
取組 1-5-1-13 精神疾患に関する医療費助成	97
取組 1-5-1-14 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	97
取組 1-5-1-15 食物アレルギー対応の実施	97
取組 1-5-1-16 児童発達支援センターの機能強化	98
取組 1-5-1-17 児童発達支援センターの環境改善	98
取組 1-5-1-18 医療的ケア児支援のための関係機関との連携	98
施策 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	99
(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化	100
取組 1-6-1-1 児童虐待防止のための講座・啓発活動	100
取組 1-6-1-2 児童虐待の早期発見・早期対応	100
取組 1-6-1-3 家庭児童相談室の運営	101
取組 1-6-1-4 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営	101
取組 1-6-1-5 主任児童委員の活動	102
取組 1-6-1-6 子育て世帯訪問支援事業	102
取組 1-6-1-7 妊婦健診未受診の妊婦などへの支援	102
(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	103
取組 1-6-2-1 児童養護施設（双葉寮）の運営	103
取組 1-6-2-2 双葉寮退所児童の自立支援	103

(3) ヤングケアラーへの支援	103
取組 1-6-3-1 ヤングケアラー支援事業	103
施策 1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	104
(1) こども・若者の自殺対策	104
取組 1-7-1-1 SOS の出し方・受け止め方に関する教育	104
取組 1-7-1-2 ゲートキーパー研修	105
取組 1-7-1-3 いのちを守る教育の充実	105
(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	105
取組 1-7-2-1 情報教育の推進	105
(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策	106
取組 1-7-3-1 主任児童委員の活動【再掲】	106
取組 1-7-3-2 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営【再掲】	106
(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	107
取組 1-7-4-1 セーフティーパトロール事業	107
取組 1-7-4-2 地域における防犯活動の支援	107
取組 1-7-4-3 飲酒・喫煙等防止教育の充実	107
取組 1-7-4-4 健康な体づくりのための食育の実践	108
取組 1-7-4-5 チャイルドシートの正しい使用の徹底	108
取組 1-7-4-6 ヘルメット着用広報の徹底	108
(5) 非行防止と自立支援	109
取組 1-7-5-1 長岡地区保護司会支援事業	109

施策 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

<施策の方向性>

子どもの権利条約や子ども基本法や長岡市子ども・若者の権利条例が示しているように、すべての子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格・個性を持った個人として、意見表明や参画、自分に関することを選択し、決定する権利をもっています。

国の「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、子どもの権利と尊厳を守り、子どもの育ちの質を保障し向上させていく必要があることが示されていることを踏まえ、子ども・若者が希望を持ち、健やかに育つことができるよう、子ども・若者自身やその周りの大人に対し、子どもの権利に関する周知・啓発等を行います。

(1) 子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進等

<具体的な取組>

取組 1-1-1-1 子ども権利に関する理解促進

子ども向けのわかりやすい資料の提供などを実施し、子どもの権利に関する理解促進を図ります。また、乳幼児も生まれながらに子どもの権利をもち、どんな環境や状況にあっても、生命・健康・衣食住などが守られる必要があるため、大人に対しても、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	拡大・充実

取組 1-1-1-2 こども・若者の意見聴取

こども・若者施策に取り組むに当たり、当事者であるこども・若者の意見聴取を幅広い分野で実施することを通じて、こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、施策をより実効性のあるものにします。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	拡大・充実

取組 1-1-1-3 大人に対する人権啓発活動の推進

人権問題に対する正しい認識を広めるための講演会等を開催します。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講演会開催回数	年1回	年1回

施策 1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

<施策の方向性>

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。国の「はじめの100か月の育ちビジョン」では、乳幼児の育ちにとって「愛着」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠であるとされており、「安心と挑戦の循環」を通して、こどものウェルビーイングが向上することが示されています。多様なこどもや大人、モノ・自然・絵本・場所など身近なもの・環境との出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を支援・応援していくことが必要であるとされています。

学校・家庭以外でこども・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりや、市全体で様々な学びや体験ができる場・機会の提供に取り組みます。

また、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、こども・若者の成長を支援する人材の育成に努めます。

加えて、こども・若者が活躍できる幅を広げるため、異文化や多様な価値観への理解やチャレンジ精神を育む機会を提供します。また、性別や性的指向で活躍の場が制限されないことがないよう、男女共同参画の推進や性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発を行います。

(1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

＜具体的な取組＞

取組 1-2-1-1 図書館による保育園、幼稚園、こども園、小学校の読書推進事業

保育園、幼稚園、こども園、小学校へ職員やボランティアを派遣し、読み聞かせや絵本の紹介などを行います。また、保護者を対象に、絵本の選び方や図書の紹介を行います。保育園、小学校等に団体貸出を行います。また、学校等の職場体験や図書館見学を受け入れます。

〔中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
出張おはなし会・ブックトーク・講座実施回数	250回	維持・継続
出張おはなし会・ブックトーク・講座参加人数	6,000人	維持・継続
移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等実施回数	160回	維持・継続
移動図書館車「米百俵号」によるおはなし会等参加人数	2,300人	維持・継続
学校配本実施件数	59校	維持・継続
団体貸出実施団体数	57団体	維持・継続
授業用セット貸出件数	80件	維持・継続
団体貸出合計貸出数	68,000冊	維持・継続
職場体験・図書館見学件数	12校	維持・継続
職場体験・図書館見学参加人数	250人	維持・継続

取組 1-2-1-2 ブックスタート事業

絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして、0歳児とその保護者に、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す「ブックスタート」を実施します。読み聞かせボランティアが言葉を交わし合い、気持ちを通わせ、親子との交流を深めていきます。

〔子ども・子育て課、中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施人数	1,400人	維持・継続
ブックスタート読み聞かせボランティア参加人数	195人	維持・継続

取組 1-2-1-3 赤ちゃん向け絵本セット「ベビーパック」の貸出

赤ちゃんのうちから本に親しんでもらう環境づくりに向け、本を選ぶ時間のない方や、絵本選びに悩んでいる方が気軽に利用できるよう、図書館司書が選ぶ赤ちゃん向け絵本3冊をセットにして貸出します。

〔中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
貸出数	1,600セット	維持・継続

取組 1-2-1-4 こどもの読書週間関連行事等の実施

子ども一日図書館員をはじめとしてこどもが楽しめる行事や、夏休みボランティアを実施します。

〔中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
行事開催回数	1回	維持・継続
参加者数	34人	維持・継続
夏休みボランティア参加人数	13人	維持・継続

取組 1-2-1-5 図書館における読み聞かせ事業等

中央図書館や地域図書館において、幼児や保護者への定期的な読み聞かせを中心に、季節の行事、映画会、工作などこどもたちが本に親しむ行事を実施します。

〔中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施回数	500回	維持・継続
参加人数	3,600回	維持・継続

取組 1-2-1-6 まちなか絵本館の運営

子育ての駅ちびっこ広場内で「まちなか絵本館」を運営し、保育士・図書館司書・ボランティアが協働した取組を進め、絵本や育児書の貸出しや読み聞かせ、子どもの本の読書相談、絵本を活用した講座等を実施し、絵本を通じた子育て支援の充実を図ります。

〔子ども・子育て課、中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
まちなか絵本館事業開催回数	6回	維持・継続

取組 1-2-1-7 乳幼児期の遊びと体験の推進

【保育園等における運動遊びの推進】

運動習慣の習得や体力向上の相乗効果により、様々な活動への意欲やコミュニケーション能力、粘り強さの向上など、こどもの非認知能力を培うとともに、保育士等が主体的に考え、幼児の遊びや運動への興味・関心を高める取組を進めます。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
研修受講人数	公立園 46人	維持・継続

【子育ての駅の運営】

保育士や子育てコンシェルジュが常駐し、相談対応のほか、雨や雪の日でも遊べる子育ての駅（全天候型の屋根付き公園）を設置・運営します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育ての駅の駅数	13駅	維持・継続

取組 1-2-1-8 質の高い幼児教育・保育の推進

【公立私立保育園合同研修の実施】

公立・私立合同で研修を実施し、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加者数	75人	維持・継続

【園内研修への支援】

各園の実情や課題に合わせた知識の習得、スキルアップに対する研修への支援を行い、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加園数	20園	拡大・充実

取組 1-2-1-9 新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」

夢づくり教育の方策Ⅳ「子どもの育ちをしっかりと支える土台づくり」として、子育て・幼児教育を支援する事業と家庭教育を支援する事業を実施します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
事業数	10事業	維持・継続

取組 1-2-1-10 食育の推進

【地域における乳幼児期の遊びと体験の推進、こどもたちへの食育の推進】

食生活改善推進委員による食育推進料理教室や児童会館、児童クラブと連携した児童会館食育プログラム等での食に関わる体験を通じ、こども達が食に関心を持ち、食を正しく選択できる力が身につくよう支援します。

〔健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
児童会館食育プログラム実施地区数	14地区 (16か所)	維持・継続

【保育園・幼稚園・認定こども園での食育の推進】

各園において栄養バランスのとれた給食の提供や食育講座を実施し、家庭へ向けての食や健康に関するお便りの発行など、園児とその保護者が食と健康に興味を持つような取組を、園全体で推進します。

〔保育課、健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
家庭へ向けた保健、給食だより等の発行	実施	維持・継続
各園で特色のある食育活動の実施	19園	維持・継続

【小中学校での食に関する指導の推進】

小中学校では、栄養職員等を中心に栄養バランスのとれた給食を実施し、それぞれの計画に基づいて、発達段階に応じた「食に関する指導」の充実を図ります。

また、給食だより等で食に関する情報を発信していきます。

〔学務課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
給食だより等による食に関する情報発信を小中学校全校で実施	実施	維持・継続

取組 1-2-1-11 青少年の交流・体験活動の機会の提供

自主性や協調性のある情操豊かなたくましい青少年を育成するため、サマーキャンプなど、様々な自然体験や集団生活、社会体験の機会を提供します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交流・体験活動事業数	10事業	10事業

取組 1-2-1-12 文化芸術の振興

市内小中学校への継続的なアウトリーチ活動などの実施により本物の芸術文化に触れる機会を提供するとともに、若者が気軽に舞台鑑賞に出向く動機付けとなるよう「U25Happy チケット」を販売することにより、こどもたちへの文化の振興を図ります。

〔文化振興課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
市内小中学校へのアウトリーチ活動実施数	40回程度	45回

取組 1-2-1-13 姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流

(公財)長岡市国際交流協会と連携し、中学生・高校生の姉妹都市訪問や、姉妹都市・友好都市からの訪問団受入れなどを通じ、青少年の国際理解教育の充実を図ります。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交流事業参加者数 (実交流者とホストファミリーの合計値)	412人	維持・継続

取組 1-2-1-14 グリーン・ツーリズム推進事業

学生・親子などを対象として、長岡市の各地域に存在する多種多様で貴重な地域資源を活用した農業体験を通して、参加者が農業者・生産者などとふれあい、食農教育への理解・関心を深める場を創出します。

〔農水産政策課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加者数	500人	維持・継続

(2) こどもまんなかまちづくり

<具体的な取組>

取組 1-2-2-1 親子サークル活動への支援

子育て家庭が中心となり、自主的に親子が集い、遊びや情報交換等を行う親子サークルを運営しています。子育ての駅では「出前ふれあいタイム」として、依頼があった親子サークルに保育士が出張し、手遊びなどを行います。また、図書館では、図書館ボランティア等が子育てサークルの依頼を受け地域に出向き、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを行います。

〔子ども・子育て課、中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
出張回数	7回	維持・継続
出張読み聞かせ回数	8回	維持・継続

取組 1-2-2-2 母子保健推進員の活動

行政と地域のパイプ役として、また身近な相談者としてボランティア活動をしています。妊産婦や乳児のいる家庭を訪問して地域の子育てサービス等の情報を提供し、必要時、保健師と連携しながら相談に応じます。また、子育ての駅やコミュニティセンターで、ままのまカフェを開催し、保護者同士が交流できる場を提供します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問活動件数	1,350件	維持・継続
子育て支援活動実施回数	160回	維持・継続

取組 1-2-2-3 子育ての駅サポーターとの連携

絵本の読み聞かせや昔遊び等の活動をする子育ての駅サポーターに「駅のお知らせ」を毎月1回送付し、子育ての駅の運営協力者の確保を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 1-2-2-4 子育てに携わる人材の育成

【子育てサポート講座の実施】

ファミリー・サポート・センターの活動やこどもの保育に興味のある人を対象に、こどもを預かるために必要な知識を習得する講座を開催し、地域の子育て支援活動に携わる人材を育成します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施回数	3回	3回
参加者数	30人	維持・継続

【読み聞かせボランティアの養成】

ブックスタート会場での説明や学校・保育園・図書館等で読み聞かせなどをするボランティアを養成する講座を開催します。

〔中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施回数	3回	維持・継続
参加者数	56人	維持・継続

取組 1-2-2-5 青少年育成団体等への支援

地域のこどもに多様な社会体験や交流体験の場を提供し、地域の青少年健全育成活動を推進している取組や団体等を支援するとともに、広報誌「放課後子ども通信」を、学校を含む関係機関等へ配布し、地域の青少年育成活動の活性化を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
支援団体数	1団体	1団体

取組 1-2-2-6 放課後子ども教室推進事業

地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
教室数	22 教室	23 教室

取組 1-2-2-7 スポーツ・レクリエーション団体の育成

ジュニアスポーツクラブやスポーツ少年団を育成するため、(公財)長岡市スポーツ協会を通じて長岡市スポーツ少年団本部への事業補助を行います。

〔スポーツ振興課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
スポーツ少年団数	75 団体	維持・継続

取組 1-2-2-8 子ども会等のネットワークづくり

子どもフェスティバルを開催し、小学生の交歓と子ども会などの少年団体等相互の交流を深めます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施回数	1 回	1 回

取組 1-2-2-9 公園等の子育て関連施設の環境改善

【遊具の設置】

こどもや子育て当事者が公園等で安心・快適に過ごせるよう、遊具の拡充や現行の安全基準を満足する遊具に更新・改修することで、利便性、安全性の向上を図ります。

〔都市施設整備課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
遊具数	9基	180基

【トイレ環境改善】

公共性の高い公園等に妊婦や子育て世帯にやさしいトイレの整備（洋式化やバリアフリー化など）を推進します。

〔都市施設整備課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
整備か所数	0か所	30か所

取組 1-2-2-10 通学路等の安全性の確保

通学路交通安全プログラムに基づき、学校・PTAからの修繕要望を踏まえた関係者による会議を開催し、対応方針を決定している。年度末には修繕の実施状況の整理し、通学路等の安全性の確保に取り組んでいる。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 1-2-2-11 ノンステップバス等導入補助

ベビーカーを使用する子育て世代や、車椅子の方が路線バスを利用しやすいよう、事業者が低床バス（ノンステップバス等）を導入する際、経費の一部を支援します。

〔都市政策課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
長岡駅乗入車両のノンステップバス等の比率	87.4%	91.0%

取組 1-2-2-12 まちなか居住区域定住促進事業

長岡市立地適正化計画で定めた「まちなか居住区域」で、市外居住者又は同一地域内のまちなか居住区域外居住者が住宅を購入等した後に居住した場合、この住宅に係る固定資産税の2分の1を3年間（子育て世帯は5年間）免除します。

〔都市政策課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
まちなか居住区域定住促進事業における子育て世帯認定件数	25世帯	維持・継続

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

<具体的な取組>

取組 1-2-3-1 授業イノベーション推進

自分に合った学び、多様な関わりを生かす学び、実体験を伴う活動的な学びを展開する授業づくりを推進します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
授業イノベーション推進	実施	維持・継続

取組 1-2-3-2 小学生向け人材育成事業

小学生を対象に、こどもたちの学びを深めるワークショップを実施します。

〔ミライエ長岡企画推進室〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ受講者数 (協力団体含む・親子対象は親も含む)	1,800人	維持・継続

取組 1-2-3-3 中高生向け人材育成事業

中高生を対象に理数系教育やSTEAM教育を推進するため、市内の4大学1高専や企業の協力を得て、AIやプログラミング、デザインなどの講座を実施します。

〔ミライエ長岡企画推進室〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ受講者数	100人	拡大・充実

取組 1-2-3-4 「世界が先生」－国際人育成事業

県内の留学生を講師として市内の小中学校やコミュニティセンター等に派遣し、異文化交流を通じて青少年の国際理解の推進を図ります。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
派遣回数	27回	30回

取組 1-2-3-5 英語力向上推進事業

ALT、JTL を活用した英語教育を充実します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
英語力向上推進事業	実施	維持・継続

取組 1-2-3-6 中学生海外体験フォートワース訪問事業

フォートワース市との国際交流を行います。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問者数	25人	維持・継続

取組 1-2-3-7 中学生海外体験ホノルル訪問事業

ホノルル市との国際交流を行います。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問者数	15人	維持・継続

取組 1-2-3-8 外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援

小中学校に在籍する外国にルーツを持つ児童生徒の中で、日本語の能力レベル等により言葉の支援を要する者に対し、母国語と日本語の2か国語対応が可能な支援者等を学校に派遣し、学校生活適応などへの支援を行います。また、就学前の児童生徒に対し、2か国語対応が可能な支援者から日本語教育を実施します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
支援児童生徒数	18人	25人

取組 1-2-3-9 日本語講座等運営事業

外国人市民に対し、日常生活に必要な初歩の日本語習得のための日本語講座を実施します。

また、外国人市民と日本語学習を支援するボランティアとが交流しながら、日本語を学ぶ場を提供します。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講座参加者数(延べ人数)	1,500人	2,000人

取組 1-2-3-10 外国人市民への子育て相談窓口

外国人市民の生活相談窓口である長岡市国際交流センターを中心として、外国人市民やその家族からの子育てについての悩みや相談を各担当課につなぎます。また、各機関が行う子育て支援策を円滑に利用できるよう、言語や文化的配慮等の支援を各担当課と連携して実施します。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育て等に関する相談件数	10件	維持・継続

取組 1-2-3-11 外国人登録者データ集計表の作成

年4回（3月に1回）、年齢別の在住外国人数を集計します。

〔国際交流課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
調査回数	4回	4回

(4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

<具体的な取組>

取組 1-2-4-1 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、男女平等と共同参画を目指したまちづくりを実現するための具体的・実践的な活動の拠点となる施設です。

「ウィルながおか相談室」では、夫婦や家族のこと、自分の生き方などの悩み相談を実施しています。のびやかに自分らしく生きられるよう、相談者に寄り添いながら悩みの解決方法を一緒に考えます。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営	実施	維持・継続
相談室の運営	実施	維持・継続

取組 1-2-4-2 性的指向・性自認への理解促進と支援

すべての人が自分らしく生きていくための権利が尊重されるよう、悩みを相談できる場の提供、性的指向や性自認への理解促進に向けた講座等を開催します。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談室の運営	実施	維持・継続
性的指向や性自認への理解促進に向けた講座の開催	年1回	維持・継続

取組 1-2-4-3 性の健康の理解促進

男女の体の違いや、命の大切さ、健康的な人間関係などを学ぶ「性の健康講座」を保育園や学校などで開催し、性の健康に関する正しい知識を学び理解を深めてもらうことで、ジェンダー平等や男女共同参画社会を推進します。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
性の健康講座の開催	実施	維持・継続

取組 1-2-4-4 固定的な性別役割分担意識の解消のための情報収集・情報発信
 性別による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を解消するための啓発活動を行います。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
情報収集・発信	実施	維持・継続

取組 1-2-4-5 ライフデザインに関する情報提供

男女平等推進センター「ウィルながおか」で開催する講座、ウィルながおかフォーラム、発行する情報誌、図書紹介、ホームページ、掲示、相談事業等により情報提供を行います。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講座の開催数	年8回	維持・継続
フォーラムの開催数	年1回	維持・継続
情報誌「あぜりあ」発行回数	年1回	維持・継続

施策 1-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

<施策の方向性>

妊産婦、こども、若者が必要としている保健・医療支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築するとともに、その周知を行います。

将来、こども・若者が、自ら望む人生を選択できるよう、妊娠、出産を含めた健康に関する正しい知識を伝えていきます。

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者が切れ目のない医療を受けられるようにするとともに、その自立を支援するための相談支援や就労支援等に取り組みます。

(1) プレコンセプションケア⁴を含む成育医療等に関する研究や相談支援等

<具体的な取組>

取組 1-3-1-1 妊産婦医療費の助成

長岡市内に住所を有する妊産婦について、医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	1,320人	維持・継続

取組 1-3-1-2 子どもの医療費の助成

高校卒業までのこどもの入院・通院医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	34,708人	維持・継続

⁴ プレコンセプションケア・・・プレは「～の前の」、コンセプション (Conception) は「妊娠・受胎」という意味で、直訳すると「妊娠前からのケア」となります。若い世代が自分やパートナーとの将来のライフプランを考えて、現在のからだの状態を把握し、日々の生活や健康と向き合うヘルスケアのことです。

取組 1-3-1-3 未熟児養育医療の実施

出生時体重が 2,000g 以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	40人	維持・継続

取組 1-3-1-4 こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進

乳児相談や幼児健診で、こどもの成長発達に関する情報提供を行うほか、子育て支援地区活動などで、こどもの健康に関する講座を開催します。

〔子ども・子育て課、子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 1-3-1-5 子育てアプリの活用

母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、妊娠中の体調・体重管理、こどもの成長記録、予防接種管理のほか、妊娠週数や月齢に合わせた情報提供を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
アプリの周知	実施	維持・継続

取組 1-3-1-6 学校健康診断情報の電子化

学校健康診断情報の電子化による早期受診勧奨の推進と健康管理を図ります。

〔学務課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校数	全校(83校)	全校

取組 1-3-1-7 青壮年期向け健康増進推進事業の実施

学校や企業等に出向いて健康講座を実施したり、各種団体と連携して健康イベントを開催することで青壮年期世代が自身の健康に関心を持ち、健康の保持増進ができるよう支援します。

〔健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講座実施回数	5回	維持・継続

(2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

<具体的な取組>

取組 1-3-2-1 相談支援体制

相談支援事業所が、障害者等からの相談に応じ、自立した日常生活及び社会生活が営めるよう支援します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談への対応	実施	維持・継続

取組 1-3-2-2 障害福祉サービス

就労移行支援事業所等により、障害がある18歳以上65歳未満の人の就労意欲や個々の能力を高める訓練を行います。また、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、就労定着に必要な支援を行います。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
サービスの実施	実施	維持・継続

取組 1-3-2-3 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者で、障害者手帳や療育手帳による補装具費支給制度及び日常生活用具給付制度の対象外の方に対し、日常生活を過ごしやすくするために必要な用具を給付します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	2人	維持・継続

取組 1-3-2-4 市内企業への障害者雇用の働きかけ

ハローワーク長岡や障害者就労支援機関と連携しながら、障害者就労支援推進員が企業訪問し、障害者雇用の働きかけを行います。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
企業への働きかけ	実施	維持・継続

施策 1-4 こどもの貧困対策

<施策の方向性>

こども・若者の貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識の下、貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者が夢と希望を持って成長していける地域とするため、関係機関と連携し、経済的支援のみならず、教育の支援、生活の安定のための支援など様々な支援から、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

(1) 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援

<具体的な取組>

取組 1-4-1-1 子どもの医療費の助成【再掲】

高校卒業までのこどもの入院・通院医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	34,708人	維持・継続

取組 1-4-1-2 未熟児養育医療の実施【再掲】

出生時体重が2,000g以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	40人	維持・継続

取組 1-4-1-3 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給

国民健康保険被保険者の出産に対して、こども一人当たり50万円を支給します。ただし、産科医療補償制度未加入分娩機関での出産、妊娠22週未満の出産、または海外での出産の場合は48万8千円の支給となります。

〔国保年金課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	69人	維持・継続

取組 1-4-1-4 児童手当の支給

次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、高校生年代まで（令和6年9月までは中学生年代まで）の子どもを対象に児童手当を支給します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	19,155人	維持・継続

取組 1-4-1-5 保育園等の保育料等の無償化及び軽減

保護者の経済的な負担の軽減及び適正な保育料の徴収による財源の確保を図るため、3歳から5歳児については保育料の無償化を、0歳から2歳児については市独自の徴収基準による負担軽減を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
保育料軽減率（0～2歳児のみ）	33.0%	維持・継続

取組 1-4-1-6 虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援の充実

子どもナビゲーターが、学校や保育園・幼稚園等から「こどもの貧困」の視点で、経済面だけでなく家庭環境や生活面などから支援が必要な子どもや家庭の情報を収集し、関係機関と連携しながら支援につなげます。

〔子ども・子育て課、子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子どもナビゲーター数	2人	維持・継続

取組 1-4-1-7 教育相談体制の充実

子どもと保護者からの相談を受ける体制を充実します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
教育相談体制の充実	実施	維持・継続

取組 1-4-1-8 就学援助制度の実施

経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

〔学務課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
認定率	82.58%	維持・継続

取組 1-4-1-9 子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護・生活困窮世帯の子どもが無料で学習できる居場所を提供し、その場に集まった子どもに対して個別に学習指導を行います。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
年間参加延人数	250人	維持・継続

取組 1-4-1-10 子どもの学力アップ応援事業補助金

家庭環境に左右されることなく、希望する高等学校等へ進学できるよう、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、学習塾等の利用にかかる経費について、補助金を交付します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付者数	86人	維持・継続

取組 1-4-1-11 高校生等遠距離通学費補助金

高校生世帯の経済的負担を軽減し、どこに暮らしていても住み慣れた地域から離れることなく通えるよう、高校生等のバス通学定期券代の一部を補助します。

〔地域振興戦略部〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付申請者数	260人	拡大・充実

取組 1-4-1-12 進学・就職準備給付金の支給

生活保護世帯のこどもの大学進学や就職を支援するため、高等学校等を卒業後に進学・就職する場合に、新生活の立ち上げ費用として給付金を支給します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
対象世帯数	10人	維持・継続

取組 1-4-1-13 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置の実施

生活保護世帯のこどもが大学に就学しその課程を修了するまでの世帯分離をしている間は、住宅扶助を減額しない措置を実施します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
対象世帯数	1世帯	維持・継続

取組 1-4-1-14 子ども食堂運営費補助金

市民団体等が運営する「子ども食堂」を応援するため、運営や立ち上げに要する経費について1団体あたり7万円、施設の賃借料又は使用料について1団体当たり2万円を限度に補助金を交付します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付団体数	12団体	拡大・充実
子ども食堂運営団体数	23団体	拡大・充実

取組 1-4-1-15 フードバンク活動応援補助金

フードバンクながおかへの運営費を補助し安定的な運営を支援することで、ひとり親家庭や主に児童を中心とした生活困窮世帯への「食」を通じた支援体制の確保・強化を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
補助金交付	実施	維持・継続

取組 1-4-1-16 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、個々の問題に対する支援計画の作成を行い、関係機関とともに継続的に支援を行います。また、必要に応じ「就労準備支援事業、家計相談支援事業」を行うとともに「住宅確保給付金」や問題解決に必要な支援を行います。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談受付件数	400件	維持・継続

取組 1-4-1-17 生活保護受給者の就労支援・自立促進事業

生活困窮者や生活保護者等への就労支援についてハローワークと福祉事務所等が連携した支援を実施します。

また、必要に応じ「就労準備支援事業」を行い支援します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
年間参加延人数	50人	拡大・充実

取組 1-4-1-18 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居

公営住宅の入居については、住宅困窮度の高い方から入居を行うこととしています。その際の住宅困窮度の評価基準に「ひとり親世帯」については加点を行い、入居順位を高くしています。また住宅困窮度が同一の場合は「多子世帯」の入居順位を上位にしています。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
対象世帯数	9世帯(29人)	維持・継続

取組 1-4-1-19 養育費確保支援事業

ひとり親家庭の養育費の取り決めに促進し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、取り決めに要した費用の一部を助成します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
補助金交付人数	10人	拡大・充実

取組 1-4-1-20 相談支援体制の強化

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の個々の状況に応じて、適切な支援へつなぐことができるよう相談体制の強化を図ります。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談受付件数	250件	拡大・充実

取組 1-4-1-21 子どもの貧困対策連絡会議

こどもの貧困対策の関係機関による連絡会議を設置し、各機関の現状や課題を共有することで、組織横断的なネットワークの強化を図り、包括的な支援体制を構築し、関係機関の連携を強化します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
会議の開催回数	1回	維持・継続

取組 1-4-1-22 正規雇用を希望する非正規雇用労働者の支援

ハローワーク長岡や長岡商工会議所、長岡地域商工会連合と連携しながら、合同企業説明会等の就労支援に取り組みます。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	—

施策 1-5 配慮が必要な子ども・若者への支援

<施策の方向性>

障害や発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下、特別支援教育や社会参加の機会を増やすことで、子ども・若者が安心して成長できる環境づくりを進めます。加えて、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備などにより、子育てで当事者や家族を支援します。

（1）地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育

<具体的な取組>

取組 1-5-1-1 子ども発達相談室の運営

子ども発達相談室では、子どもの成長や発達に関する不安や悩みごとの相談に応じています。

毎日のくらしの中で子どもとどのように接したらよいかを一緒に考え、子どもの発達を促す支援を行います。

また、心理士や保健師、保育士、教員経験者等の専門職がチームで園や学校等を訪問し、現場の保育者や教職員等に対し、助言・支援を行うことで、配慮を要する子どもの理解と適切な支援につなげます。さらに、「すこやかファイル⁵」を活用する等、就学前から就学後まで切れ目のない支援を行います。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
電話・来室相談件数	600人	維持・継続
訪問支援児童数	400人	拡大・充実

⁵ すこやかファイル・・・発達に支援が必要な児童や保護者が、成長の記録、支援の内容、個別の指導計画などの情報を1冊にまとめた相談支援ファイルで、かかわる支援者全員が情報を共有し、生涯を通じ継続した適切な支援が受けられるよう作成するものです。

取組 1-5-1-2 ながおか子どもの発達ガイドブックの作成

発達に心配のあるこどもについての相談窓口やサービスをまとめた冊子を作成し、ホームページ等に掲載し閲覧してもらうほか、市の窓口や子育ての駅等にチラシを設置し希望者に配布します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ガイドブック配布数	1,000部	維持・継続

取組 1-5-1-3 特別支援教育・保育事業

配慮の必要な児童を受け入れるため、必要な職員配置に対する補助を行います。あわせて、受け入れに必要な設備や物品等の整備を行います。

なお、本事業には、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の対象児童も含まれます。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受け入れ障害児数	195人	維持・継続

取組 1-5-1-4 保育園等における医療的ケア児の受け入れ

保育園等において医療的ケア児の受け入れが可能な体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
医療的ケア児の受け入れ体制の整備	3園	維持・継続

取組 1-5-1-5 特別支援学級等の教育環境の整備

障害のある児童生徒の自立や社会参加を積極的に支援するため、特別支援学級等における教育を充実させるとともに、教育環境の整備を図ります。

また、すべての児童・生徒が快適に学校生活を送れるよう、学校のバリアフリー化を進めています。今後も必要に応じて整備を図ります。

〔学校教育課、教育施設課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
特別な支援が必要な児童生徒のサポート	実施	維持・継続
特別な支援が必要な児童生徒に対応するための施設整備	実施	維持・継続

取組 1-5-1-6 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業

総合支援学校及び高等総合支援学校に在籍する児童・生徒の健全育成とその保護者の介護負担の軽減を図るため、授業日の放課後や長期休業期間の日中に同校の施設を利用して、児童・生徒の一時預かりを行います。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
登録者数	40人	維持・継続
延べ利用者数	1,581人	維持・継続

取組 1-5-1-7 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実

放課後発達支援コーディネーターが行っていた配慮を必要とする児童への対応を、令和7年度以降は放課後児童クラブ運営業務の受託事業者が引き継ぎます。配慮を必要とする児童への対応について児童厚生員へ助言、指導、相談を行うとともに、学校・家庭・その他関係機関等との連携を図りながら、配慮を必要とする児童一人ひとりの特性に応じた適切な対応が行われるよう受入れ体制の充実を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 1-5-1-8 障害児通所支援事業

柿が丘学園を直営で運営するとともに、社会福祉法人、NPO 法人等と連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

【児童発達支援事業】

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適應できるよう指導・訓練を実施するサービスです。特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら事業の実施を図ります。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 か月あたりの利用人数	280 人	拡大・充実
児童発達支援センター箇所数	3 か所	3 か所

【放課後等デイサービス事業】

小学校・中学校・高等学校等に就学している障害のあるこどもを対象に、放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適應のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 か月あたりの利用人数	920 人	拡大・充実

【保育所等訪問支援事業】

保育園や幼稚園に通う障害のあるこどもに対して、保育園等を訪問し、集団生活への適應のための専門的な支援を行います。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 か月あたりの利用人数	24 人	拡大・充実

【障害児相談支援事業】

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用することも、サービスを適切に利用することができるように、指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うとともに、サービス提供事業所と連絡調整を行います。必要なサービス見込量の確保が図られるよう、既存の関係事業者と連携しながらサービス提供基盤の整備に努めるとともに、新規事業者の参入を促します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1か月あたりの利用人数	270人	拡大・充実

取組 1-5-1-9 特別児童扶養手当の支給

心身に中度から重度の障害のある在宅の児童（20歳未満）を養育している人に対して、手当を支給します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	510人	維持・継続

取組 1-5-1-10 障害児福祉手当の支給

介護が必要な重度の障害のある在宅の児童（20歳未満）に対して、手当を支給します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	115人	維持・継続

取組 1-5-1-11 自立支援医療（育成医療）の充実

18歳未満の身体に障害のある児童でその障害を除去・軽減する手術等の治療に対し、その医療費の自己負担額を軽減します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	55人	維持・継続

取組 1-5-1-12 重度障害児の医療費助成

身体障害者手帳（1級～3級）、療育手帳（A）または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた児童を対象に、医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
受給者数	195人	維持・継続

取組 1-5-1-13 精神疾患に関する医療費助成

精神疾患に関する診療を受けている児童を対象に、医療費の自己負担額の3分の1を助成します。また、積極的に制度の周知に努めます。

〔福祉課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
受給者数	110人	維持・継続

取組 1-5-1-14 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
受給者数	4人	維持・継続

取組 1-5-1-15 食物アレルギー対応の実施

食物アレルギー対応を適切に行うために、学校職員、保育士、調理師、行政関係職員、保護者等を対象にした研修会を開催し、食物アレルギーの概要と緊急時の対応について正しい知識の普及に努めるとともに、エピペンの実践訓練を行います。

〔学務課、保育課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
研修会開催回数	2回	維持・継続
参加者数	300人	維持・継続

取組 1-5-1-16 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターが中核となり、支援を要する児童が身近な地域でニーズに応じた発達支援を受けられるよう、訪問支援や相談支援による地域支援や、支援事業所の研修・協議の場を整備する等、地域の療育支援体制への支援を行います。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
地域連携会議・研修件数	4件	拡大・充実
保育所等訪問支援数	43回	拡大・充実
障害児相談支援件数	266件	拡大・充実

取組 1-5-1-17 児童発達支援センターの環境改善

児童発達支援センター柿が丘学園の空調設備等の施設設備を更新することにより、療育支援環境の改善を図ります。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
施設・設備の改修及び整備の実施	実施	維持・継続

取組 1-5-1-18 医療的ケア児支援のための関係機関との連携

医療的ケア児が心身の状況に応じて、適切な保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、医療的ケア児支援関係機関連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります。

また、医療的ケア児コーディネーターを配置し、保護者等からの相談に応じるほか、保健師や医療・福祉関係者との連絡調整など、必要なサポートを行います。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
医療的ケア児支援関係機関連絡会議の開催	実施	維持・継続
医療的ケア児コーディネーターの配置	実施	維持・継続

施策 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

<施策の方向性>

児童虐待は、こどもの命を脅かす行為であることは言うまでもなく、成長した後においても、こどもの心身に深い傷を残し、様々な生きづらさにつながり得るもので、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。こどもを虐待から守るため、こども家庭センターを中核に、保育園・幼稚園・こども園、学校、地域の支援者、各関係機関と連携し、相談、見守り、関係機関との連携等に取り組み、早期発見・早期対応に努めます。また、市民や関係機関等に対して虐待防止の啓発活動を行います。

また、様々な理由により家庭で暮らすことのできないこどもが、落ち着いた環境の中で安定した生活を送り、将来、自立できるよう、施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化に取り組みます。

ヤングケアラーとは、本来が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。家族の世話などが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、重大な権利侵害です。一方、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

<具体的な取組>

取組 1-6-1-1 児童虐待防止のための講座・啓発活動

児童虐待の発生要因でもあるストレスとの向き合い方を伝える講座や、こどもへの効果的な接し方に関する講座、母親同士の交流や情報交換を通じて育児不安を軽減する講座などを開催し、育児負担の緩和につなげます。

また、育児に悩みを抱える保護者の早期発見・早期相談につながるよう、リーフレット・ポスターの配布等を通じて地域への虐待防止の啓発活動を実施するとともに、保護者等に対しても、しつけを名目とした体罰の禁止に関する啓発に取り組みます。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育て支援講座(単発版)	50人	維持・継続
子育て支援講座(連続版:親子関係形成支援事業該当)	50人	維持・継続
保育園等への子育て支援出前講座	5回	維持・継続

取組 1-6-1-2 児童虐待の早期発見・早期対応

望まない妊娠、健診未受診、育児不安を抱える保護者に対して、いろいろな機会をとらえて早い時期から継続して支援していきます。特にリスクに気づき、支援までつなげることは大変重要であるため、子育ての相談支援に携わる関係者等への資質向上のための研修や関係機関の連携を強化し、支援を必要とする人によりきめ細かく切れ目のない支援ができるよう体制整備を進めます。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育ての駅での巡回相談等 参加者数	200人	維持・継続
サポート体制	充実	維持・継続

取組 1-6-1-3 家庭児童相談室の運営

18歳未満の子どもやその家族に対して、養育における諸問題や親子関係、児童虐待などの相談に応じます。電話・訪問・来所による相談対応を中心に、子育て支援センターでの保護者向けグループミーティングなども行います。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談対応件数	350人	維持・継続

取組 1-6-1-4 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営

保護が必要であったり養育が困難な子どもの人権を保護するため、児童相談所・DV防止ネットワーク⁶・保健所・学校・医療機関等の関係機関と連携して支援します。

協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童や特定妊婦へ必要な情報を共有し、関係機関との連携により必要な支援を実施します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
児童虐待対応件数	110件	維持・継続

⁶ DV防止ネットワーク・・・DVの未然防止及び被害者への迅速で的確な対応を行うため、定住自立圏内自治体（長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町）裁判所、法務局、警察署、長岡健康福祉環境部、医師会、歯科医師会、県弁護士会、長岡市社会福祉協議会、人権擁護委員協議会、NPO 法人女のスペース・ながおかなどで構成されたネットワークのことです。

取組 1-6-1-5 主任児童委員の活動

児童が「心豊かに」かつ「健やかに」成長できる環境づくりを推進するため、行政をはじめ学校、地域、家庭の橋渡し役として活動するとともに、子どもふれあいネットワーク会議⁷等への参加、各公立保育園等の第三者委員（相談窓口）としても協力します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
主任児童委員数	61人	61人

取組 1-6-1-6 子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯の自宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

〔子ども家庭センター、子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問活動件数	—	60件

取組 1-6-1-7 妊婦健診未受診の妊婦などへの支援

妊婦健康診査の受診状況を確認し、未受診者へは医療機関と連携して状況の把握や受診勧奨を行っている。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

⁷ 子どもふれあいネットワーク会議・・・いじめ、暴力行為、非行などの問題行動や不登校、児童虐待など子どもをめぐる様々な問題に対して、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援するための「子どもふれあいネットワーク事業」として、年1回関係者で各チームの活動報告や事例検討を行うものです。

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

<具体的な取組>

取組 1-6-2-1 児童養護施設（双葉寮）の運営

国及び県の動向を確認しながら、社会的養育の推進に向け、家庭的な環境での養育を実施するための施設の小規模化等を検討し、支援の質の向上に努めます。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
運営の実施	実施	維持・継続

取組 1-6-2-2 双葉寮退所児童の自立支援

施設を退所した児童に対し、多職種・関係機関の連携による自立支援を推進します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
自立支援	実施	維持・継続

(3) ヤングケアラーへの支援

取組 1-6-3-1 ヤングケアラー支援事業

家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造にあるヤングケアラーの普及啓発と福祉・教育等関係者の気づきを促すための研修を行うほか、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携して必要な支援につなげるための体制を整備します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ヤングケアラーの理解と支援に関する研修会等参加者数	220人	維持・継続

施策 1-7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

<施策の方向性>

全国的に、小中高生の自殺者数は増加傾向にあります。誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺予防に関する教育や周知・啓発等の子ども・若者の自殺対策に取り組めます。

子ども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者、関係者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。すべての子ども・若者が、被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、子ども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めます。

また、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべての子ども・若者が健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等に取り組めます。

加えて、子ども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

(1) 子ども・若者の自殺対策

<具体的な取組>

取組 1-7-1-1 SOS の出し方・受け止め方に関する教育

児童生徒が様々な困難・ストレスへの対処法を身に付け、SOS を出すことができ、教職員が児童生徒の SOS に気づき、受け止めるためのスキルの向上を目的に実施します。

〔健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
SOS の出し方・受け止め方に関する教育の実施状況	7校	—

取組 1-7-1-2 ゲートキーパー研修

悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担うゲートキーパーの養成研修を市民や関係機関職員等に対して実施します。

〔健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ゲートキーパー研修会受講者数	650人	維持・継続

取組 1-7-1-3 いのちを守る教育の充実

こどもたちを取り巻く危険から身を守るための教育を充実します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
いのちを守る教育の充実	実施	維持・継続

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備**<具体的な取組>****取組 1-7-2-1 情報教育の推進**

ICT教育向上に向けた環境整備を推進します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
情報教育の推進	実施	維持・継続

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

<具体的な取組>

取組 1-7-3-1 主任児童委員の活動【再掲】

児童が「心豊かに」かつ「健やかに」成長できる環境づくりを推進するため、行政をはじめ学校、地域、家庭の橋渡し役として活動するとともに、子どもふれあいネットワーク会議等への参加、各公立保育園等の第三者委員（相談窓口）としても協力します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
主任児童委員数	61人	61人

取組 1-7-3-2 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営【再掲】

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、男女平等と共同参画を目指したまちづくりを実現するための具体的・実践的な活動の拠点となる施設です。

「ウィルながおか相談室」では、夫婦や家族のこと、自分の生き方などの悩み相談を実施しています。のびやかに自分らしく生きられるよう、相談者に寄り添いながら悩みの解決方法を一緒に考えます。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営	実施	維持・継続
相談室の運営	実施	維持・継続

(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備**<具体的な取組>****取組 1-7-4-1 セーフティーパトロール事業**

児童生徒の登下校時における交通安全指導や防犯パトロールを行うセーフティーパトロール団体に対して、報奨金を交付します。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付団体数	全小学校区	維持・継続

取組 1-7-4-2 地域における防犯活動の支援

地域における防犯関係団体（防犯協会等）が行う子どもたちの見守り活動や防犯パトロール、防犯意識の啓発活動などを支援します。

〔市民課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
防犯協会等への補助金の交付	48件	維持・継続

取組 1-7-4-3 飲酒・喫煙等防止教育の充実

児童生徒が興味本位の飲酒や喫煙行動・習慣を身に付けないように、発達に応じた飲酒・喫煙等防止教育の充実を進めていきます。また、保護者に対しても、意識啓発に努めます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校数	全校(83校)	全校

取組 1-7-4-4 健康な体づくりのための食育の実践

思春期の食育は、健康な体づくりの基礎となることから、食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、教育活動全体で、計画的に食育に取り組みます。発達段階に応じて、栄養と健康のつながりを理解し、生活に取り入れる力を育てます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校数	全校(83校)	全校

取組 1-7-4-5 チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行います。

〔市民課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交通安全教室及び子育ての駅における「チャイルドシート講習会」の実施回数	10回	維持・継続

取組 1-7-4-6 ヘルメット着用広報の徹底

自転車用ヘルメットの着用率向上を図るため、未着用時の危険性や着用時の安全性について、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行います。

〔市民課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交通安全教室や街頭広報等におけるヘルメット着用広報の実施回数	20回	20回

(5) 非行防止と自立支援

<具体的な取組>

取組 1-7-5-1 長岡地区保護司会支援事業

非行や犯罪をした少年等に対して保護観察を行い、更生へ導くとともに、社会を明るくする運動を通して犯罪防止・地域で育ちを見守る社会機運の向上に努めている保護司会を支援します。

〔福祉総務課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
保護司会の支援	実施	維持・継続

Ⅱ ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）

施策 2-1	こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	112
取組 2-1-1	妊産婦医療費の助成【再掲】	112
取組 2-1-2	子どもの医療費の助成【再掲】	112
取組 2-1-3	未熟児養育医療の実施【再掲】	113
取組 2-1-4	妊娠の届出・母子健康手帳の交付	113
取組 2-1-5	妊婦への分煙・禁煙の啓発	113
取組 2-1-6	マタニティマークの啓発事業	114
取組 2-1-7	妊産婦健康診査事業	114
取組 2-1-8	妊婦歯科健診事業	114
取組 2-1-9	妊産婦・新生児訪問指導事業	114
取組 2-1-10	未熟児訪問指導事業	115
取組 2-1-11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	115
取組 2-1-12	養育支援訪問事業	115
取組 2-1-13	利用者支援事業（産後デイケアルーム ままリラ、ママナビ）	116
取組 2-1-14	産前産後サポート事業（ままのまカフェ）	117
取組 2-1-15	産後ケア事業（宿泊型）	117
取組 2-1-16	多胎妊産婦への支援	118
取組 2-1-17	乳幼児健康診査事業	118
取組 2-1-18	予防接種事業	119
取組 2-1-19	乳児健康相談事業（5～7か月児）	119
取組 2-1-20	乳幼児歯科保健事業	119
取組 2-1-21	子ども・子育て健康相談の実施	120
取組 2-1-22	出産医療機関との連携	120
取組 2-1-23	子どもサポートコール	120
取組 2-1-24	夜間・休日の小児救急医療体制整備	121
取組 2-1-25	不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	121
取組 2-1-26	出産・子育て応援事業	121

施策 2-2	こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	122
取組 2-2-1	保育園の民営化	123
取組 2-2-2	地域型保育事業	123
取組 2-2-3	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	123
取組 2-2-4	保育士等確保支援事業	123
取組 2-2-5	子育て支援員育成事業	124
取組 2-2-6	公立保育園・幼稚園施設環境改善事業	124
取組 2-2-7	私立保育園・認定こども園等の整備・環境改善	124
取組 2-2-8	子育て世帯への情報提供	125
取組 2-2-9	利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）	125
取組 2-2-10	子育ての駅の運営【再掲】	125
取組 2-2-11	子育ての駅の環境改善	125
取組 2-2-12	保育園併設地域子育て支援センター等の運営	126
取組 2-2-13	病児・病後児保育事業	126
取組 2-2-14	保育園等における医療的ケア児の受け入れ【再掲】	126
取組 2-2-15	質の高い幼児教育・保育の推進【再掲】	126
取組 2-2-16	保育現場の負担軽減	127

施策 2-1 こどもの誕生前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

<施策の方向性>

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

母子の健康の確保・増進に向けて、医療費の助成や不妊・不育症に悩む人への支援、妊娠・出産に関する正しい知識の普及および疾病の早期発見・早期治療に努めます。

妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援するため、相談体制の充実を図るとともに、不安、孤独感や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続して支援を行います。

<具体的な取組>

取組 2-1-1 妊産婦医療費の助成【再掲】

長岡市内に住所を有する妊産婦について、医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	1,320人	維持・継続

取組 2-1-2 子どもの医療費の助成【再掲】

高校卒業までのこどもの入院・通院医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	34,708人	維持・継続

取組 2-1-3 未熟児養育医療の実施【再掲】

出生時体重が 2,000g 以下等で医師が入院治療が必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	40人	維持・継続

取組 2-1-4 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

母子保健法に基づき、妊産婦の健康管理と健康増進を図るため母子健康手帳を交付します。保健師や助産師が妊娠出産に関する情報提供をするとともに、自らの健康状態を確認したり、必要なサービスを活用するためのプランを作成し、妊娠中の不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
マタニティセルフプラン ⁸ の作成部数	1,370部	維持・継続

取組 2-1-5 妊婦への分煙・禁煙の啓発

母子健康手帳発行時、本人や家族の喫煙状況を確認し、未熟児出生の予防や乳児突然死症候群の予防のために、チラシなどで分煙や禁煙についての啓発を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
妊婦の喫煙率	1.6%	維持・継続

⁸ 「マタニティセルフプラン」・・・妊娠期から出産、子育て期を安心して過ごせるよう、妊婦自身や家族がそれぞれできることをチェックしたり、利用できる市のサービスの中から自身でサービスの利用を選定するためのプランです。

取組 2-1-6 マタニティマークの啓発事業

妊婦が妊娠中であることを周囲に知らせることで、妊婦に優しい環境づくりを推進します。「マタニティマークホルダー」やシールの配布を行うほか、封筒やポスターへの刷り込みなどで周知を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
啓発の充実	実施	維持・継続

取組 2-1-7 妊産婦健康診査事業

妊娠届出時に妊婦健康診査受診票 14 回分と産婦健康診査受診票を交付することにより、妊産婦の経済的負担を軽減し、安心安全な出産ができるように医療機関での妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診延べ人数	18,000 人	維持・継続

取組 2-1-8 妊婦歯科健診事業

無料の受診票を発行することにより、妊婦の口腔の健康を守るとともに歯科保健に対する健康管理意識を高め、家族で歯の健康に対する生活習慣を身に付けることができるようにします。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診率	51.0%	51.0%

取組 2-1-9 妊産婦・新生児訪問指導事業

訪問を希望された妊産婦に助産師が訪問し、新生児の発育や授乳、育児の相談を行い、安心して子育てができるように支援します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ訪問件数	2,750 件	維持・継続

取組 2-1-10 未熟児訪問指導事業

低出生体重児（体重 2,500g 未満）や養育上指導の必要があると医師が判断した病気や障害等の新生児を持つ保護者に対して、保健師・助産師が家庭訪問を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
延べ訪問件数	50件	50件

取組 2-1-11 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児のいる家庭を保健師・看護師・栄養士等が訪問し、育児不安等の相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
訪問数	1,400件	維持・継続

取組 2-1-12 養育支援訪問事業

【育児支援事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み （令和6年度）	目標 （令和11年度）
訪問件数	360件	360件

【産後ケア訪問】

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身に付けてもらうよう支援します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問件数	50件	維持・継続

【産前産後寄り添い訪問】

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して子育て経験者等が「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
訪問件数	100件	維持・継続

取組 2-1-13 利用者支援事業（産後デイケアルーム ままリラ、ままナビ）

【産後デイケアルーム ままリラ】

妊婦や産後1年までの母子が、家庭的な雰囲気の中でリラックスできる場を開設し、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談やお母さんの体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ままリラでの相談支援、休息	1,600人	維持・継続

【ままナビ】

子育てに対する悩みや不安を抱える妊産婦を対象に、安心して育児に向き合うことができるよう、保育士から具体的な子育ての技術や知識を学ぶ機会を提供します。

〔子ども・子育て課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施か所数	拠点型	1か所	維持・継続
	子育て支援センター併設型	10か所	維持・継続

取組 2-1-14 産前産後サポート事業（ままのまカフェ）

子育ての駅や地域コミュニティセンターなどで、母子保健推進員が乳児と保護者を対象とした茶話会を開催し、母親たちの交流や、栄養士、歯科衛生士などによる子育て相談の場を提供します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ利用者数	900人	維持・継続

取組 2-1-15 産後ケア事業（宿泊型）

退院した産婦の育児等の不安の軽減や心身の回復を促すため、委託医療機関において宿泊型の産後ケアを行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
委託医療機関数	1か所	拡大・充実

取組 2-1-16 多胎妊産婦への支援

多胎児の妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図るため、「ままりら」「ままナビ」「ままのまカフェ」で相談支援や交流の場を提供するほか、こどもが3歳になるまで「産前産後寄り添い訪問」を実施します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ままりらでの相談支援	実施	維持・継続
ままナビ、ままのまカフェでの相談支援、交流会	実施	維持・継続
産前産後寄り添い訪問	80件	維持・継続

取組 2-1-17 乳幼児健康診査事業

4か月・10か月の乳児と1歳6か月・3歳の幼児に対して健康診査を実施し、運動・発達・情緒などの病気の早期発見や、基本的な生活習慣の確立・むし歯予防・栄養の指導を行います。

また、乳幼児虐待の予防と早期発見のために、育児不安・育児困難に対する保護者への相談支援を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診率	4か月児	99%	99%
	10か月児	99%	99%
	1歳6か月児	99%	99%
	3歳児	99%	99%
有所見者数	4か月児	120人	120人
	10か月児	80人	80人
	1歳6か月児	600人	600人
	3歳児	600人	600人

取組 2-1-18 予防接種事業

予防接種法に基づき、こどもたちを感染の恐れのある疾病から守るため、個別による予防接種を行います。特に合併症を引き起こしたり、死亡する例もある麻しんの予防接種については、早い時期に受けるよう指導します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1歳6か月までに麻しん（はしか）の予防接種をしているこどもの割合	90.0%	90.0%

取組 2-1-19 乳児健康相談事業（5～7か月児）

生後5～7か月の乳児とその保護者を対象に、栄養士・保健師等が乳児期の発達を確認し、育児方法や離乳食・虫歯予防等の相談を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
乳児相談受診率	94.5%	維持・継続

取組 2-1-20 乳幼児歯科保健事業

赤ちゃん相談時に、離乳食の食べさせ方や乳歯ケアなど口腔衛生について指導しています。また、1歳6か月・3歳児の歯科健診時には、おやつやブラッシング指導を実施し、親への啓発に努めます。保健師や母子保健推進員による地区活動において、正しい歯磨きとおやつのとおり方など、具体的な体験を中心とした講習会を開催します。

〔子ども・子育て課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診率	1歳6か月児	99%	99%
	2歳児	70%	70%
	3歳児	99%	99%
虫歯のない者の割合	1歳6か月児	99%	99%
	2歳児	98%	98%
	3歳児	93%	93%
歯科保健指導（3歳児）		99%	99%
フッ素塗布事業		64.0%	70.0%

取組 2-1-21 子ども・子育て健康相談の実施

保健師・助産師等が電話、窓口にて子育てや不妊治療・不育症に関する相談や情報提供を実施し、不安の解消に努めます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談件数	1,000件	維持・継続

取組 2-1-22 出産医療機関との連携

妊娠中から出産・育児まで心身ともに安定した生活が送れるよう、切れ目のない支援を実施するために、市内出産医療機関と定期的な連携会議を実施します。

家族への支援を実施するために、市内出産医療機関共通のリーフレットを作成します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
出産医療機関との連携会議の開催	実施	維持・継続

取組 2-1-23 子どもサポートコール

学校教育課内に「子どもサポートコール」（子どもに関する心配ごと相談専用窓口）を設置し、いじめをはじめとする様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携し相談体制の強化を図ります。

また、子ども・青少年相談センターに、子どもサポートカウンセラーを配置するとともに、各学校に心ふれあい相談員を配置し、子ども及び保護者を支援するカウンセリング体制を整えます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談に対する対応	110件	拡大・充実

取組 2-1-24 夜間・休日の小児救急医療体制整備

子育て中の保護者の育児不安の解消及び、軽症患者の病院への受診集中の解消や、急患診療従事者の負担軽減のため、長岡市中越こども急患センター及び長岡休日・夜間急患診療所による小児救急受け入れ体制整備の確立を図ります。

〔保健医療課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診者数	中越こども急患センター	1,382人	維持・継続
	休日・夜間急患診療所	4,813人	維持・継続

取組 2-1-25 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

保健師・助産師等が電話、窓口にて不妊症や不育症、出生前検査等に関する相談や情報提供を実施します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 2-1-26 出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまでを一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。出産応援ギフト妊婦1人につき5万円、子育て応援ギフト子1人につき5万円を支給します。

令和7年度からは、後継事業として、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業により、妊婦1人につき5万円、お子さん1人につき5万円を支給します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
給付人数	3,300人	維持・継続

施策 2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

<施策の方向性>

国の「はじめの100か月の育ちビジョン」では、母親の妊娠期からこどもが小学校に入るまで(おおむね100か月)が、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって、最重要であることが示されています。

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景に持つこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていきます。

また、こどもの成長を支える保育士や子育て支援員等の人材確保・育成・処遇改善や現場の負担軽減を図ります。

はじめの100か月の育ちビジョン～幼児期までのこどもの育ちの5つのビジョン～

(1) こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

(2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

(3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

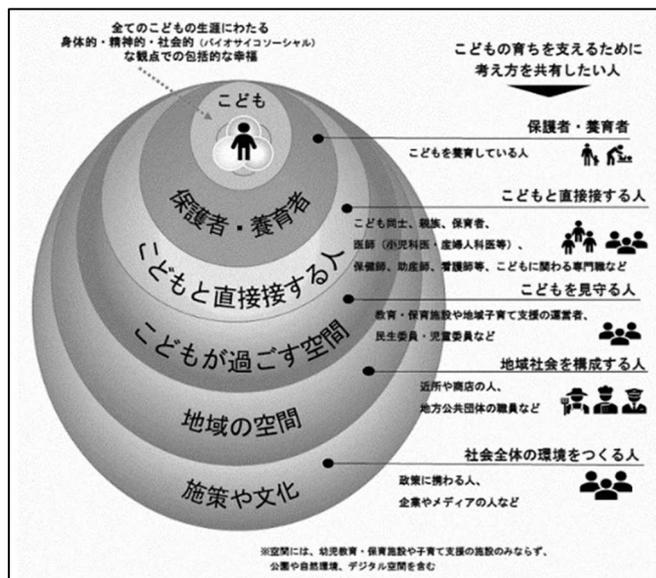
(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒はじめの100か月育ちのビジョンを実現するために、社会やすべての人が役割を担う(次図参照)

図表 57 それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」



＜具体的な取組＞

取組 2-2-1 保育園の民営化

限られた財源の中で、多様化する保育ニーズに対応することを目的とし、公立保育園の民営化を進めます。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
民営化した保育園数	未実施 (累計6園)	拡大・充実

取組 2-2-2 地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズに対応するため、原則として3歳未満児を対象とした少人数の保育を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施園数	11園	維持・継続

取組 2-2-3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育園等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育を実施します（令和8年度から実施予定）。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	—	実施

取組 2-2-4 保育士等確保支援事業

潜在保育士を対象に、再就職を支援するセミナー等を開催し、潜在保育士の掘り起こしと再就職支援を図ります。

また、保育施設を運営する法人等が宿舍を借り上げて保育士を入居させる場合に、その借り上げ費用の一部を補助することで、保育士の勤務環境の改善を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
セミナー等開催回数	1回	維持・継続
保育士宿舍借上げ補助対象者数	37人	維持・継続

取組 2-2-5 子育て支援員育成事業

新たな保育の担い手確保と、保育補助者や子育てコンシェルジュ等の資質向上のため、子育て支援員を認定する研修会を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
研修会開催回数	1回	維持・継続
子育て支援員数	61人	維持・継続

取組 2-2-6 公立保育園・幼稚園施設環境改善事業

安全・安心かつ質の高い幼児教育・保育環境を提供するため、施設・設備の改修及び整備（空調、トイレ、バリアフリー化等）により環境改善を進めます。

〔教育施設課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
施設・設備の改修及び整備の実施	実施	維持・継続

取組 2-2-7 私立保育園・認定こども園等の整備・環境改善

老朽化した施設の改修や、児童の受け皿を適切に確保するために、私立保育園や認定こども園等を整備します。また、私立園の空調設備や防犯対策設備、衛生設備等を新設・改修することにより、施設の環境改善を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
施設整備の実施園数	6園	実施

取組 2-2-8 子育て世帯への情報提供

出産や子育て情報、保育園・幼稚園情報などを掲載した「子育てガイド」「おやこスマイルガイド」の作成・配布、子育てナビ、長岡市ホームページ、SNSの活用などを通して、子育て情報を発信します。

〔子ども・子育て課、子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
対象者への提供	実施	維持・継続

取組 2-2-9 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）

子育ての駅等に子育てコンシェルジュ（子育てなんでも相談員）が常駐し、子育てに関する相談・助言等を行い、必要に応じて関係機関に同行するなど連絡調整を行います。また、幼稚園・保育園をはじめとした地域の子育て支援事業等の中から一人ひとりのニーズに応じた情報を提供します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施か所数	13か所	維持・継続

取組 2-2-10 子育ての駅の運営【再掲】

保育士や子育てコンシェルジュが常駐し、相談対応のほか、雨や雪の日でも遊べる子育ての駅（全天候型の屋根付き公園）を設置・運営します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育ての駅の駅数	13駅	維持・継続

取組 2-2-11 子育ての駅の環境改善

こどもたちがのびのびと遊べるとともに、子育て世代を中心とした多世代の方が集い、交流できる施設としていくために、施設や空調設備の改修及び整備により、環境改善を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
施設や空調設備の改修及び整備の実施	実施	維持・継続

取組 2-2-12 保育園併設地域子育て支援センター等の運営

子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・指導や、子育てサークル等の育成・支援、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1か月あたりの利用人数	3,141人	維持・継続

取組 2-2-13 病児・病後児保育事業

市内の保育園・幼稚園等に通園し、または市内の小学校に通学している0歳から小学6年生までの児童が、病気等で登園・登校ができないとき、保育を行います。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施か所数	8か所	維持・継続
延べ利用人数	1,221人	拡大・充実

取組 2-2-14 保育園等における医療的ケア児の受け入れ【再掲】

保育園等において医療的ケア児の受け入れが可能な体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
医療的ケア児の受け入れ体制の整備	3園	維持・継続

取組 2-2-15 質の高い幼児教育・保育の推進【再掲】

【公立私立保育園合同研修の実施】

公立・私立合同で研修を実施し、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加者数	75人	維持・継続

【園内研修への支援】

各園の実情や課題に合わせた知識の習得、スキルアップに対する研修への支援を行い、長岡市全体の保育士の資質向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加園数	20園	拡大・充実

取組 2-2-16 保育現場の負担軽減

【ICT化の推進】

教育・保育に係るシステムの導入等により、保育現場のICT化を推進し、業務負担の軽減を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
【公立】保育園事務のICT化	実施	拡大・充実
【私立】システム等の導入支援施設数	4園	実施

【保育体制強化事業費補助金】

保育士の負担軽減のために、保育に係る周辺業務を保育士に代わって行う職員（保育支援者）を雇い上げた場合に、その人件費を補助します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
該当職員数	33人	維持・継続

【保育補助者雇上強化事業費補助金】

保育士の負担軽減のために、保育業務全般を行う職員（保育補助者）を雇い上げた場合に、その人件費を補助します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
該当職員数	3人	維持・継続

Ⅲ ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）

施策 3-1	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の確立等	130
取組 3-1-1	保幼小中の連携の充実	130
取組 3-1-2	新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」	130
取組 3-1-3	学校・子どもかがやき塾事業	131
施策 3-2	居場所づくり	132
取組 3-2-1	児童会館の運営	133
取組 3-2-2	放課後児童クラブの実施	134
取組 3-2-3	民間児童クラブの運営費補助	134
取組 3-2-4	放課後子ども教室推進事業【再掲】	134
取組 3-2-5	青少年施設の運営	135
取組 3-2-6	学校施設開放事業	135
取組 3-2-7	スポーツ・レクリエーション団体の育成【再掲】	135
取組 3-2-8	青少年の社会参加の促進	135
取組 3-2-9	子ども食堂運営費補助金【再掲】	136
取組 3-2-10	子ども食堂運営団体への支援	136
取組 3-2-11	ティーンズラボ（仮称）の設置	136
取組 3-2-12	障害児通所支援事業【再掲】	137
施策 3-3	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	138
取組 3-3-1	夜間・休日の小児救急医療体制整備【再掲】	138
取組 3-3-2	飲酒・喫煙等防止教育の充実【再掲】	138
取組 3-3-3	性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	139
取組 3-3-4	予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援	139
施策 3-4	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	140
取組 3-4-1	長岡教育情報プラットフォーム「こめぷら」	140
取組 3-4-2	次代の親育成事業の実施	140
取組 3-4-3	デートDV出前講座の実施	141
取組 3-4-4	子育ての駅における中・高校生等と親子の交流事業	141
取組 3-4-5	明るい選挙出前講座	141
取組 3-4-6	消費者教育	142
取組 3-4-7	市内企業のインターンシップ促進	142

施策 3-5 いじめ防止	143
取組 3-5-1 子どもふれあいサポート事業	143
施策 3-6 不登校のこどもへの支援	144
取組 3-6-1 子どもふれあいサポート事業【再掲】	144
施策 3-7 校則の見直し	145
取組 3-7-1 校則の公表	145
取組 3-7-2 校則の見直し	145
施策 3-8 体罰や不適切な指導の防止	146
取組 3-8-1 体罰や不適切な指導の根絶に向けた周知・取組強化	146
施策 3-9 高校中退の予防、高校中退後の支援	147
取組 3-9-1 子ども・青少年相談センターの運営	147
取組 3-9-2 若者サポートステーションにおける支援	147

施策 3-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の確立等

<施策の方向性>

こどもたちが学ぶ意欲を持ち、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育むことができるよう、保幼小中の更なる連携、家庭や地域と連携・協働しながら、特色ある教育を推進します。

<具体的な取組>

取組 3-1-1 保幼小中の連携の充実

「育てたいこどもの姿」を園と学校が共有し、乳幼児期から義務教育終了までつながりのあるこどもの育ちや学びを実現するとともに、こども一人ひとりの多様な個性・特性に寄り添い、連携の目的意識を明確にしながらかつ協働して実践する保育・教育活動の充実を図ります。

〔保育課、学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施した研修数と参加人数	研修(9回) 348名 講演会 175名	維持・継続
延べ実践取組数	昨年度から継続 328件 新規の取組 47件	維持・継続

取組 3-1-2 新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」

分かる授業による確かな学び、地域の力、市民の力を活かした教育活動、夢中になり感動する体験を通して、こどもたちのやる気や学ぶ意欲を引き出し、夢を描き、志を立てて生き抜く力を育みます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施事業数	65事業	維持・継続

取組 3-1-3 学校・子どもかがやき塾事業

各学校における、分かる授業の実現や熱中・感動体験活動、地域との連携・協働によって行う教育活動等に対して財政支援を行います。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校の事業評価（取組の達成度）	90.0%	90.0%

施策3-2 居場所づくり

<施策の方向性>

すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、自分らしく、安全に安心して過ごせる居場所の充実を図ります。

子ども・若者の居場所については、すでに多くの子ども・若者の居場所となっている学校、児童会館、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、図書館や公民館などの社会教育施設などがあります。

長岡市の主な子ども・若者の居場所については、以下のとおり整理しましたが、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が各々のライフステージ・ニーズに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、「子どもの居場所づくりに関する指針」に基づき、4つの基本的な視点を踏まえるとともに、子ども・若者の声を聴きながら、子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

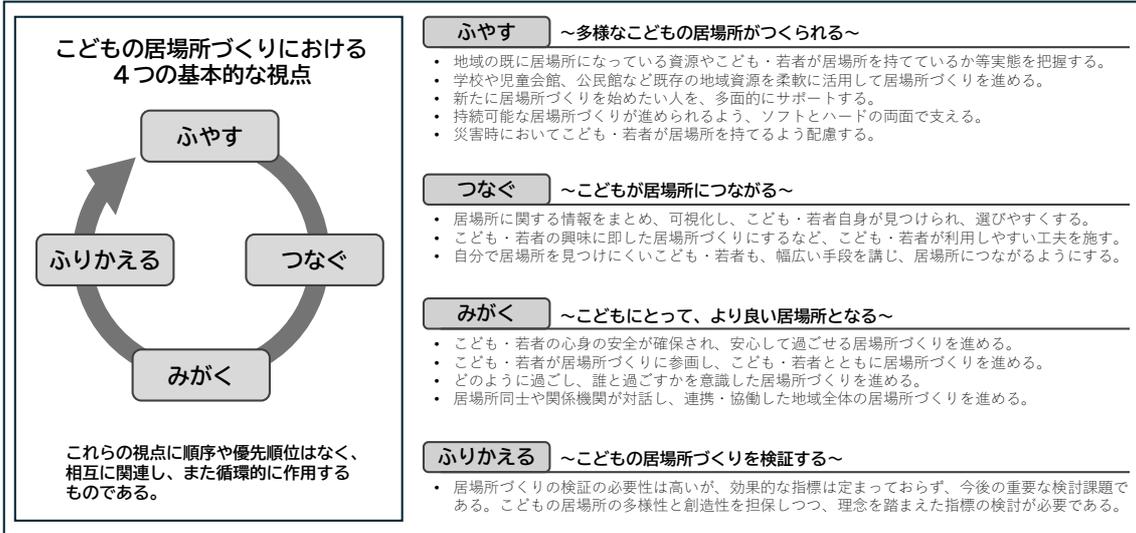
図表 58 本市の子ども・若者の居場所



□ …すべての子ども・若者を対象とする居場所（利用規模が大きい居場所を含む）

○ …特定のニーズ（障害・外国籍など）を持つ子ども・若者を主な対象とする居場所

図表 59 こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



取組 3-2-2 放課後児童クラブの実施

保護者の就労などで留守家庭の小学生を対象に、安全・安心な居場所としての生活の場を提供し、育成支援を行います。

「地域の中で地域の子どもたちを見守り育む」ということを理念に、地域の実情に応じ、こどもたちの日常の活動場所として一層の充実を図ります。

また、「放課後児童対策パッケージ」の趣旨に基づき、放課後子ども教室の連携した取組を推進します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
登録人数	3,693人	3,415人
実施か所数	51か所	62か所

取組 3-2-3 民間児童クラブの運営費補助

多様化する利用者ニーズに対応するため、地域の実情に応じて行政と民間が連携しながらよりよい放課後の環境づくりを進めます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施か所数	2か所	3か所

取組 3-2-4 放課後子ども教室推進事業【再掲】

地域コミュニティが主体となり、児童クラブ等と連携しながら、小学生の放課後の居場所づくりとして、地域ボランティアを講師に、学習活動、スポーツ、文化活動を実施します。また、多世代との交流を図ることを目的に、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目指します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
教室数	22教室	23教室

取組 3-2-5 青少年施設の運営

児童・生徒等の仲間づくりの場として青少年施設を運営し、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
青少年施設数	3か所	3か所

取組 3-2-6 学校施設開放事業

地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組む手段の一つとして、学校体育館・グラウンド等の開放を進めています。土日を中心に児童を対象としたスポーツ少年団等に開放しています。

〔教育施設課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施学校数	80校	維持・継続

取組 3-2-7 スポーツ・レクリエーション団体の育成【再掲】

ジュニアスポーツクラブやスポーツ少年団を育成するため、（公財）長岡市スポーツ協会を通じて長岡市スポーツ少年団本部への事業補助を行います。

〔スポーツ振興課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
スポーツ少年団数	75団体	維持・継続

取組 3-2-8 青少年の社会参加の促進

子ども会等の地域活動で中心を担う小学生リーダーや、各世代における青少年リーダーを育成します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子ども会等リーダー養成・地域活動推進事業参加者数	556人	550人

取組 3-2-9 子ども食堂運営費補助金【再掲】

市民団体等が運営する「子ども食堂」を応援するため、運営や立ち上げに要する経費について1団体あたり7万円、施設の賃借料又は使用料について1団体当たり2万円を限度に補助金を交付します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付団体数	12団体	拡大・充実
子ども食堂運営団体数	23団体	拡大・充実

取組 3-2-10 子ども食堂運営団体への支援

市民団体による子ども食堂の広がりを後押しするため、市民を対象とした情報交換会の開催や、子ども食堂の開設相談対応、子ども食堂開設にかかる様々な情報提供など、後方支援を実施します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
情報交換会開催回数	2回	維持・継続

取組 3-2-11 ティーンズラボ（仮称）の設置

米百俵プレイス ミライエ長岡において、中高生が自由に過ごせたり、個性や才能を発揮できたりする居場所を設置します。（令和8年度から実施予定）

〔ミライエ長岡企画推進室〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ティーンズラボ（仮称）の設置	整備中	実施

取組 3-2-12 障害児通所支援事業【再掲】

柿が丘学園を直営で運営するとともに、社会福祉法人、NPO 法人等と連携しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

【児童発達支援事業】

日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、また集団生活に適応できるよう指導・訓練を実施するサービスです。特に「児童発達支援センター」では、地域の中核的な療育支援施設として、障害児相談支援や保育所等訪問支援等も実施します。

必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら事業の実施を図ります。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 か月あたりの利用人数	280 人	拡大・充実
児童発達支援センター箇所数	3 か所	3 か所

【放課後等デイサービス事業】

小学校・中学校・高等学校等に就学している障害のある子どもを対象に、放課後や休業日・長期休暇中において、生活能力の向上や集団生活への適応のための訓練を行うとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。必要な量に応じたサービスを提供するため、社会福祉法人やNPO 法人等と連携しながら、新規事業者の参入を促します。

〔子ども家庭センター〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1 か月あたりの利用人数	920 人	拡大・充実

施策3-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

<施策の方向性>

こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

また、こども・若者が発達に応じて、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自己肯定感や相手を思いやる気持ちを醸成したり、自らに合ったサポートを受けるなどの選択ができるよう、性や飲酒・喫煙に関する正しい知識の普及啓発や思春期特有の悩み等を相談できる体制の充実を図ります。

<具体的な取組>

取組3-3-1 夜間・休日の小児救急医療体制整備【再掲】

子育て中の保護者の育児不安の解消及び、軽症患者の病院への受診集中の解消や、急患診療従事者の負担軽減のため、長岡市中越こども急患センター及び長岡休日・夜間急患診療所による小児救急受け入れ体制整備の確立を図ります。

〔保健医療課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受診者数	中越こども急患センター	1,382人	維持・継続
	休日・夜間急患診療所	4,813人	維持・継続

取組3-3-2 飲酒・喫煙等防止教育の充実【再掲】

児童生徒が興味本位の飲酒や喫煙行動・習慣を身に付けないように、発達に応じた飲酒・喫煙等防止教育の充実を進めていきます。また、保護者に対しても、意識啓発に努めます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校数	全校(83校)	全校

取組 3-3-3 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及

児童生徒に性に関する正しい知識やそれに基づく適切な行動選択の能力を身に付けさせるため、発達段階に応じて、関連教科、道徳、特別活動の時間等で実施していきます。また、個別指導が必要な場合は個別に支援していきます。

保護者に対して情報提供を行い、家庭と連携を図ります。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施校数	全校	維持・継続

取組 3-3-4 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援

保健師・助産師等が電話、窓口にて予期せぬ妊娠や性感染症等に関する相談に応じます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

施策 3-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

<施策の方向性>

こども・若者が、結婚や子育てを含むライフデザインを描けるよう、様々な意識啓発や情報提供、体験・学習の機会を提供します。

また、こども・若者が社会の中で自立し、生活していくため、主権者教育、消費者教育、キャリア教育を行います。

<具体的な取組>

取組 3-4-1 長岡教育情報プラットフォーム「こめぷら」

こども一人ひとりに最適な学びの保障や環境整備を進めます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
動画コンテンツ数	350本	拡大・充実

取組 3-4-2 次代の親育成事業の実施

中学生を対象に、実際に赤ちゃんを抱っこしたり、母親から出産や育児に関する話を聞いたりするといった乳幼児や母親とのふれあいを通して、幼いこどもへの愛着や命の大切さを学びながら、自己肯定感や自尊心、これまで育ててくれた保護者への感謝の気持ちを育みます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施学校数	中学校 12校	拡大・充実
学級数	24クラス	拡大・充実

取組 3-4-3 デート DV 出前講座の実施

男女平等推進センター「ウィルながおか」の相談員が定住自立圏内の中学校・高等学校・専門学校・大学に出向き、デートDV（交際中に発生するDV）防止のための講座を行います。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施回数	5回	維持・継続

取組 3-4-4 子育ての駅における中・高校生等と親子の交流事業

次代の親になる中・高校生が、子育ての駅を利用している親子と遊んだり、絵本の読み聞かせをしたりすることを通して、温かい家庭を築き、こどもを産み育てたいと思う意識を高めます。交流事業を積極的に推進するため、学校と連携して事業を行います。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)	
実施人数	中学生	30人	維持・継続
	高校生	40人	維持・継続
	専門学校・大学等	100人	維持・継続

取組 3-4-5 明るい選挙出前講座

将来の有権者となる児童・生徒を対象に、社会の一員であるという自覚を持ってもらい、政治や選挙の意義や投票の方法などを学習してもらうため、市内小・中・高等学校および各種専門学校からの依頼により「明るい選挙出前講座」を実施します。

〔選挙管理委員会事務局〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講座の開催回数	年4回	維持・継続

取組 3-4-6 消費者教育

小・中・高校生、大学生等に対して、出前講座や講演会を開催するとともに、啓発用パンフレットの配布、ホームページ等による情報提供や注意喚起などを実施して、児童・生徒への消費者教育の推進を図ります。

〔市民課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
小・中・高校、大学、専門学校への出前講座の参加人数	700人	拡大・充実

取組 3-4-7 市内企業のインターンシップ促進

ホームページやマッチングイベント等により、市内企業のインターンシップ情報を発信し、企業と学生のマッチングとインターンシップの実施を促進します。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	—

施策 3-5 いじめ防止

<施策の方向性>

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではありません。いじめ防止教育を推進するとともに、関係機関、地域が連携して、支援・解決に努めます。

<具体的な取組>

取組 3-5-1 子どもふれあいサポート事業

いじめ、問題行動、不登校、児童虐待等、こどもをめぐる様々な問題に、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援・解決していきます。また、学校教育課にサポートチームコーディネーターを配置し、問題等が発生した際には、必要な関係機関のメンバーを招集して各分野の専門家によるサポートチームを編成して対応に当たっていきます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
サポート体制	充実	拡大・充実

施策3-6 不登校の子どもへの支援

<施策の方向性>

不登校は、取り巻く環境によって、どの子どもにも起こりうるものという認識のうえで、関係機関、地域が連携して、支援・解決に努めます。

<具体的な取組>

取組3-6-1 子どもふれあいサポート事業【再掲】

いじめ、問題行動、不登校、児童虐待等、子どもをめぐる様々な問題に、学校、関係機関、地域が連携して児童生徒を総合的に支援・解決していきます。また、学校教育課にサポートチームコーディネーターを配置し、問題等が発生した際には、必要な関係機関のメンバーを招集して各分野の専門家によるサポートチームを編成して対応に当たっていきます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
サポート体制	充実	拡大・充実

施策 3-7 校則の見直し

<施策の方向性>

必要に応じて校則の公表、見直しを行います。見直しにあたっては、こども・若者や保護者等の関係者からの意見を聴取します。

<具体的な取組>

取組 3-7-1 校則の公表

お便り等で公表するよう通知で周知しています。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
公表校数	27校	維持・継続

取組 3-7-2 校則の見直し

適宜、校則の見直しをするよう通知で周知しています。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
見直し実施校数	27校	維持・継続

施策3-8 体罰や不適切な指導の防止

<施策の方向性>

すべての教職員に対して、体罰・不適切な指導等の根絶に向けた認識の共有と指導を徹底します。

<具体的な取組>

取組3-8-1 体罰や不適切な指導の根絶に向けた周知・取組強化

学校への通知や校長会で指導しています。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
継続指導	実施	維持・継続

施策 3-9 高校中退の予防、高校中退後の支援

<施策の方向性>

寄り添い型の相談機関対応を実施するとともに、高校を中退した若者に対しての就労支援を行います。

<具体的な取組>

取組 3-9-1 子ども・青少年相談センターの運営

小学生から 20 歳まで切れ目のない相談支援として、こどもや保護者が安心して相談できるワンストップ窓口を運営します。心のケアや長期化する困難事例に適切に対応できるカウンセラー兼スーパーバイザーを配置し、相談者に寄り添った対応に当たっていきます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
センターの運営	実施	維持・継続

取組 3-9-2 若者サポートステーションにおける支援

長岡地域若者サポートステーションを通じて、ジョブトレーニングやプログラムを実施し、就労への一歩を踏み出す支援を行います。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談者延べ数	3,400 人	維持・継続

Ⅳ ライフステージ別の施策③（青年期）

施策 4-1 高等教育の修学支援、高等教育の充実	149
取組 4-1-1 市内企業のインターンシップ促進【再掲】	149
施策 4-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	150
取組 4-2-1 ながおか働き方プラス応援プロジェクトを通じた働きやすい環境整備	150
取組 4-2-2 若者サポートステーションにおける支援【再掲】	150
取組 4-2-3 長岡ワークモデル「NAGAOKA WORKER」の推進	150
取組 4-2-4 企業誘致の推進	151
取組 4-2-5 起業・創業支援事業	151
取組 4-2-6 子育て世帯への移住定住支援	151
施策 4-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	152
取組 4-3-1 多彩な出会いの推進事業	152
取組 4-3-2 新たな出会い創出支援事業	152
取組 4-3-3 ハートマッチにいがたの広報	152
施策 4-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	153
取組 4-4-1 子ども・青少年相談センターの運営【再掲】	153
取組 4-4-2 相談窓口案内リーフレットの作成・配布	153
取組 4-4-3 ひきこもり相談支援室の開設・運営	154

施策 4-1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

<施策の方向性>

在学段階からの職業意識形成を支援し、若者のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進します。

<具体的な取組>

取組 4-1-1 市内企業のインターンシップ促進【再掲】

ホームページやマッチングイベント等により、市内企業のインターンシップ情報を発信し、企業と学生のマッチングとインターンシップの実施を促進します。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	—

施策 4-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

<施策の方向性>

キャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、若者サポートステーションにおいて若者や子育て世帯の就労支援を行います。

また、起業を希望する若者に対して、相談支援、費用面での支援を行います。

<具体的な取組>

取組 4-2-1 ながおか働き方プラス応援プロジェクトを通じた働きやすい環境整備

「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」の企業訪問や勉強会等を通じて、企業の働きやすい環境整備を進めます。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
プロジェクト賛同企業数	310社	拡大・充実

取組 4-2-2 若者サポートステーションにおける支援【再掲】

長岡地域若者サポートステーションを通じて、ジョブトレーニングやプログラムを実施し、就労への一歩を踏み出す支援を行います。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
相談者延べ数	3,400人	維持・継続

取組 4-2-3 長岡ワークモデル「NAGAOKA WORKER」の推進

長岡市で暮らしながら首都圏を含む県外企業に完全リモートワークで勤める長岡ワークモデルに関する情報を発信することで、若者の働く選択肢を増やします。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
長岡ワークモデル「NAGAOKA WORKER」に関する情報発信	実施	維持・継続

取組 4-2-4 企業誘致の推進

新たな産業団地の整備やIT系企業の拠点誘致を進めることで付加価値の高い企業を集積させ、雇用の拡大と地域経済の活性化を図ります。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 4-2-5 起業・創業支援事業

無料起業相談、起業家育成プログラムの実施や、学生の起業に対する補助金などにより、地域における社会的課題の解決に資する起業への支援を行います。

〔産業イノベーション課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
無料起業相談のうち新規相談の年間件数	84件	維持・継続

取組 4-2-6 子育て世帯への移住定住支援

子育て世帯の移住定住を後押しするため、移住定住ポータルサイトにおける子育て環境に関する情報発信や、子育て世帯の移住者への支援などに取り組みます。

〔広報・魅力発信課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子育て環境に関する情報発信、移住相談対応	実施	維持・継続

施策 4-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

<施策の方向性>

若者が結婚を望んだときに、その希望を叶えられるように出会いの機会を創出します。

<具体的な取組>

取組 4-3-1 多彩な出会いの推進事業

結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない若者を対象に、新たな出会いの場の創出を支援します。

〔ミライエ長岡企画推進室〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
婚活イベント補助金交付件数	4件	維持・継続

取組 4-3-2 新たな出会い創出支援事業

結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない未婚者を対象に、新たな出会いの場を創出します。

〔地域振興戦略部〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
マッチング率	61%	維持・継続

取組 4-3-3 ハートマッチにいがたの広報

新潟県が実施している婚活イベント情報や婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」等の結婚支援の取組を周知します。

〔ミライエ長岡企画推進室〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

施策 4-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

<施策の方向性>

人間関係、学校・職場、進学・就職、将来についてなど様々な悩みや不安を抱える若者もいます。

相談支援機関について、若者に届くよう周知を行い、相談があれば、まずは受け止め、悩みの内容や原因を聞き取り、関係機関・団体が連携・協働して対応します。

<具体的な取組>

取組 4-4-1 子ども・青少年相談センターの運営【再掲】

小学生から20歳まで切れ目のない相談支援として、こどもや保護者が安心して相談できるワンストップ窓口を運営します。心のケアや長期化する困難事例に適切に対応できるカウンセラー兼スーパーバイザーを配置し、相談者に寄り添った対応に当たっていきます。

〔学校教育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
センターの運営	実施	維持・継続

取組 4-4-2 相談窓口案内リーフレットの作成・配布

悩みを抱える人が孤立せず、確実に相談につながるよう、相談窓口案内リーフレットを作成し、関係機関と連携しながら相談先の周知を行い適切な支援機関につなげます。

〔健康増進課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
リーフレットの配布箇所・配布枚数	2,700	維持・継続

取組 4-4-3 ひきこもり相談支援室の運営

相談先のわかりづらひきこもりに関する相談の窓口を明確化し、当事者と家族等からの相談対応を行います。

また、地域のひきこもり支援者を含む市内関係機関との細やかな支援ネットワークを構築します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ひきこもり相談支援室の運営	実施	維持・継続

V 子育て当事者への支援施策

施策 5-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	157
取組 5-1-1 妊産婦医療費の助成【再掲】	157
取組 5-1-2 子どもの医療費の助成【再掲】	157
取組 5-1-3 未熟児養育医療の実施【再掲】	157
取組 5-1-4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給【再掲】	158
取組 5-1-5 児童手当の支給【再掲】	158
取組 5-1-6 保育園等の保育料等の無償化及び軽減【再掲】	158
取組 5-1-7 実費徴収にかかる補足給付事業	158
取組 5-1-8 子どもナビゲーターの配置【再掲】	159
取組 5-1-9 就学援助制度の実施【再掲】	159
取組 5-1-10 子どもの学習支援事業【再掲】	159
取組 5-1-11 子どもの学力アップ応援事業補助金【再掲】	159
取組 5-1-12 高校生等遠距離通学費補助金【再掲】	160
取組 5-1-13 子ども食堂運営費補助金【再掲】	160
施策 5-2 地域子育て支援、家庭教育支援	161
取組 5-2-1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	161
取組 5-2-2 一時保育事業	161
取組 5-2-3 延長保育事業	162
取組 5-2-4 幼稚園・認定こども園預かり保育	162
取組 5-2-5 未満児保育事業	162
取組 5-2-6 病児・病後児保育事業【再掲】	162
取組 5-2-7 休日保育事業	163
取組 5-2-8 就学時家庭教育講座	163
取組 5-2-9 小中学校 PTA 連合会への支援	163
施策 5-3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	164
取組 5-3-1 地域子育て支援拠点事業	164
取組 5-3-2 保育園併設地域子育て支援センター等の運営【再掲】	164
取組 5-3-3 パパママサークル事業	165
取組 5-3-4 父親・祖父母向けリーフレットの作成・配布	165
取組 5-3-5 ブックスタート事業【再掲】	165

取組 5-3-6	家庭教育支援推進事業	166
取組 5-3-7	幼児家庭教育講座	166
取組 5-3-8	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発	166
取組 5-3-9	ハッピー・パートナー企業への応援	167
取組 5-3-10	女性が活躍する社会の推進	167
取組 5-3-11	男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営【再掲】	167
施策 5-4	ひとり親家庭への支援	168
取組 5-4-1	児童扶養手当の支給	168
取組 5-4-2	自立支援教育訓練費給付制度	168
取組 5-4-3	高等職業訓練促進給付金等支給制度	169
取組 5-4-4	母子・父子自立支援プログラム策定	169
取組 5-4-5	ひとり親家庭等医療費助成	169
取組 5-4-6	公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居【再掲】	169
取組 5-4-7	養育費確保支援事業	170

施策 5-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

<施策の方向性>

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生き育てることができるよう、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図るとともに、子どもの健全な成長に必要な費用等に対する支援の充実に努めます。

また、子ども・若者の貧困を解消するため、家庭環境や生活面の支援、学習面からの支援を行います。

<具体的な取組>

取組 5-1-1 妊産婦医療費の助成【再掲】

長岡市内に住所を有する妊産婦について、医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	1,320人	維持・継続

取組 5-1-2 子どもの医療費の助成【再掲】

高校卒業までの子どもの入院・通院医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	34,708人	維持・継続

取組 5-1-3 未熟児養育医療の実施【再掲】

出生時体重が2,000g以下等で医師が入院治療を必要と認めた未熟児に対し、医療の給付を行います。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	40人	維持・継続

取組 5-1-4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給【再掲】

国民健康保険被保険者の出産に対して、こども一人当たり50万円を支給します。ただし、産科医療補償制度未加入分娩機関での出産、妊娠22週未満の出産、または海外での出産の場合は48万8千円の支給となります。

〔国保年金課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	69人	維持・継続

取組 5-1-5 児童手当の支給【再掲】

次代を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、高校生年代まで(令和6年9月までは中学生年代まで)のこどもを対象に児童手当を支給します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	19,155人	維持・継続

取組 5-1-6 保育園等の保育料等の無償化及び軽減【再掲】

保護者の経済的な負担の軽減及び適正な保育料の徴収による財源の確保を図るため、3歳から5歳児については保育料の無償化を、0歳から2歳児については市独自の徴収基準による負担軽減を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
保育料軽減率(0~2歳児のみ)	33.0%	維持・継続

取組 5-1-7 実費徴収にかかる補足給付事業

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に併せ、新制度の給付を受けない幼稚園について、在籍する低所得者世帯及び第3子以降の子どもに係る給食費のうち、副食材料費の一部を補助します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付者数	6人	維持・継続

取組 5-1-8 子どもナビゲーターの配置【再掲】

学校や保育園・幼稚園等から「こどもの貧困」の視点で、経済面だけでなく家庭環境や生活面などから支援が必要な子どもや家庭の情報を収集し、関係機関と連携しながら支援につなげます。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子どもナビゲーター数	2人	維持・継続

取組 5-1-9 就学援助制度の実施【再掲】

経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

〔学務課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
認定率	82.58%	維持・継続

取組 5-1-10 子どもの学習支援事業【再掲】

貧困の連鎖を防止するため、生活保護・生活困窮世帯の子どもが無料で学習できる居場所を提供し、その場に集まった子どもに対して個別に学習指導を行います。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
年間参加延人数	250人	維持・継続

取組 5-1-11 子どもの学力アップ応援事業補助金【再掲】

家庭環境に左右されることなく、希望する高等学校等へ進学できるよう、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、学習塾等の利用にかかる経費について、補助金を交付します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付者数	86人	維持・継続

取組 5-1-12 高校生等遠距離通学費補助金【再掲】

高校生世帯の経済的負担を軽減し、どこに暮らしていても住み慣れた地域から離れることなく通えるよう、高校生等のバス通学定期券代の一部を補助します。

〔地域振興戦略部〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付申請者数	260人	拡大・充実

取組 5-1-13 子ども食堂運営費補助金【再掲】

市民団体等が運営する「子ども食堂」を応援するため、運営や立ち上げに要する経費について1団体あたり7万円、施設の賃借料又は使用料について1団体あたり2万円を限度に補助金を交付します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
交付団体数	12団体	拡大・充実
子ども食堂運営団体数	23団体	拡大・充実

施策 5-2 地域子育て支援、家庭教育支援

<施策の方向性>

国の「はじめの100か月の育ちビジョン」では、子育て当事者を支え、子育て当事者のウェルビーイングと成長を、すべての人で支えることの重要性が示されています。子育て支援や応援を受けることが当たり前の社会になり、子育て当事者がこどもとともに育っていくという視点を大切に、子育て当事者のニーズに対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

<具体的な取組>

取組 5-2-1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けたい市民（依頼会員）と育児の援助を行いたい市民（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、保護者の短期的就労時や保育施設の開始前、終了後の預かり、児童クラブへの送迎など、子育て援助の多様なニーズに対応します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
年間利用延日数	4,500日	維持・継続

取組 5-2-2 一時保育事業

短時間勤務や病気、出産、介護、葬儀のほか、育児疲れの解消など、多様化する保育ニーズを踏まえ、一時的にこどもの預かりを実施します。

〔保育課、子ども・子育て課〕

指標		実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ利用人数	保育園一時保育	3,442人	維持・継続
	子育ての駅の一時的保育	2,028人	維持・継続

取組 5-2-3 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に対応するため、認定を受けた保育時間を超えて延長保育を行います。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実利用児童数	3,084人	維持・継続

取組 5-2-4 幼稚園・認定こども園預かり保育

正規の教育時間外に、在園児を保育する預かり保育を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
延べ利用者数	111,007人	維持・継続

取組 5-2-5 未満児保育事業

保育所等において2歳未満児の生命の安全の保持及び心身の順調な発達が保障されるよう、国基準を上回る職員配置、設備等の下で保育を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施園数	56園	維持・継続

取組 5-2-6 病児・病後児保育事業【再掲】

市内の保育園・幼稚園等に通園し、または市内の小学校に通学している0歳から小学6年生までの児童が、病気等で登園・登校ができないとき、保育を行います。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施か所数	8か所	維持・継続
延べ利用人数	1,221人	拡大・充実

取組 5-2-7 休日保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜日や祝日などに勤務している保護者のため、休日の保育を実施します。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施園数	4園	維持・継続

取組 5-2-8 就学时家庭教育講座

就学时健診時など、すべての保護者が集まる機会に、子育てや家庭教育に関わる共通の内容を伝え、保護者の意識啓発を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施学校数	53校	52校

取組 5-2-9 小中学校 PTA 連合会への支援

「家庭・学校・地域」が連携して地域に根ざした PTA 活動の取組を進め、児童生徒の健全な成長の推進と家庭教育の充実を図るため、「長岡市出雲崎町小中学校 PTA 連合会」に補助金を交付し、活動を支援します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
連合会への支援	実施	維持・継続

施策 5-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

<施策の方向性>

家事や育児の負担は依然として母親に偏っています。母親・父親が協力して子育てし、それを地域社会全体で支える機運を醸成します。

また、妊娠・子育て中の従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者及び従業員に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりを促進します。

<具体的な取組>

取組 5-3-1 地域子育て支援拠点事業

【子育ての駅の運営】

雨天時・冬期間にも子どもたちが自由に遊べる広場と、保育士が常駐する地域子育て支援センターを一体的に運営し、子育てに関する情報提供のほか、交流会、講座の開催や子育て相談等を行います。多世代が交流し、子育て支援の輪を広げる施設として、事業運営を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1か月あたりの利用者数（市民のみ）	13,252人	維持・継続

取組 5-3-2 保育園併設地域子育て支援センター等の運営【再掲】

子育てに悩んでいる方や交流する機会を望んでいる方に保育園を開放し、育児等の相談・指導や、子育てサークル等の育成・支援、子育てに関する情報の提供などを充実させ、地域の子育て家庭における育児支援を行います。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
1か月あたりの利用人数	3,141人	維持・継続

取組 5-3-3 パパママサークル事業

妊娠中及び産後の生活や子育てについて学ぶことにより、知識を深めたり、子育てについて考える機会を提供します。また、赤ちゃんのお世話の仕方や沐浴実習や父親の妊婦体験により妊娠・出産がゴールでなく育児の当事者であることを自覚してもらう機会としています。夫婦で一緒に参加しやすい日を設定して開催します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
参加者数	600人	維持・継続

取組 5-3-4 父親・祖父母向けリーフレットの作成・配布

父親・祖父母になる方を対象に、今時の子育てに関する情報や、母親が父親・祖父母世代に言われてうれしかったことなどをまとめたリーフレットを作成し、乳児家庭全戸訪問事業の際、父方・母方の祖父母に配布します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
配布数	実施	維持・継続

取組 5-3-5 ブックスタート事業【再掲】

絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして、0歳児とその保護者に、メッセージや説明を添えて絵本を手渡す「ブックスタート」を実施します。読み聞かせボランティアが言葉を交わし合い、気持ちを通わせ、親子との交流を深めていきます。

〔子ども・子育て課、中央図書館〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
実施人数	1,400人	維持・継続
ブックスタート読み聞かせボランティア参加人数	195人	維持・継続

取組 5-3-6 家庭教育支援推進事業

幼児、小学生、中学生及び高校生の親子または親を対象に、社会の価値観の多様化や家族形態の変化に対応した家庭教育のあり方を学ぶ機会を提供することで、親子が「ともに育ちあう」ことを目指します。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
取組の実施	実施	維持・継続

取組 5-3-7 幼児家庭教育講座

保育園、幼稚園、認定こども園で実施する保護者を対象とした講座に対し支援を行うことで、幼児期の基本的な生活習慣のしつけ等を中心とした家庭環境について学ぶ機会を保護者に提供し、家庭の教育力の向上を図ります。

〔保育課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
開催回数	53回	維持・継続
参加者数	2,171人	維持・継続

取組 5-3-8 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発

「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」において、企業向けセミナーや働き方改革相談員による企業訪問により普及啓発に取り組みます。

〔産業立地・人材課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
企業向けセミナー開催回数	4回	維持・継続
延べ企業訪問数	170件	維持・継続

取組 5-3-9 ハッピー・パートナー企業への応援

建設工事入札参加資格の登録の資格審査において、建設業者が社会的な責任を果たすために実施している取組に長岡市独自の評価項目を設定し、点数を加点しています。ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）に加点をすることで、建設業者が女性技術者・職員を育成、ワーク・ライフ・バランスを推進することを支援します。

〔契約検査課、人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
ハッピー・パートナー登録加算の実施	実施	維持・継続
ハッピー・パートナー企業数	160社	拡大・充実

取組 5-3-10 女性が活躍する社会の推進

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、各種セミナー等を行います。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
セミナー開催回数	4回	維持・継続

取組 5-3-11 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営【再掲】

男女平等推進センター「ウィルながおか」は、男女平等と共同参画を目指したまちづくりを実現するための具体的・実践的な活動の拠点となる施設です。

「ウィルながおか相談室」では、夫婦や家族のこと、自分の生き方などの悩み相談を実施しています。のびやかに自分らしく生きられるよう、相談者に寄り添いながら悩みの解決方法を一緒に考えます。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営	実施	維持・継続
相談室の運営	実施	維持・継続

施策 5-4 ひとり親家庭への支援

<施策の方向性>

ひとり親家庭が安心して子育てでき、こどもが健やかに成長できるよう、経済的自立に向けた就労支援や安心して生活できるための支援の充実を図るとともに、子育てや医療等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

<具体的な取組>

取組 5-4-1 児童扶養手当の支給

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、または20歳未満で中度以上の障害のある者）を監護している母、監護し、かつ、生計を同じくする父または養育者に所得に応じて手当を支給します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	1,400人	維持・継続

取組 5-4-2 自立支援教育訓練費給付制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、終了した場合、受講費用を補助します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	4人	維持・継続

取組 5-4-3 高等職業訓練促進給付金等支給制度

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6か月以上養成機関に修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金を支給します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	15人	維持・継続

取組 5-4-4 母子・父子自立支援プログラム策定

母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援計画を策定し、公共職業安定所や母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、自立・就業に向けて支援します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
策定件数	16人	維持・継続

取組 5-4-5 ひとり親家庭等医療費助成

18歳まで（障害がある場合は20歳未満）の児童がいるひとり親家庭などに対し、医療費の一部を助成します。

〔福祉課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
受給者数	2,099人	維持・継続

取組 5-4-6 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居【再掲】

公営住宅の入居については、住宅困窮度の高い方から入居を行うこととしています。その際の住宅困窮度の評価基準に「ひとり親世帯」については加点を行い、入居順位を高くしています。また住宅困窮度が同一の場合は「多子世帯」の入居順位を上位にしています。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
対象世帯数	7世帯(20人)	維持・継続

取組 5-4-7 養育費確保支援事業

ひとり親家庭の養育費の取り決めに促進し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、取り決めに要した費用の一部を助成します。

〔生活支援課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
補助金交付人数	10人	拡大・充実

第3部

子ども・子育て支援事業計画

I 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は子ども・子育て支援事業計画の中で、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

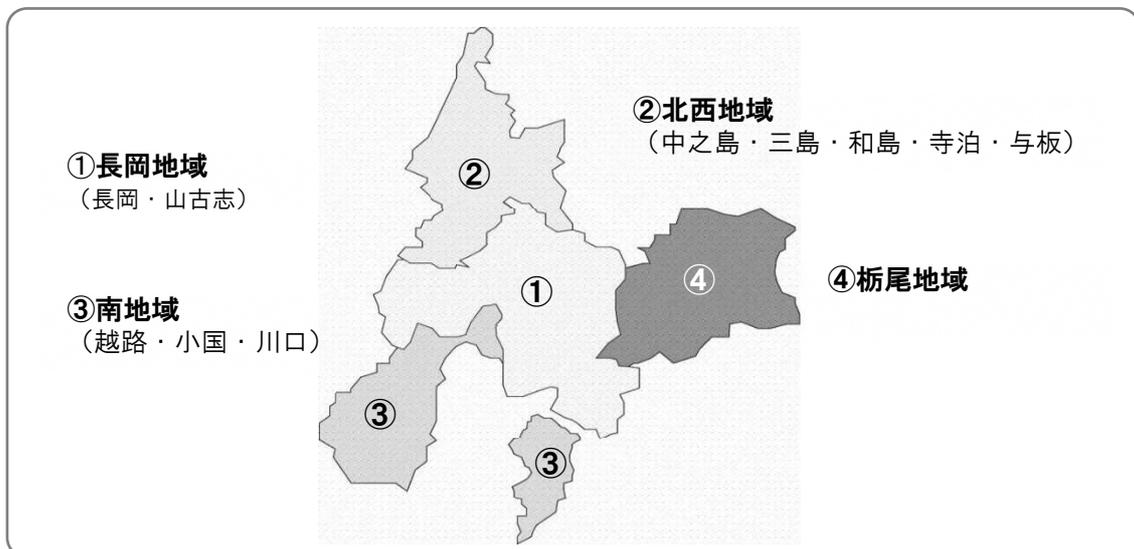
区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

2. 長岡市の教育・保育提供区域

第2期あいプランと同様に、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下記のように設定します。

(1) 教育・保育に関する区域

事業名	区域	理由
教育・保育	4区域	本市は市域が広く、子育てに係る課題は地域によって異なります。誰もが安心して子育てができるまちづくりを進めるため、提供区域を下図の4区域にわけ、生活圏域の区域ごとの実情に合わせた課題解決に取り組んでいきます。



(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域

事業名	区域	理由
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ事業、ままナビ、ままりら)	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
延長保育事業 (時間外保育事業)	4区域	教育・保育施設の園児が対象であり、教育・保育の提供と併せて検討する必要があることから、教育・保育提供区域と合わせて設定します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	53区域	小学校ごとに放課後児童健全育成事業を実施するため、小学校単位で区域を設定します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
養育支援訪問事業 (育児支援事業、産後ケア訪問、産前産後寄り添い事業)	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、子育ての駅)	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
一時預かり事業 (幼稚園型、幼稚園型以外)	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
病児保育事業	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
妊婦健康診査	1区域	妊婦健康診査の受診にかかる助成は、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定します。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。

事業名	区域	理由
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
子育て世帯訪問支援事業【新規】	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
親子関係形成支援事業【新規】	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
妊産婦包括相談支援事業【新規】	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
産後ケア事業【新規】	1区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。

3. 児童数の推計

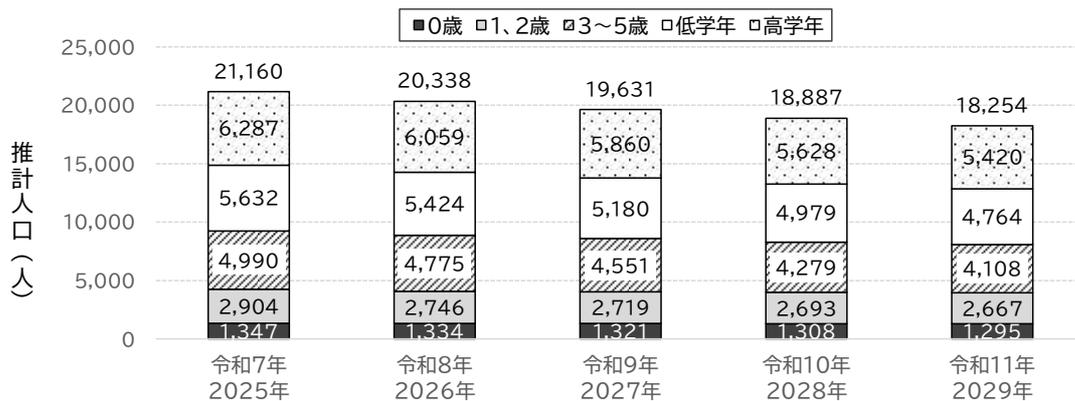
量の見込みの算出の基となる児童数は、下表の方法で推計しました。

0歳	国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」を基に推計
1歳～11歳	令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の各年度4月1日の実績値を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率 ⁹ により推計

計画期間における推計結果は、以下のとおりです。

（1）市全体

年齢	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
0歳	1,347人	1,334人	1,321人	1,308人	1,295人
1歳	1,373人	1,359人	1,346人	1,333人	1,320人
2歳	1,531人	1,387人	1,373人	1,360人	1,347人
3歳	1,643人	1,529人	1,385人	1,371人	1,358人
4歳	1,606人	1,640人	1,526人	1,382人	1,368人
5歳	1,741人	1,606人	1,640人	1,526人	1,382人
6歳	1,840人	1,740人	1,605人	1,639人	1,525人
7歳	1,847人	1,838人	1,738人	1,603人	1,637人
8歳	1,945人	1,846人	1,837人	1,737人	1,602人
9歳	2,067人	1,943人	1,844人	1,835人	1,735人
10歳	2,048人	2,072人	1,948人	1,849人	1,840人
11歳	2,172人	2,044人	2,068人	1,944人	1,845人
合計	21,160人	20,338人	19,631人	18,887人	18,254人



⁹ コーホート変化率法・・・「コーホート」とは、同じ期間に生まれた人の集団のことです。「コーホート変化率法」は、各コーホートの人口動態実績（転出入数や死亡数）から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 提供区域別

【長岡地域】

	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
0歳	1,122人	1,112人	1,101人	1,089人	1,078人
1歳	1,143人	1,131人	1,121人	1,110人	1,098人
2歳	1,272人	1,153人	1,141人	1,131人	1,120人
3歳	1,340人	1,270人	1,151人	1,139人	1,129人
4歳	1,286人	1,338人	1,268人	1,149人	1,137人
5歳	1,379人	1,288人	1,340人	1,270人	1,151人
6歳	1,472人	1,378人	1,287人	1,339人	1,269人
7歳	1,429人	1,471人	1,377人	1,286人	1,338人
8歳	1,530人	1,430人	1,472人	1,378人	1,287人
9歳	1,608人	1,529人	1,429人	1,471人	1,377人
10歳	1,568人	1,612人	1,533人	1,433人	1,475人
11歳	1,670人	1,565人	1,609人	1,530人	1,430人
合計	16,819人	16,277人	15,829人	15,325人	14,889人

【北西地域】

	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
0歳	133人	131人	130人	129人	128人
1歳	136人	135人	133人	132人	131人
2歳	129人	138人	137人	135人	134人
3歳	190人	129人	138人	137人	135人
4歳	166人	189人	128人	137人	136人
5歳	191人	164人	187人	126人	135人
6歳	180人	191人	164人	187人	126人
7歳	223人	180人	191人	164人	187人
8歳	215人	222人	179人	190人	163人
9歳	219人	214人	221人	178人	189人
10歳	247人	221人	216人	223人	180人
11歳	230人	247人	221人	216人	223人
合計	2,259人	2,161人	2,045人	1,954人	1,867人

【南地域】

	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
0歳	62人	62人	61人	61人	60人
1歳	64人	63人	63人	62人	62人
2歳	86人	66人	65人	65人	64人
3歳	85人	86人	66人	65人	65人
4歳	109人	85人	86人	66人	65人
5歳	123人	109人	85人	86人	66人
6歳	125人	123人	109人	85人	86人
7歳	133人	125人	123人	109人	85人
8歳	136人	132人	124人	122人	108人
9歳	160人	136人	132人	124人	122人
10歳	160人	160人	136人	132人	124人
11歳	168人	159人	159人	135人	131人
合計	1,411人	1,306人	1,209人	1,112人	1,038人

【栃尾地域】

	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年	令和10年 2028年	令和11年 2029年
0歳	30人	29人	29人	29人	29人
1歳	30人	30人	29人	29人	29人
2歳	44人	30人	30人	29人	29人
3歳	28人	44人	30人	30人	29人
4歳	45人	28人	44人	30人	30人
5歳	48人	45人	28人	44人	30人
6歳	63人	48人	45人	28人	44人
7歳	62人	62人	47人	44人	27人
8歳	64人	62人	62人	47人	44人
9歳	80人	64人	62人	62人	47人
10歳	73人	79人	63人	61人	61人
11歳	104人	73人	79人	63人	61人
合計	671人	594人	548人	496人	460人

Ⅱ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1. 施設の現状

	市全体	長岡地域	北西地域	南地域	栃尾地域
施設数	95 施設	71 施設	11 施設	7 施設	6 施設
特定教育・保育施設（保育所・認定こども園・幼稚園）	83 施設	59 施設	11 施設	7 施設	6 施設
地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）	11 施設	11 施設	0 施設	0 施設	0 施設
確認を受けていない幼稚園	1 施設	1 施設	0 施設	0 施設	0 施設

※令和6年4月1日現在

2. 量の見込みと確保方策

（1）量の見込みと確保方策の考え方

1) 量の見込みについて

第2期あいプランと同様に、これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、量の見込みを算定しました（各年3月末時点）。

※申込率：各認定区分の量の見込みを対象となる子どもの数全体で除したものの

2) 確保方策について

認定区分ごとの量の見込みに応じた柔軟な職員配置を行うとともに、年度途中の需要の増大に対して弾力的な対応を引き続き行うなど、各地域の需要に合わせた提供体制の確保に努めます。認定区分を下表にまとめます。

認定区分	年齢	子ども子育て支援法	認定要件
1号認定	3～5歳	第19条1項1号に該当	幼児期の教育のみ 保育の必要性あり
2号認定		第19条1項2号に該当	
3号認定	0～2歳	第19条1項3号に該当	

(2) 量の見込み・確保方策

1) 3号認定(0歳)

①実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	利用者数	601人	574人	578人	570人	-
	申込率	18.4%	18.0%	18.6%	19.8%	-
	確保方策	561人	559人	562人	544人	-
長岡地域	利用者数	461人	460人	484人	462人	-
	申込率	17.6%	17.6%	18.7%	19.3%	-
	確保方策	462人	475人	484人	461人	-
北西地域	利用者数	63人	65人	56人	60人	-
	申込率	17.9%	19.3%	18.7%	23.0%	-
	確保方策	45人	40人	46人	39人	-
南地域	利用者数	44人	24人	21人	25人	-
	申込率	21.4%	14.7%	14.1%	17.0%	-
	確保方策	22人	15人	14人	18人	-
栃尾地域	利用者数	33人	25人	17人	23人	-
	申込率	36.7%	33.8%	26.6%	31.1%	-
	確保方策	32人	29人	18人	26人	-

※各年3月末時点

②推計

【市全体】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)		553人	565人	577人	588人	598人
確保方策(b)		498人	523人	548人	574人	598人
	特定教育・保育施設	444人	469人	494人	520人	544人
	地域型保育事業	54人	54人	54人	54人	54人
過不足(b-a)		-55人	-42人	-29人	-14人	0人
申込率		20.5%	21.2%	21.8%	22.5%	23.1%

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	458人	467人	475人	483人	492人
確保方策 (b)	428人	444人	460人	476人	492人
特定教育・保育施設	374人	390人	406人	422人	438人
地域型保育事業	54人	54人	54人	54人	54人
過不足 (b-a)	-30人	-23人	-15人	-7人	0人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	66人	69人	73人	76人	79人
確保方策 (b)	36人	47人	58人	69人	79人
特定教育・保育施設	36人	47人	58人	69人	79人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	-30人	-22人	-15人	-7人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	15人	15人	15人	15人	14人
確保方策 (b)	18人	17人	16人	15人	14人
特定教育・保育施設	18人	17人	16人	15人	14人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	3人	2人	1人	0人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	14人	14人	14人	14人	13人
確保方策 (b)	16人	15人	14人	14人	13人
特定教育・保育施設	16人	15人	14人	14人	13人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	2人	1人	0人	0人	0人

2) 3号認定 (1歳)

①実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	利用者数	1,150人	1,144人	1,090人	1,178人	-
	申込率	62.4%	66.2%	68.0%	71.6%	-
	確保方策	1,191人	1,205人	1,154人	1,239人	-
長岡地域	利用者数	921人	887人	878人	952人	-
	申込率	62.1%	65.1%	68.0%	70.9%	-
	確保方策	968人	956人	943人	1,021人	-
北西地域	利用者数	112人	137人	111人	141人	-
	申込率	61.2%	67.2%	67.3%	74.2%	-
	確保方策	112人	138人	113人	137人	-
南地域	利用者数	73人	79人	64人	62人	-
	申込率	64.6%	68.1%	62.1%	72.9%	-
	確保方策	64人	70人	55人	55人	-
栃尾地域	利用者数	44人	41人	37人	23人	-
	申込率	67.7%	89.1%	82.2%	82.1%	-
	確保方策	47人	41人	42人	26人	-

※各年3月末時点

②推計

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	1,072人	1,096人	1,112人	1,103人	1,094人
確保方策 (b)	1,118人	1,112人	1,112人	1,103人	1,094人
特定教育・保育施設	1,048人	1,042人	1,042人	1,033人	1,024人
地域型保育事業	70人	70人	70人	70人	70人
過不足 (b-a)	46人	16人	0人	0人	0人
申込率	77.3%	79.8%	81.8%	81.9%	82.0%

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	886人	910人	927人	918人	909人
確保方策 (b)	941人	933人	927人	918人	909人
特定教育・保育施設	871人	863人	857人	848人	839人
地域型保育事業	70人	70人	70人	70人	70人
過不足 (b-a)	55人	23人	0人	0人	0人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	112人	112人	111人	110人	109人
確保方策 (b)	94人	98人	106人	108人	109人
特定教育・保育施設	94人	98人	106人	108人	109人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	-18人	-14人	-5人	-2人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	49人	49人	50人	51人	52人
確保方策 (b)	56人	55人	54人	53人	52人
特定教育・保育施設	56人	55人	54人	53人	52人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	7人	6人	4人	2人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	25人	25人	24人	24人	24人
確保方策 (b)	27人	26人	25人	24人	24人
特定教育・保育施設	27人	26人	25人	24人	24人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	2人	1人	1人	0人	0人

3) 3号認定(2歳)

①実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	利用者数	1,263人	1,282人	1,252人	1,193人	-
	申込率	67.8%	69.5%	72.2%	74.1%	-
	確保方策	1,301人	1,351人	1,320人	1,252人	-
長岡地域	利用者数	943人	1,008人	973人	940人	-
	申込率	65.3%	68.7%	70.8%	73.0%	-
	確保方策	991人	1,087人	1,046人	1,008人	-
北西地域	利用者数	165人	129人	146人	132人	-
	申込率	73.0%	69.4%	76.8%	79.0%	-
	確保方策	165人	129人	149人	128人	-
南地域	利用者数	106人	95人	93人	82人	-
	申込率	77.9%	76.0%	76.2%	75.2%	-
	確保方策	93人	85人	80人	73人	-
栃尾地域	利用者数	49人	50人	40人	39人	-
	申込率	84.5%	75.8%	85.1%	86.7%	-
	確保方策	52人	50人	46人	43人	-

※各年3月末時点

②推計

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	1,200人	1,117人	1,120人	1,110人	1,099人
確保方策(b)	1,325人	1,268人	1,211人	1,154人	1,099人
特定教育・保育施設	1,258人	1,201人	1,144人	1,087人	1,032人
地域型保育事業	67人	67人	67人	67人	67人
過不足(b-a)	125人	151人	91人	44人	0人
申込率	78.5%	80.6%	81.7%	81.7%	81.7%

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	993人	929人	934人	926人	917人
確保方策 (b)	1,112人	1,063人	1,014人	965人	917人
特定教育・保育施設	1,045人	996人	947人	898人	850人
地域型保育事業	67人	67人	67人	67人	67人
過不足 (b-a)	119人	134人	80人	39人	0人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	106人	113人	112人	111人	110人
確保方策 (b)	107人	108人	109人	110人	110人
特定教育・保育施設	107人	108人	109人	110人	110人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	1人	-5人	-3人	-1人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	63人	49人	48人	48人	47人
確保方策 (b)	70人	64人	58人	52人	47人
特定教育・保育施設	70人	64人	58人	52人	47人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	7人	15人	10人	4人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	38人	26人	26人	25人	25人
確保方策 (b)	36人	33人	30人	27人	25人
特定教育・保育施設	36人	33人	30人	27人	25人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	-2人	7人	4人	2人	0人

4) 2号認定(3~5歳)

①実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	利用者数	4,208人	4,185人	4,068人	3,970人	-
	申込率	69.5%	71.5%	72.2%	73.1%	-
	確保方策	4,329人	4,316人	4,230人	4,141人	-
長岡地域	利用者数	3,016人	3,035人	2,995人	2,948人	-
	申込率	64.2%	66.5%	67.6%	68.9%	-
	確保方策	3,060人	3,111人	3,085人	3,066人	-
北西地域	利用者数	596人	580人	542人	526人	-
	申込率	88.3%	88.0%	88.0%	88.3%	-
	確保方策	628人	612人	582人	546人	-
南地域	利用者数	425人	401人	373人	348人	-
	申込率	92.8%	94.1%	94.0%	91.3%	-
	確保方策	435人	410人	376人	364人	-
栃尾地域	利用者数	171人	169人	158人	148人	-
	申込率	76.0%	81.6%	83.6%	85.1%	-
	確保方策	206人	183人	187人	165人	-

※各年3月末時点

②推計

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	3,760人	3,647人	3,486人	3,273人	3,143人
確保方策(b)	4,074人	3,842人	3,610人	3,379人	3,143人
過不足(b-a)	314人	195人	124人	106人	0人
申込率	75.4%	76.4%	76.7%	76.6%	76.6%

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	2,887人	2,868人	2,786人	2,637人	2,533人
確保方策 (b)	3,141人	2,989人	2,837人	2,685人	2,533人
過不足 (b-a)	254人	121人	51人	48人	0人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	480人	423人	397人	350人	356人
確保方策 (b)	506人	469人	432人	395人	356人
過不足 (b-a)	26人	46人	35人	45人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	290人	256人	216人	198人	179人
確保方策 (b)	301人	271人	241人	211人	179人
過不足 (b-a)	11人	15人	25人	13人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	103人	100人	87人	88人	75人
確保方策 (b)	126人	113人	100人	88人	75人
過不足 (b-a)	23人	13人	13人	0人	0人

5) 1号認定(3~5歳)

①実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	利用者数	1,840人	1,663人	1,540人	1,424人	-
	申込率	30.4%	28.4%	27.3%	26.2%	-
	確保方策	2,055人	1,878人	1,767人	1,690人	-
長岡地域	利用者数	1,701人	1,529人	1,422人	1,294人	-
	申込率	36.2%	33.5%	32.1%	30.2%	-
	確保方策	1,933人	1,768人	1,667人	1,575人	-
北西地域	利用者数	75人	72人	71人	73人	-
	申込率	11.1%	10.9%	11.5%	12.2%	-
	確保方策	72人	70人	70人	70人	-
南地域	利用者数	18人	23人	18人	32人	-
	申込率	3.9%	5.4%	4.5%	8.4%	-
	確保方策	0人	0人	0人	15人	-
栃尾地域	利用者数	46人	39人	29人	25人	-
	申込率	20.4%	18.8%	15.3%	14.4%	-
	確保方策	50人	40人	30人	30人	-

※各年3月末時点

②推計

【市全体】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(a)	1,162人	1,123人	1,077人	1,016人	975人
確保方策(b)	1,262人	1,191人	1,120人	1,049人	975人
特定教育・保育施設	1,172人	1,101人	1,030人	959人	885人
確認を受けない幼稚園	90人	90人	90人	90人	90人
過不足(b-a)	100人	68人	43人	33人	0人
申込率	23.3%	23.5%	23.7%	23.8%	23.8%

【長岡地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	1,051人	1,023人	987人	934人	897人
確保方策 (b)	1,166人	1,099人	1,032人	965人	897人
特定教育・保育施設	1,076人	1,009人	942人	875人	807人
確認を受けない幼稚園	90人	90人	90人	90人	90人
過不足 (b-a)	115人	76人	45人	31人	0人

【北西地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	67人	59人	55人	49人	49人
確保方策 (b)	51人	51人	51人	51人	49人
特定教育・保育施設	51人	51人	51人	51人	49人
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	-16人	-8人	-4人	2人	0人

【南地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	27人	24人	20人	18人	16人
確保方策 (b)	15人	15人	15人	15人	16人
特定教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	16人
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	-12人	-9人	-5人	-3人	0人

【栃尾地域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (a)	17人	17人	15人	15人	13人
確保方策 (b)	30人	26人	22人	18人	13人
特定教育・保育施設	30人	26人	22人	18人	13人
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足 (b-a)	13人	9人	7人	3人	0人

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 利用者支援事業

(1) 基本型（子育てコンシェルジュ事業・ママナビ）

1) 子育てコンシェルジュ事業

平成27（2015）年度から、身近な子育て支援の場である各子育ての駅に子育てコンシェルジュを1名ずつ配置しています。子育てに関する相談支援・助言・情報発信を行うとともに、必要に応じて、こども家庭センターなどの関係機関と情報を共有するなど、密接に連携することを通じて、今後も利用者一人ひとりに寄り添った支援をしていきます。

2) ママナビ

子育てに関する悩みや不安を抱える妊産婦が、保育士から具体的な子育ての技術・知識を少人数のグループで学び、子どもの愛着形成や親としての自覚・自信も持ち、安心して育児に向き合うことができるようサポートします。

実績（実施か所数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (※)
子育てコンシェルジュ事業	13施設	13施設	13施設	13施設	13施設
ママナビ	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設

※令和6年度の実績は見込み値です（以下、同様）

量の見込みと確保方策（実施か所数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設
子育てコンシェルジュ事業	13施設	13施設	13施設	13施設	13施設
ママナビ	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
確保方策	14施設	14施設	14施設	14施設	14施設

(2) こども家庭センター型

1) こども家庭センター

母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目ない支援を行うとともに、必要に応じて個々の家庭のニーズに合ったより専門的なサービスや相談機関につなぎます。

また、様々な子育ての課題に対応できるよう相談支援体制を整備します。

2) ままリラ

妊婦や産後1年までの母子が、家庭的な雰囲気の中でリラックスできる場を開設し、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談やお母さんの体と心のケア、赤ちゃんの身体計測などを実施します。

実績（実施か所数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ままリラ	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設

量の見込みと確保方策（実施か所数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
こども家庭センター	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
ままリラ	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
確保方策	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

2. 延長保育事業（時間外保育事業）

すべての認可保育所及び認定こども園等で延長保育を実施しています。公立認可保育園では7時15分から19時まで開所しています。

推計では利用者数が人口減少に伴い年々微減しているため、現在の提供体制を維持することでニーズに対応していきます。

実績（利用者数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	3,432人	3,399人	3,339人	3,032人	-
利用率	30.1%	31.0%	31.7%	29.9%	-

量の見込みと確保方策（利用者数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	2,846人	2,733人	2,658人	2,570人	2,509人
（参考）利用率	30.8%	30.9%	30.9%	31.0%	31.1%
確保方策	2,846人	2,733人	2,658人	2,570人	2,509人

量の見込みと確保方策（利用者数）						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
長岡地域	利用者数	2,332人	2,268人	2,228人	2,167人	2,124人
	（参考）利用率	30.9%	31.1%	31.3%	31.5%	31.6%
	確保方策	2,332人	2,268人	2,228人	2,167人	2,124人
北西地域	利用者数	266人	245人	233人	214人	211人
	（参考）利用率	28.1%	27.7%	27.3%	26.8%	26.4%
	確保方策	266人	245人	233人	214人	211人
南地域	利用者数	153人	131人	114人	104人	94人
	（参考）利用率	28.9%	27.9%	26.8%	25.7%	24.7%
	確保方策	153人	131人	114人	104人	94人
栃尾地域	利用者数	95人	89人	83人	85人	80人
	（参考）利用率	42.3%	43.1%	43.8%	44.6%	45.4%
	確保方策	95人	89人	83人	85人	80人
量の見込みの算出方法		令和2年度から令和6年度までの利用率（0～5歳の人口に対する利用者数の割合）から計画期間中の利用率をトレンド推計し、4つの区域ごとの推計児童数に乗じて算出しました。				

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

令和7（2025）年度より、市内53小学校区のすべてで放課後児童健全育成事業を実施しています。

利用者の増減に伴う施設の運用については、児童数の推移や保護者のニーズなど地域の実情に応じて見直しを行っていきます。

実績（利用者数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（A）	13,031人	12,660人	12,439人	12,089人	11,706人
低学年	6,284人	6,102人	6,036人	5,821人	5,619人
高学年	6,747人	6,558人	6,403人	6,268人	6,087人
登録数（B）	3,277人	3,381人	3,531人	3,600人	3,693人
低学年	3,089人	3,129人	3,248人	3,330人	3,391人
高学年	188人	252人	283人	270人	302人
登録率（B/A×100）	25.1%	26.7%	28.4%	29.8%	31.5%
低学年	49.2%	51.3%	53.8%	57.2%	60.3%
高学年	2.8%	3.8%	4.4%	4.3%	5.0%
利用者数	1,555人	1,704人	1,820人	1,919人	2,012人
低学年	1,466人	1,578人	1,675人	1,776人	1,861人
高学年	89人	126人	145人	143人	151人

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録者数	3,775人	3,848人	3,887人	3,877人	3,821人
利用者数(a)	2,294人	2,375人	2,436人	2,472人	2,483人
低学年	2,138人	2,229人	2,286人	2,307人	2,319人
高学年	156人	146人	150人	165人	164人
確保の内容(b)	3,965人	3,965人	3,965人	3,965人	3,965人
過不足(b-a)	1,671人	1,590人	1,529人	1,493人	1,482人
登録者数の算出方法	各学校の登録率（令和6年度）に平均増加率（低学年3%、高学年0.5%）を加味し、推計児童数に乗じて算出しました。				
利用者数の算出方法	各学校の利用率（令和6年度）に平均増加率（1%）を加味し、登録者数に乗じて算出しました。				
不足（見込み）の対応方法	不足が見込まれる小学校区については、今後の状況を確認のうえ必要に応じてコミセン・学校等と協議し、対応を検討していきます。				

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
関原小	登録者数	117人	123人	128人	124人	133人
	利用者数(a)	78人	84人	88人	87人	95人
	低学年	75人	81人	85人	83人	91人
	高学年	3人	3人	3人	4人	4人
	確保の内容(b)	82人	82人	82人	82人	82人
	過不足(b-a)	4人	-2人	-6人	-5人	-13人
栖吉小	登録者数	106人	112人	106人	108人	104人
	利用者数(a)	67人	72人	69人	72人	70人
	低学年	66人	71人	68人	71人	69人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	72人	72人	72人	72人	72人
	過不足(b-a)	5人	0人	3人	0人	2人
希望が丘小	登録者数	136人	143人	155人	160人	164人
	利用者数(a)	83人	89人	98人	102人	107人
	低学年	64人	70人	80人	81人	86人
	高学年	19人	19人	18人	21人	21人
	確保の内容(b)	128人	128人	128人	128人	128人
	過不足(b-a)	45人	39人	30人	26人	21人
大島小	登録者数	164人	165人	154人	158人	145人
	利用者数(a)	110人	112人	106人	110人	103人
	低学年	110人	112人	106人	110人	103人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	166人	166人	166人	166人	166人
	過不足(b-a)	56人	54人	60人	56人	63人
川崎東小	登録者数	113人	128人	133人	138人	138人
	利用者数(a)	61人	71人	75人	78人	80人
	低学年	59人	69人	72人	76人	77人
	高学年	2人	2人	3人	2人	3人
	確保の内容(b)	80人	80人	80人	80人	80人
	過不足(b-a)	19人	9人	5人	2人	0人
千手小	登録者数	108人	106人	112人	114人	107人
	利用者数(a)	79人	79人	84人	87人	83人
	低学年	79人	79人	84人	87人	83人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	110人	110人	110人	110人	110人
	過不足(b-a)	31人	31人	26人	23人	27人

		登録者数（利用者数）の見込みと確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上組小	登録者数	127人	125人	123人	123人	123人
	利用者数(a)	77人	78人	77人	79人	81人
	低学年	62人	65人	64人	64人	67人
	高学年	15人	13人	13人	15人	14人
	確保の内容(b)	188人	188人	188人	188人	188人
	過不足(b-a)	111人	110人	111人	109人	107人
阪之上小	登録者数	52人	52人	54人	57人	60人
	利用者数(a)	26人	27人	28人	31人	33人
	低学年	25人	26人	27人	30人	32人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	52人	52人	52人	52人	52人
	過不足(b-a)	26人	25人	24人	21人	19人
中島小	登録者数	46人	46人	49人	50人	50人
	利用者数(a)	32人	32人	35人	36人	36人
	低学年	32人	32人	35人	36人	36人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	46人	46人	46人	46人	46人
	過不足(b-a)	14人	14人	11人	10人	10人
福戸小	登録者数	49人	43人	41人	35人	31人
	利用者数(a)	29人	26人	26人	22人	20人
	低学年	26人	21人	22人	18人	17人
	高学年	3人	5人	4人	4人	3人
	確保の内容(b)	42人	42人	42人	42人	42人
	過不足(b-a)	13人	16人	16人	20人	22人
豊田小	登録者数	267人	274人	266人	253人	241人
	利用者数(a)	182人	190人	187人	180人	174人
	低学年	182人	190人	187人	180人	174人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	187人	187人	187人	187人	187人
	過不足(b-a)	5人	-3人	0人	7人	13人
富曾亀小	登録者数	220人	228人	227人	223人	223人
	利用者数(a)	138人	145人	146人	146人	148人
	低学年	138人	145人	146人	146人	148人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	139人	139人	139人	139人	139人
	過不足(b-a)	1人	-6人	-7人	-7人	-9人

		登録者数（利用者数）の見込みと確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
浦瀬小	登録者数	51人	40人	37人	29人	29人
	利用者数(a)	35人	28人	26人	21人	21人
	低学年	29人	22人	21人	16人	18人
	高学年	6人	6人	5人	5人	3人
	確保の内容 (b)	48人	48人	48人	48人	48人
	過不足 (b-a)	13人	20人	22人	27人	27人
新町小	登録者数	122人	125人	136人	141人	140人
	利用者数(a)	64人	66人	74人	77人	78人
	低学年	46人	51人	55人	57人	58人
	高学年	18人	15人	19人	20人	20人
	確保の内容 (b)	76人	76人	76人	76人	76人
	過不足 (b-a)	12人	10人	2人	-1人	-2人
表町小	登録者数	54人	54人	51人	49人	44人
	利用者数(a)	36人	36人	35人	34人	31人
	低学年	29人	28人	27人	27人	24人
	高学年	7人	8人	8人	7人	7人
	確保の内容 (b)	62人	62人	62人	62人	62人
	過不足 (b-a)	26人	26人	27人	28人	31人
神田小	登録者数	30人	27人	24人	24人	24人
	利用者数(a)	17人	17人	15人	16人	17人
	低学年	13人	12人	11人	13人	14人
	高学年	4人	5人	4人	3人	3人
	確保の内容 (b)	44人	44人	44人	44人	44人
	過不足 (b-a)	27人	27人	29人	28人	27人
宮内小	登録者数	132人	139人	153人	155人	158人
	利用者数(a)	85人	90人	101人	104人	108人
	低学年	85人	90人	101人	104人	108人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容 (b)	116人	116人	116人	116人	116人
	過不足 (b-a)	31人	26人	15人	12人	8人
新組小	登録者数	36人	36人	32人	27人	23人
	利用者数(a)	20人	21人	19人	16人	14人
	低学年	16人	17人	14人	10人	8人
	高学年	4人	4人	5人	6人	6人
	確保の内容 (b)	40人	40人	40人	40人	40人
	過不足 (b-a)	20人	19人	21人	24人	26人

		登録者数（利用者数）の見込みと確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川崎小	登録者数	117人	123人	142人	146人	155人
	利用者数(a)	78人	83人	98人	102人	110人
	低学年	71人	76人	91人	93人	101人
	高学年	7人	7人	7人	9人	9人
	確保の内容(b)	93人	93人	93人	93人	93人
	過不足(b-a)	15人	10人	-5人	-9人	-17人
黒条小	登録者数	141人	139人	151人	151人	154人
	利用者数(a)	94人	94人	104人	105人	109人
	低学年	94人	94人	104人	105人	109人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	154人	154人	154人	154人	154人
	過不足(b-a)	60人	60人	50人	49人	45人
前川小	登録者数	104人	110人	106人	114人	112人
	利用者数(a)	63人	68人	67人	73人	73人
	低学年	62人	67人	66人	72人	72人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	89人	89人	89人	89人	89人
	過不足(b-a)	26人	21人	22人	16人	16人
才津小	登録者数	37人	36人	40人	45人	51人
	利用者数(a)	18人	17人	20人	24人	27人
	低学年	16人	14人	18人	21人	24人
	高学年	2人	3人	2人	3人	3人
	確保の内容(b)	87人	87人	87人	87人	87人
	過不足(b-a)	69人	70人	67人	63人	60人
柿小	登録者数	46人	42人	41人	43人	46人
	利用者数(a)	24人	22人	22人	24人	26人
	低学年	16人	17人	15人	17人	20人
	高学年	8人	5人	7人	7人	6人
	確保の内容(b)	28人	28人	28人	28人	28人
	過不足(b-a)	4人	6人	6人	4人	2人
上川西小	登録者数	142人	153人	163人	173人	168人
	利用者数(a)	83人	91人	98人	106人	105人
	低学年	83人	91人	98人	106人	105人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	154人	154人	154人	154人	154人
	過不足(b-a)	71人	63人	56人	48人	49人

Ⅲ.地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		登録者数（利用者数）の見込みと確保方策				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
四郎丸小	登録者数	105人	109人	111人	112人	110人
	利用者数(a)	74人	83人	88人	92人	95人
	低学年	74人	83人	88人	92人	95人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	95人	95人	95人	95人	95人
	過不足(b-a)	21人	12人	7人	3人	0人
青葉台小	登録者数	77人	79人	79人	76人	69人
	利用者数(a)	42人	44人	45人	44人	41人
	低学年	41人	43人	44人	43人	40人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	72人	72人	72人	72人	72人
	過不足(b-a)	30人	28人	27人	28人	31人
日越小	登録者数	150人	157人	160人	160人	165人
	利用者数(a)	88人	94人	97人	99人	104人
	低学年	88人	94人	97人	99人	104人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	89人	89人	89人	89人	89人
	過不足(b-a)	1人	-5人	-8人	-10人	-15人
附属小	登録者数	100人	103人	106人	109人	112人
	利用者数(a)	57人	60人	62人	65人	68人
	低学年	57人	60人	62人	65人	68人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	68人	68人	68人	68人	68人
	過不足(b-a)	11人	8人	6人	3人	0人
上通小	登録者数	46人	54人	55人	56人	52人
	利用者数(a)	30人	35人	37人	38人	36人
	低学年	24人	29人	28人	28人	24人
	高学年	6人	6人	9人	10人	12人
	確保の内容(b)	34人	34人	34人	34人	34人
	過不足(b-a)	4人	-1人	-3人	-4人	-2人
中之島中央小	登録者数	91人	93人	85人	87人	79人
	利用者数(a)	47人	48人	45人	47人	43人
	低学年	41人	43人	40人	41人	38人
	高学年	6人	5人	5人	6人	5人
	確保の内容(b)	99人	99人	99人	99人	99人
	過不足(b-a)	52人	51人	54人	52人	56人

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
信条小	登録者数	25人	17人	22人	20人	17人
	利用者数(a)	12人	8人	10人	10人	9人
	低学年	11人	7人	9人	9人	8人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	32人	32人	32人	32人	32人
	過不足(b-a)	20人	24人	22人	22人	23人
越路小	登録者数	146人	146人	151人	143人	137人
	利用者数(a)	70人	71人	76人	73人	72人
	低学年	68人	70人	74人	71人	70人
	高学年	2人	1人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	158人	158人	158人	158人	158人
	過不足(b-a)	88人	87人	82人	85人	86人
越路西小	登録者数	38人	41人	35人	31人	31人
	利用者数(a)	18人	20人	18人	16人	17人
	低学年	17人	19人	16人	15人	15人
	高学年	1人	1人	2人	1人	2人
	確保の内容(b)	23人	23人	23人	23人	23人
	過不足(b-a)	5人	3人	5人	7人	6人
脇野町小	登録者数	60人	58人	58人	58人	57人
	利用者数(a)	30人	30人	30人	31人	31人
	低学年	25人	25人	26人	27人	27人
	高学年	5人	5人	4人	4人	4人
	確保の内容(b)	88人	88人	88人	88人	88人
	過不足(b-a)	58人	58人	58人	57人	57人
日吉小	登録者数	6人	5人	7人	10人	12人
	利用者数(a)	3人	3人	4人	5人	6人
	低学年	3人	3人	4人	5人	6人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	28人	28人	28人	28人	28人
	過不足(b-a)	25人	25人	24人	23人	22人
小国小	登録者数	29人	27人	26人	22人	22人
	利用者数(a)	14人	13人	12人	11人	12人
	低学年	10人	10人	9人	9人	8人
	高学年	4人	3人	3人	2人	4人
	確保の内容(b)	55人	55人	55人	55人	55人
	過不足(b-a)	41人	42人	43人	44人	43人

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
和島小	登録者数	27人	28人	23人	24人	19人
	利用者数(a)	9人	9人	8人	9人	7人
	低学年	6人	7人	6人	6人	4人
	高学年	3人	2人	2人	3人	3人
	確保の内容(b)	33人	33人	33人	33人	33人
	過不足(b-a)	24人	24人	25人	24人	26人
大河津小	登録者数	23人	28人	25人	23人	15人
	利用者数(a)	11人	13人	12人	12人	8人
	低学年	11人	13人	12人	11人	7人
	高学年	0人	0人	0人	1人	1人
	確保の内容(b)	62人	62人	62人	62人	62人
	過不足(b-a)	51人	49人	50人	50人	54人
寺泊小	登録者数	30人	33人	25人	27人	28人
	利用者数(a)	20人	23人	17人	19人	20人
	低学年	19人	22人	16人	18人	19人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	32人	32人	32人	32人	32人
	過不足(b-a)	12人	9人	15人	13人	12人
栃尾南小	登録者数	25人	31人	26人	20人	21人
	利用者数(a)	13人	17人	14人	11人	12人
	低学年	13人	17人	14人	11人	12人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	64人	64人	64人	64人	64人
	過不足(b-a)	51人	47人	50人	53人	52人
栃尾東小	登録者数	38人	35人	36人	30人	28人
	利用者数(a)	24人	22人	23人	20人	19人
	低学年	24人	22人	23人	20人	19人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容(b)	53人	53人	53人	53人	53人
	過不足(b-a)	29人	31人	30人	33人	34人
東谷小	登録者数	26人	20人	15人	12人	11人
	利用者数(a)	18人	14人	10人	9人	8人
	低学年	15人	12人	9人	7人	7人
	高学年	3人	2人	1人	2人	1人
	確保の内容(b)	30人	30人	30人	30人	30人
	過不足(b-a)	12人	16人	20人	21人	22人
与板小	登録者数	54人	54人	51人	58人	57人
	利用者数(a)	30人	30人	28人	33人	33人
	低学年	27人	27人	26人	31人	31人
	高学年	3人	3人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	64人	64人	64人	64人	64人
	過不足(b-a)	34人	34人	36人	31人	31人

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川口小	登録者数	40人	40人	40人	32人	24人
	利用者数(a)	25人	25人	25人	20人	16人
	低学年	19人	21人	21人	14人	11人
	高学年	6人	4人	4人	6人	5人
	確保の内容(b)	64人	64人	64人	64人	64人
	過不足(b-a)	39人	39人	39人	44人	48人
登録者数の算出方法	各学校の推計児童数に各学校の登録率（令和6年度）+平均増加率（低学年3%、高学年0.5%）を乗じて算出しました。					
利用者数の算出方法	各学校の登録者数に各学校の利用率（令和6年度）+平均増加率（1%）を乗じて算出しました。					

令和7年度から放課後児童健全育成事業を実施予定の小学校における量の見込み

※平均登録率と平均利用率を利用して算出しました

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
桂小	登録者数	11人	9人	12人	13人	14人
	利用者数(a)	7人	6人	8人	9人	9人
	低学年	6人	5人	7人	7人	8人
	高学年	1人	1人	1人	2人	1人
	確保の内容(b)	67人	67人	67人	67人	67人
	過不足(b-a)	60人	61人	59人	58人	58人
石坂小	登録者数	9人	11人	13人	11人	14人
	利用者数(a)	6人	7人	9人	8人	10人
	低学年	5人	6人	8人	7人	8人
	高学年	1人	1人	1人	1人	2人
	確保の内容(b)	28人	28人	28人	28人	28人
	過不足(b-a)	22人	21人	19人	20人	18人
太田小	登録者数	4人	3人	2人	1人	1人
	利用者数(a)	3人	3人	2人	1人	1人
	低学年	2人	2人	1人	0人	0人
	高学年	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の内容(b)	46人	46人	46人	46人	46人
	過不足(b-a)	43人	43人	44人	45人	45人
岡南小	登録者数	28人	24人	21人	20人	20人
	利用者数(a)	17人	15人	13人	13人	13人
	低学年	15人	13人	11人	11人	11人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	102人	102人	102人	102人	102人
	過不足(b-a)	85人	87人	89人	89人	89人

登録者数（利用者数）の見込みと確保方策						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
十日町小	登録者数	21人	20人	22人	20人	15人
	利用者数(a)	13人	13人	14人	13人	10人
	低学年	11人	11人	12人	11人	8人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	43人	43人	43人	43人	43人
	過不足(b-a)	30人	30人	29人	30人	33人
深沢小	登録者数	10人	12人	13人	14人	12人
	利用者数(a)	7人	8人	9人	9人	9人
	低学年	6人	7人	8人	8人	7人
	高学年	1人	1人	1人	1人	2人
	確保の内容(b)	14人	14人	14人	14人	14人
	過不足(b-a)	7人	6人	5人	5人	5人
下川西小	登録者数	20人	19人	20人	20人	22人
	利用者数(a)	13人	12人	13人	13人	15人
	低学年	11人	10人	11人	11人	13人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	53人	53人	53人	53人	53人
	過不足(b-a)	40人	41人	40人	40人	38人
宮本小	登録者数	16人	12人	9人	9人	9人
	利用者数(a)	11人	8人	7人	7人	7人
	低学年	9人	6人	5人	5人	5人
	高学年	2人	2人	2人	2人	2人
	確保の内容(b)	54人	54人	54人	54人	54人
	過不足(b-a)	43人	46人	47人	47人	47人
山古志小	登録者数	3人	3人	2人	3人	4人
	利用者数(a)	3人	3人	2人	3人	3人
	低学年	2人	2人	2人	2人	2人
	高学年	1人	1人	0人	1人	1人
	確保の内容(b)	32人	32人	32人	32人	32人
	過不足(b-a)	29人	29人	30人	29人	29人

4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児のいる家庭を助産師、保健師・看護師等が訪問し、育児不安等の相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

推計児童数（0歳）に対し、訪問率100%を目指して実施します。

実績（訪問件数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	1,595件	1,576件	1,577件	1,442件	1,330件

量の見込みと確保方策（訪問件数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問件数	1,347件	1,334件	1,321件	1,308件	1,295件
確保方策	実施体制：助産師、保健師等 34人				
量の見込みの算出方法	すべての0歳児の推計児童数を訪問すると想定として算出しました。				

5. 養育支援訪問事業（育児支援事業、産後ケア訪問、産前産後寄り添い事業）

（1）育児支援事業（主に相談・助言）

養育支援が特に必要な家庭を保健師や助産師等が訪問して、保護者の育児能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行います。

（2）産後ケア訪問（主に手技の習得支援）

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身につけてもらえるよう支援します。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

（3）産前産後寄り添い事業（主に傾聴・寄り添い支援）

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して、子育て経験者（母子保健推進員）等が「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

実績（訪問件数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	932件	858件	730件	802件	890件
育児支援事業	710件	765件	650件	715件	740件
産後ケア訪問	77件	15件	49件	46件	50件
産前産後寄り添い事業	145件	78件	31件	41件	100件※

※産前産後寄り添い事業は、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業に移行しています。

量の見込みと確保方策（訪問件数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問件数	800件	800件	800件	800件	800件
育児支援事業	750件	750件	750件	750件	750件
産後ケア訪問	50件	50件	50件	50件	50件
確保方策	800件	800件	800件	800件	800件
量の見込みの算出方法	令和4年度から令和6年度の実績を踏まえ、今後も同程度の支援ニーズがあると見込み算出しました。				

6. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育ての駅）

令和6（2024）年度時点で、子育て支援センターは24か所設置、子育ての駅は13か所設置しています。

現状で需要を満たしていると考えられ、今後も提供量には不足が生じない見込みです。引き続き、各地域の身近な子育て支援拠点として維持し、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するために、事業の質の向上を図っていきます。

		実績（利用回数/月・実施か所数）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援センター	実施か所数	24施設	24施設	24施設	24施設	24施設
	利用回数/月	2,500回	2,215回	2,393回	3,122回	-
	利用率	46.6%	43.4%	48.7%	66.3%	-
子育ての駅 〔旧長岡地域〕	実施か所数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	利用回数/月	9,033回	9,251回	11,211回	14,231回	15,683回
	利用率	79.2%	84.3%	106.3%	140.5%	161.5%
子育ての駅 〔支所地域〕	実施か所数	10施設	10施設	10施設	10施設	10施設
	利用回数/月	1,842回	1,568回	1,760回	1,755回	1,934回
	利用率	16.1%	14.3%	16.7%	17.3%	19.9%
子育ての駅 （合計）	実施か所数	13施設	13施設	13施設	13施設	13施設
	利用回数/月	10,875回	10,819回	12,971回	15,986回	17,617回
	利用率	95.3%	98.5%	123.0%	157.8%	181.4%
実施か所数		37施設	37施設	37施設	37施設	37施設
利用回数/月		13,375回	13,034回	15,364回	19,108回	-

※子育ての駅は、市外居住者を含む。

量の見込みと確保方策（利用回数/月・実施か所数）						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て支援センター	実施か所数	24 施設				
	利用回数/月	3,155 回				
	利用率	74.2%	77.3%	78.1%	78.9%	79.6%
子育ての駅	実施か所数	13 施設				
	利用回数/月 (市内居住者のみ)	15,340 回	14,699 回	14,261 回	13,745 回	13,396 回
	利用回数/月 (市内・市外計)	18,482 回	17,710 回	17,182 回	16,560 回	16,140 回
	利用率	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%	200.0%
量の見込み	実施か所数	37 施設				
	利用回数/月	18,495 回	17,854 回	17,416 回	16,900 回	16,551 回
確保方策	実施か所数	37 施設				
	利用回数	18,495 回	17,854 回	17,416 回	16,900 回	16,551 回
量の見込みの算出方法	<p>【子育て支援センター】 令和7年度の見込みは、令和5年9月から令和6年8月までの利用状況から令和6年度の利用回数を予測し、令和5年度実績からの増加率が令和7年度まで一定である場合の数値を算出しました。 令和8年度以降は、少子化等の社会状況を踏まえ、令和7年度見込みの水準で推移することを想定しました。</p> <p>【子育ての駅】 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから利用率が上昇傾向にありますが、コロナ禍以前の平成30年度の利用率が約200%のため、令和7年度に200%に回復し、令和8年度以降も200%を維持していくと予測し、0～5歳児の推計児童数に利用率を乗じて、市外居住者を含む量の見込みを算出し、その数値に令和5年度の市内居住者の割合（83%）を乗じた数値を市内居住者の量の見込みとしました。</p>					

7. 一時預かり事業

(1) 預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）

教育時間外に保育を必要とする在園児に対して保育を提供するものです。

幼稚園及び認定こども園では、令和6（2024）年度時点で預かり保育を15か所、一時預かり事業（幼稚園型）を27か所で実施しています。人口減少に伴い利用日数が減少しているため、現在の提供体制を維持することでニーズに対応していきます。

※一時預かり事業（幼稚園型）…子ども・子育て支援交付金により預かり保育を実施

※預かり保育…上記以外（私学助成等）により預かり保育を実施

実績（利用日数）						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
預かり保育	利用日数	95,869日	90,088日	68,107日	50,302日	-
	利用率	1586.2%	1534.2%	1209.3%	928.1%	-
一時預かり （幼稚園型）	利用日数	39,248日	47,109日	43,804日	62,897日	-
	利用率	649.4%	802.3%	777.8%	1160.5%	-
利用日数		135,117日	137,197日	111,911日	113,199日	-

量の見込みと確保方策（利用日数）						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
預かり保育	利用日数	35,331日	33,809日	32,223日	30,297日	29,086日
	利用率	708.0%	708.0%	708.0%	708.0%	708.0%
一時預かり （幼稚園型）	利用日数	81,284日	77,782日	74,133日	69,702日	66,917日
	利用率	1628.9%	1628.9%	1628.9%	1628.9%	1628.9%
利用日数		116,615日	111,591日	106,356日	99,999日	96,003日
確保方策		116,615日	111,591日	106,356日	99,999日	96,003日
量の見込みの算出方法		令和7年度の見込みは、令和6年度の見込みを含む直近3年間の利用状況及び「預かり保育」から「一時預かり（幼稚園型）」への移行予定を反映し、算出しました。 令和8年度以降の見込みは、令和7年度の見込みに対し、3～5歳児人口推計の減少率を乗じて算出しました。				

(2) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育園等に入園していない児童を1日や半日・時間単位で保育するものです。

保育園26か所、子育ての駅2か所で実施しています。

現状で需要を満たしていると考えられ、提供量には不足が生じない見込みですが、今後も育児の心理的負担の解消や多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、提供体制を維持していきます。

実績（利用日数）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園	利用日数	3,239日	3,373日	3,811日	3,734日	3,442日
	利用率	60.4%	66.0%	77.6%	79.3%	76.1%
子育ての駅	利用日数	2,762日	2,840日	2,056日	2,009日	1,854日
	利用率	24.2%	25.9%	19.5%	19.8%	19.1%
利用日数		6,001日	6,213日	5,867日	5,743日	5,296日

量の見込みと確保方策（利用日数）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育園	利用日数	3,303日	3,170日	3,139日	3,109日	3,078日
	利用率	77.7%	77.7%	77.7%	77.7%	77.7%
子育ての駅	利用日数	1,802日	1,727日	1,675日	1,615日	1,574日
	利用率	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%
利用日数		5,105日	4,897日	4,814日	4,724日	4,652日
確保方策		5,105日	4,897日	4,814日	4,724日	4,652日
量の見込みの算出方法		令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからも、利用率の上昇傾向が見られないため、令和7年度以降は直近3年間の利用率で推移してくと予測しました。その利用率に、保育園は0～2歳児の推計児童数、子育ての駅は0～5歳児の推計児童数を乗じて算出しました。				

8. 病児保育事業

第2期あいプランにおいて利用者の受け皿拡大を図り、令和6(2024)年度時点で、8施設で実施しています。感染症流行期には、利用定員を超過し、利用できない児童が発生することがあるため、子育て当事者のこどもの看護休暇取得率の向上などの社会状況を踏まえ、その解消に取り組んでいきます。

量の見込みと実績（利用者数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,629人	1,671人	1,714人	1,758人	1,758人
利用者数	690人	1,169人	916人	1,418人	-
実施施設数	7施設	8施設	8施設	8施設	8施設

量の見込みと確保方策（利用者数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	1,758人	1,758人	1,758人	1,758人	1,758人
（参考）施設数	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
確保方策	1,758人	1,758人	1,758人	1,758人	1,758人
量の見込みの算出方法	利用申込に対して一部受入れができていない状況がある一方で、新型コロナウイルス感染症の流行期を経て、子の看護休暇取得率の向上などの社会状況の変化があります。これを踏まえ、令和6年度以降の利用希望者数の大きな増加はないと見込み、令和5年度の量の見込み値の水準で推移していくと予測しました。				

9. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

令和6(2024)年10月現在、ファミリー・サポート・センターに登録している提供会員は約320人となっており、提供量には不足が生じない見込みですが、今後もファミリー・サポート・センター事業の質の向上を図っていきます。

実績(利用回数)						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童	利用回数	874回	1,347回	876回	1,053回	1,064回
	利用率	7.7%	12.3%	8.3%	10.4%	11.0%
小学生	利用回数	2,031回	2,368回	3,289回	3,133回	3,164回
	利用率	15.1%	18.1%	25.5%	25.0%	26.0%
中学生	利用回数	59回	45回	33回	17回	18回
利用回数		2,964回	3,760回	4,198回	4,203回	4,246回

量の見込みと確保方策(利用回数)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童	利用回数	1,158回	1,227回	1,304回	1,366回	1,438回
	利用率	12.5%	13.9%	15.2%	16.5%	17.8%
小学生	利用回数	3,093回	3,008回	2,918回	2,830回	2,741回
	利用率	26.0%	26.2%	26.4%	26.7%	26.9%
利用回数		4,251回	4,234回	4,222回	4,196回	4,180回
確保方策		4,251回	4,234回	4,222回	4,196回	4,180回
量の見込みの算出方法		直近3年間の利用率(児童数に対する利用日数の割合)から令和7年度以降の利用率をトレンド推計し、推計児童数に乗じて算出しました。				

10. 妊婦健康診査

妊娠届時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の経済的負担を軽減し、安心安全な出産ができるように医療機関での妊婦健康診査を公費負担し、今後も推奨していきます。

実績（延べ受診人数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児の児童数	1,665人	1,565人	1,586人	1,493人	1,361人
1人あたりの健診回数	11.4回	12.1回	11.2回	12.4回	13.2回
延べ受診人数	19,012人	18,994人	17,808人	18,583人	18,000人

量の見込みと確保方策（延べ受診人数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児推計児童数	1,347人	1,334人	1,321人	1,308人	1,295人
1人あたりの健診回数	13.2回	13.2回	13.2回	13.2回	13.2回
延べ受診人数	17,780人	17,609人	17,437人	17,266人	17,094人
確保方策	実施場所：市内医療機関（5か所）のほか県外も含む産婦人科 検査項目及び実施時期：県が示す基準に準ずる 健診助成回数：1回の妊娠につき14回まで。15回目以降は、 費用助成で対応				
量の見込みの算出方法	令和5年度から15回目以降の妊婦健康診査費用の助成を開始し、令和6年度は1人あたりの健診回数は13.2回まで増加しました。令和7年度以降も1人あたりの健診回数は同水準（13.2回）で推移していくと想定の上、0歳児の推計児童数を乗じて算出しました。				

1 1. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元（2019）年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に併せ、新制度の給付を受けない幼稚園について、在籍する低所得者世帯及び第3子以降の子どもに係る給食費のうち、副食材料費の一部を補助します。

1 2. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特別な支援が必要なこどものうち、私学助成など他の制度による支援の対象とならないこどもを受け入れ、そのための職員を配置している教育・保育施設に対して、職員の配置に必要な費用の一部を補助します。

1 3. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が研修等で資質向上を図るとともに、関係機関との連携により必要な支援を実施します。

1 4. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭や、地域や家庭で孤立感のある養育者の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みと確保方策（利用者数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	107件	107件	108件	109件	110件
確保方策	107件	107件	108件	109件	110件
量の見込みの算出方法	国が示す算出式を基に、補正をして推計しました。 対象世帯数は、現在把握している相談から支援が必要な件数を推計しました。 こどもの人口は減少が見込まれていますが、市に寄せられる相談件数や内容を勘案し、対象となるこどもの人数は増加すると想定し、算出しました。				

15. 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容とした講座を実施することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

量の見込みと確保方策（利用者数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人
量の見込みの算出方法	令和7、8年度は国が示す算出式によって推計しました。対象児童数は、現在実施している3つの講座（こどもとの上手なコミュニケーション講座、NP講座、ペアレントトレーニング）の定員と近年の参加者数から算出しました。令和9～11年度は、こどもの人口は減少が見込まれていますが、こども家庭センターに寄せられる相談件数や内容を勘案し、対象となるこどもの人数は変化しないと想定し、算出しました。				

16. 妊産婦包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

量の見込みと確保方策（延べ面談回数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児の推計児童数	1,347人	1,334人	1,321人	1,308人	1,295人
1組当たりの面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
延べ面談回数	2,694回	2,668回	2,642回	2,616回	2,590回
確保方策	2,694回	2,668回	2,642回	2,616回	2,590回
量の見込みの算出方法	各年度のすべての0歳児の推計児童数に、1組当たりの面談回数（2回）を乗じて、利用者数を算出しました。				

17. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保事業（利用期間は原則7日以内）です。現在は小千谷総合病院で、「宿泊型」（病院等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等）により実施していますが、今後は市内での実施も検討しています。

実績（延べ利用産婦数）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用産婦数	3人	3人	2人	3人	10人
延べ利用産婦数	19人日	22人日	11人日	17人日	57人日
平均利用日数	6.3日	7.3日	5.5日	5.6日	5.7日

※地域子ども・子育て支援事業に基づかず、同様の事業を実施した実績

推計（延べ利用産婦数）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用産婦数	12人	14人	16人	18人	20人
平均利用日数	6日	6日	6日	6日	6日
延べ利用産婦数	72人日	84人日	96人日	108人日	120人日
確保方策	72人日	84人日	96人日	108人日	120人日
量の見込みの算出方法	本事業を新たに実施する市内の病院が見込まれており、今までより本事業が利用しやすくなることを踏まえ、令和7年度以降の利用産婦数は、年数名程度増加すると見込み、算出しました。 なお、平均利用日数は、令和2～6年度の平均利用日数である6日で算出しました。				

付属資料

1. こどもの意見と本計画の基本目標への反映

こどもたちに「みんながしあわせに生きていくために必要なこと」を上げてもらい、本計画の基本目標に反映しました。

基本目標1 すべてのこども・若者が健やかに育つ

キーワード	こどもたちの意見	基本目標への反映
権利	一人ひとりに平等に権利があることを考え行動する	⇒ 「こども自身が、「こどもが権利の主体」であることを認識する」としました。
	一人ひとりの権利が尊重されて、安心安全な生活ができるようになる	⇒ 「本市で生まれ、育っていくことが喜びになる」としました。
権利の理解	権利をしっかり理解して、分かち合うこと	⇒ 「親・家族・社会・自治体などが、こどもたち一人ひとりに権利があることを理解し、その権利を守るために、それぞれの役割を果たす」としました。
平等	差別をなくし、みんなに平等な生活があること	⇒ 「将来を担う、すべてのこども・若者が、家庭の状況に関わらず」としました。
勉強	こども達が安心して勉強ができる環境が整うこと	⇒ 「安心して学び」としました。
夢	夢や目標を持つ	⇒ 「夢と希望を持ち」としました。
健康	いつでも健康でいること	⇒ 「健やかに成長できる」としました。

こども自身が、「こどもが権利の主体」であることを認識するとともに、本市で生まれ、育っていくことが喜びになるように、親・家族・社会・自治体などが、こどもたち一人ひとりに権利があることを理解し、その権利を守るために、それぞれの役割を果たすための取組を進めます。

また、将来を担う、すべてのこども・若者が、家庭の状況に関わらず、安心して学び、夢と希望をもち、健やかに成長できるよう促すとともに、必要な人に必要な支援を届ける取組を進めます。

さらに、発達等による配慮が必要なこども・若者に早期に気づき、関係機関が連携して、多様なニーズに対応し、適切な支援につなげる取組を実施します。

基本目標2 これから親になる世代を育てる

キーワード	子どもたちの意見	基本目標への反映
尊重	お互いを尊重し合うこと	➔ 「子ども・若者が、他者の多様な価値観を尊重」としました。
自己肯定感	自分に自信を持てるよう努力すること	➔ 「自己肯定感を高め」としました。
コミュニケーション能力	コミュニケーション能力	➔ 「コミュニケーション能力」としました。
自分の力で生きる	周りの大人や人々に助けをもらいながら、自分の力で生きていくこと	➔ 「「人として生きるための力」を育む」としました。

子ども・若者が、他者の多様な価値観を尊重しながら、やがて親の世代になり自立して生きていくために、自己肯定感を高め、コミュニケーション能力や「人として生きるための力」を育む取組を進めます。

基本目標3 親と子が共に学び育つ

キーワード	こどもたちの意見	基本目標への反映
支援	周りの人からの支援	「妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を実施するとともに、子育て支援を利用することが当たり前を受け入れられる社会になる」としました。
意見	自分の意見や考えを気軽に言える環境をつくること	「こどもは自分に関係のあることについて、自由に意見を表すことができる」としました。
意見の尊重	一人ひとりの意見や個性を尊重して生きていくこと	「大人はその意見を十分に考慮して、様々な場面に反映するという意識を醸成する」としました。
幸せ	一人ひとりが協力や遊んだりして幸せに生きる	「親が子育てやこどもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じられるよう、親のウェルビーイング（幸せな状態）と成長を支援する」としました。

妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を実施するとともに、子育て支援を利用することが当たり前を受け入れられる社会になるための取組を進めます。

こどもは自分に関係のあることについて、自由に意見を表すことができ、大人はその意見を十分に考慮して、様々な場面に反映するという意識を醸成する取組を進めます。

また、親が子育てやこどもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じられるよう、親のウェルビーイング（幸せな状態）と成長を支援する取組を進めます。

基本目標4 地域の輪がつながる

キーワード	こどもたちの意見	基本目標への反映
思いやり	一人ひとりが、思いやりの心を持ち、協力すること	「一人ひとりがお互いを思いやり、認め支え合う」としました。
支え合い	みんなが支え合って協力したり、されたりしながら助け合うこと	「子育て・若者支援に関わる人材育成やネットワークづくりを進めるとともに、親だけでなく、地域社会や企業など、すべての人や環境を活かし、オール長岡でこどもの育ちを支える」としました。

一人ひとりがお互いを思いやり、認め支え合う社会を目指す取組を進めます。
また、子育て・若者支援に関わる人材育成やネットワークづくりを進めるとともに、親だけでなく、地域社会や企業など、すべての人や環境を活かし、オール長岡でこどもの育ちを支える取組を進めます。

基本目標5 結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

キーワード	こどもたちの意見	基本目標への反映
結婚	好きな人と結婚して家庭を築く	⇒ 「結婚・妊娠・出産して」としました。
仕事	楽しめる仕事	⇒ 「希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、男女がともに働き、ともに子育てできるような働き方を見直す」としました。
働き方	自由に働けたりすること	⇒ 「仕事への価値観の変化により、仕事中心の生活ではなく、ライフ（生活・人生）の中にワークを位置づけるという考え方を選択する若者が増えている状況を踏まえ、若者が働きやすい就労環境となる」としました。

結婚・妊娠・出産しても希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、男女がともに働き、ともに子育てできるような働き方を見直す取組を進めます。

また、仕事への価値観の変化により、仕事中心の生活ではなく、ライフ（生活・人生）の中にワークを位置づけるという考え方を選択する若者が増えている状況を踏まえ、若者が働きやすい就労環境となるための取組を進めます。

2. 長岡市子ども・若者の権利条例（案）

子ども・若者のみなさんへ

みなさんは、生まれた時から一人の人間として大切にされる、かけがえのない存在です。私たちは、みなさんが安心して暮らし、夢と希望に向かって進むことができるまちを、一緒につくりたいと願っています。みなさん一人ひとりの思いを尊重し、健やかに成長できる環境を協力してつくり上げていきます。長岡市はみなさんの声に耳を傾け、一緒に歩いていきます。

この条例は、子ども・若者のみなさんに向けた宣言です。

子ども・若者は、生まれながらに一人の人間として、この社会を生きる権利の主体です。そして、すべての子ども・若者は、愛され、尊重されて育まれ、その可能性を最大限に伸ばす権利を持っています。

一方で、子ども・若者は、自分の思いを表現できずに生きづらさを抱えていることがあります。しかし、社会の一員として意見を述べ、自己を表現する権利を持っています。社会全体が寛容さと温かみを持ち、その声に耳を傾け、思いを尊重することで、子ども・若者はのびのびと、夢や希望に向かって力強く歩み出すことができるでしょう。

米百俵の精神が息づく市民協働のまち長岡は、児童の権利に関する条約等の理念を具現化し、みんなで力を合わせ、子ども・若者の育ちを支えるために、この条例を制定します。本条例は、子ども・若者の権利を尊重し、保障することで誰一人取り残されることなく、自分らしく健やかに成長することを目指します。

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、現在及び将来にわたって、次代を担う子ども・若者が誰一人取り残されることなく、自らの将来に夢と希望を持って心身ともに健やかな成長を続け、幸せな生活を送ることができるよう、子ども・若者の権利を尊重し、保障することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の全ての者をいう。
- (2) 若者 18歳からおおむね30歳代までの者をいう。
- (3) 保護者 親又は親に代わり養育する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業その他の活動をする法人その他の団体をいう。
- (5) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 市内に居住する個人
- イ 市内に通勤又は通学する個人
- ウ 事業者

- (6) 育ち学ぶ施設 保育所、認定こども園、学校その他子ども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設等の関係者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども・若者の権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とする。

- (1) 子ども・若者は、生まれながらにして一人の人間であり、権利の主体として尊重され、最善の利益が優先される。
- (2) 子ども・若者は、その命が守られ、幸せな生活を送ることができ、安心して成長することができる。
- (3) 子ども・若者は、その個性や多様性が尊重されるとともに、現在及び将来にわたり、あらゆる差別を受けることなく、自分らしく生きることができる。
- (4) 子ども・若者は、自由に意見を表明することや社会参画の機会が保障される。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者は、次に掲げる権利を有し、その権利は、現在及び将来にわたって保障される。また、子ども・若者は、自らが権利の主体者であることを自覚し、自分自身以外の権利も等しく尊重する。

- (1) プライバシー及び名誉が尊重される権利
- (2) 愛情と理解をもって育まれる権利
- (3) 家庭環境、経済的な状況、社会的身分、障害の有無、年齢、性別、国籍等による差別的取扱いや身体的・精神的な暴力から守られ、安全・安心に過ごす権利
- (4) 自分の意見、気持ちを表明し、尊重される権利
- (5) 様々な社会活動に参加できる権利
- (6) 悩んでいること、困っていること等を相談し、必要な支援を受けることができる権利
- (7) 学び、遊ぶこと及びスポーツや文化・芸術にふれ親しむ権利
- (8) 一人ひとりに応じた学ぶ機会が保障される権利
- (9) 自らの成長のために、つまずいてもいつでも何度でも挑戦できる権利

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一の責任者であり、家庭が子どもの健やかな成長のためになくてはならない大切な場であることを自覚し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすことで子ども・若者の権利を保障するよう努める。

- (1) 子ども・若者の生命と尊厳を守るため、愛情と寛容さをもって養育すること。
- (2) 子ども・若者の最善の利益を第一に考え、その考えや気持ちを受け止め、寄り添いながら、心身の発達に応じた教育や支援を行うこと。
- (3) 子ども・若者が安心して過ごし、成長できる生活環境を確保すること。また、それらに必要な支援を要請すること。

- (4) 子ども・若者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、相談及び救済を求めること。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 保護者、育ち学ぶ施設、市民、国、県その他関係機関と連携し、子ども・若者の権利を保障するために、相談、救済及び切れ目のない支援を行う体制の構築を図り、支援や施策を行うこと。
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設及び市民に対し、これらの者が子ども・若者の権利を保障する役割を果たすために必要な支援を行うとともに、市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民が相互に協力し、社会全体で支える体制の構築を図ること。
- (3) 子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及び社会参画が可能な環境と機会の充実を図ること。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、その施設において、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 子ども・若者自らが権利の主体であることを理解するよう努めること。
- (2) 子ども・若者が生きる力を身に付け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、寛容さをもって、保護者、市及び市民と協力し合いながら支援を行うこと。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利の保障に努める。

- (1) 子ども・若者の健やかな成長のために、子ども・若者を社会の一員として尊重するとともに、保護者、市及び育ち学ぶ施設と連携しながら、その支援を行うこと。
- (2) 子ども・若者の生命と尊厳を守るため、安全・安心な地域づくりを行うこと。
- (3) 事業者は、雇用する労働者に対し、仕事と子育てが両立できるような環境づくりを行うこと。

(議会の役割)

第9条 議会は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割によって、子ども・若者の権利を保障する。

- (1) 議会活動を通じて、子ども・若者の権利に関する市の施策が基本理念に沿って推進されるよう、確認、提言等に努めること。
- (2) 子ども・若者の権利を尊重し、保障するため、必要に応じて国や県に働きかけること。
- (3) 子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及び社会参画の環境と機会の充実を図ること。

(権利を守るための取組)

第10条 市、育ち学ぶ施設及び市民は、子ども・若者の権利についての理解を深めるための周知、啓発及び教育を図るよう努めるものとする。

2 差別、いじめ、虐待、体罰等は重大な権利侵害であると強く認識し、保護者、市、育ち学ぶ施設及び市民は、その予防及び早期発見に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

3. 長岡市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

○委員

No	氏名	所属団体等	備考
1	渡辺 美子	NPO 法人市民協働ネットワーク長岡	委員長
2	山川 千恵子	長岡市主任児童委員会	副委員長
3	八木 義克	長岡市生徒指導研究会 中学校部	
4	内藤 貴志	長岡市生徒指導研究会 小学校部	
5	太田 洋一	長岡市私立保育園・認定こども園協会	
6	宮下 一穂	長岡市私立幼稚園・認定こども園協会	
7	佐藤 恵子	新潟県教育庁中越教育事務所	
8	宮下 あさみ	長岡市出雲崎町小中学校PTA連合会	
9	若井 仁資	長岡市子ども会連絡協議会	
10	櫻井 和夫	長岡市コミュニティ運営研究会	
11	日野 奈保子	NPO 法人多世代交流館になニーナ	
12	成田 涼	NPO 法人子どもの虐待防止ネット・にいがた	
13	田邊 香織	障害のある子どもの放課後活動を考える会・長岡	
14	五十嵐 俊子	長岡市母子保健推進員協議会	
15	高橋 美幸	長岡助産師会	
16	岩崎 佳洋	長岡公共職業安定所	
17	横澤 勝之	連合中越地域協議会	
18	久保 和喜	一般社団法人長岡青年会議所	
19	竹内 祐貴	公募	
20	池田 吏恵	公募	

○アドバイザー

小池 由佳	新潟県立大学人間生活学部子ども学科 教授
-------	----------------------

4. 長岡市子ども・子育て会議開催状況

○令和5年度

回数	開催日	議事内容
第1回	令和5年 6月19日	1.令和5年度長岡市子ども・子育て会議について 2.令和5年度子育て支援施策について 3.児童会館・児童クラブの在り方の検討について 4.第2期子育て・育ち“あい”プランの中間年の見直しについて 5.第3期子育て・育ち“あい”プラン策定に向けた調査について
第2回	令和5年 11月27日	1.子どもナビゲーターからの報告について 2.長岡市子どもの貧困対策連絡会議の報告について 3.令和3・4年度の子育て支援施策の実施状況について 4.長岡市こども計画（仮称）の策定について 5.ニーズ調査について 6.生活実態調査について
第3回	令和6年 2月28日	1.ニーズ調査・生活実態調査の結果速報について 2.今後の児童会館・児童クラブの運営等について 3.令和6年度長岡市教育・保育施設の利用定員について 4.令和6年度子育て支援に係る予算について

○令和6年度

回数	開催日	議事内容
第1回	令和6年 7月23日	1.委員長・副委員長の選出 2.令和6年度長岡市子ども・子育て会議について 3.令和5年度子育て支援施策の実施状況について 4.長岡市こども計画（仮称）について 5.グループワーク「大切にしたい視点」「盛り込みたい要素」
第2回	令和6年 10月21日	1.子どもナビゲーターからの報告について 2.長岡市子どもの貧困対策連絡会議の報告について 3.児童会館・児童クラブ運営業務委託のプロポーザルの結果について 4.長岡市若者の意識調査の報告について 5.長岡市こども計画（仮称）について
第3回	令和6年 12月16日	1.長岡市こども計画（仮称）（素案）について
第4回	令和7年 ●月●日	1.こども計画案にかかるパブリックコメント結果について 2.

5. 長岡市子ども・子育て会議条例

○長岡市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 31 日
条例第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として長岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関する事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は、委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 専門的及び具体的な事項を調査審議するため、必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(長岡市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 長岡市青少年問題協議会条例（昭和 40 年長岡市条例第 25 号）は、廃止する。

附 則（令和 5 年 7 月 3 日条例第 26 号）

- この条例は、公布の日から施行する。

6. 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

○長岡市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 26 年 3 月 31 日
教育委員会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長岡市子ども・子育て会議条例（平成 26 年長岡市条例第 5 号）第 7 条の規定に基づき、長岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第 2 条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(意見等の聴取)

第 3 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 部会の委員は、委員のうちから長岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指名する者で構成する。ただし、必要があると認めるときは、教育委員会は、委員以外の者を部会の委員に委嘱することができる。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の中から教育委員会が指名する者をもって、これを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議への報告)

第 6 条 部会長は、付議事項について調査審議したときは、その結果を子ども・子育て会議の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども・子育て課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めることのほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

長岡市こども計画

～第3期長岡市子育て・育ち“あい”プラン～

令和●年●月発行

発行：長岡市・長岡市教育委員会

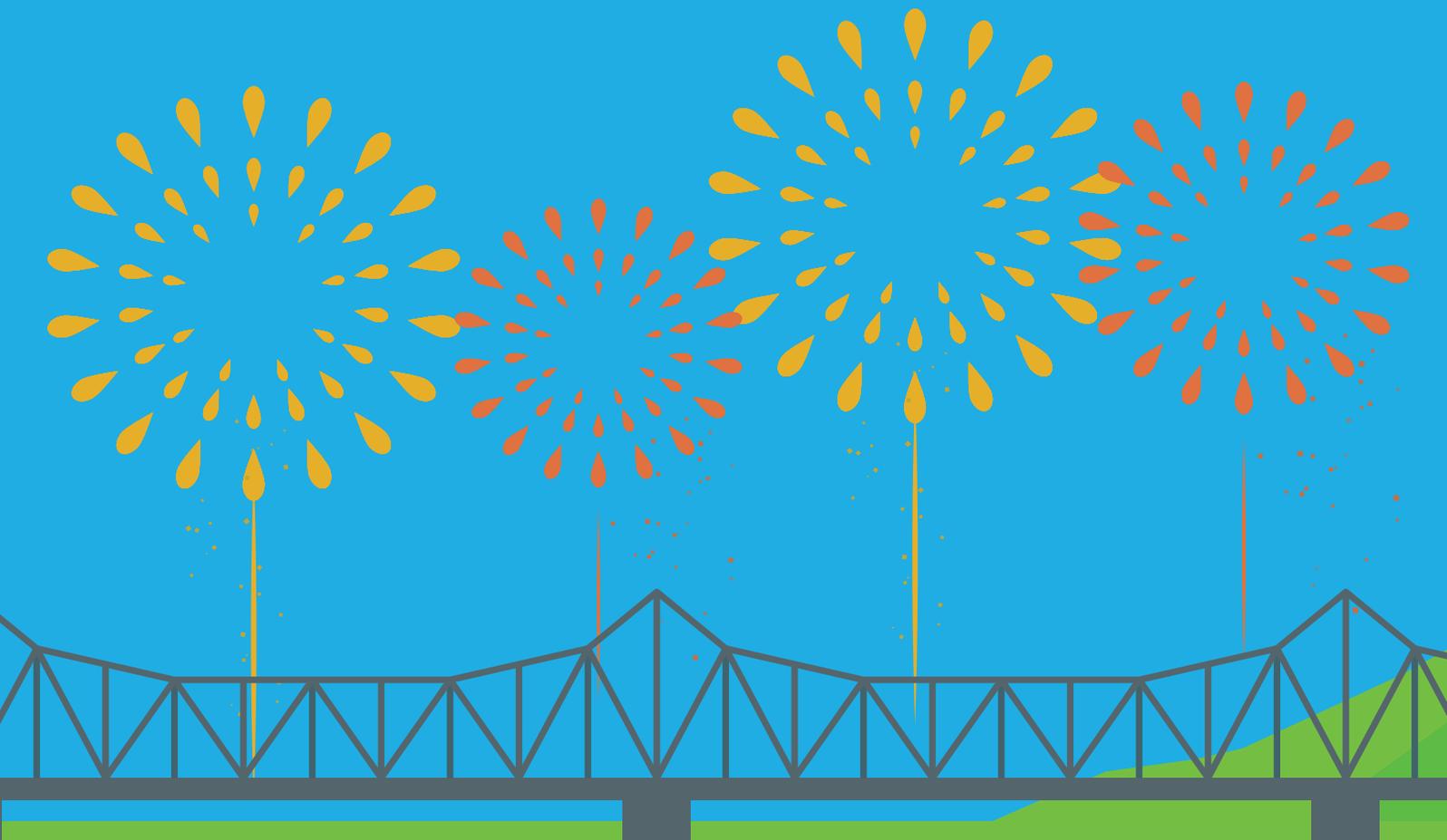
編集：長岡市教育委員会子ども未来部子ども・子育て課

〒940-0084

新潟県長岡市幸町2丁目1番1号

さいわいプラザ6階

TEL 0258-39-2300 FAX 0258-39-2605



長岡市
長岡市教育委員会

